

なごや子ども・子育て支援協議会 第6回教育・保育計画部会

日時：令和6年4月26日（金）14時00分

場所：市役所東庁舎5階 大会議室

- 1 今後の教育・保育施策のあり方検討について
- 2 子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方（答申案）における教育・保育にかかる施策の方向性について

資料1	今後の教育・保育施策のあり方について（意見書・案）
資料2	子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方（答申案）
資料3	施策体系の組み替えについて
資料4	次期子どもに関する総合計画策定にかかる検討資料
参考1	次期子どもに関する総合計画骨子案
参考2	各種調査結果

「今後の教育・保育施策のあり方」について
(意見書・案)

なごや子ども・子育て支援協議会
教育・保育計画部会

目次

はじめに	1
1 教育・保育ニーズの現状と課題	3
(1) 今後の待機児童対策	3
① 将来的な保育ニーズの減少局面を見据えた取組	
② 必要な利用枠の維持・確保に向けた施設整備の取組（既存施設の 老朽化対策）	
(2) 多様化する教育・保育ニーズへの対応	7
① 多様な教育・保育ニーズに応える取組	
② 未就園児の教育・保育ニーズに応える取組	
③ 配慮を必要とする子どもへの取組（障害児保育、医療的ケア児保育など）	
2 教育・保育の質の向上の現状と課題	11
(1) 教育・保育ニーズの重点のシフトに必要な量の提供とともに、 より質の高い教育・保育の提供へ	11
(2) 「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、 「保育所保育指針」に基づく教育・保育の実践の一本化	12
(3) 教育・保育の質の向上に向けた方策	12
① 評価制度の活用	
② 指導監査の改善	
③ 研修体制の充実・整備	
(4) 教育・保育に関わる職員体制の整備・充実	14
(5) 教育・保育に関わる施設設備の充実	16
(6) 公立施設の果たすべき役割	17
3 教育・保育に関わる行政の連携の現状と課題	18
(1) 幼児期の教育・保育と小学校との円滑な連携・接続の実現	18
(2) 教育委員会と市長部局間での教育・保育の所管部署の連携・統一	19
おわりに	21

はじめに

乳幼児期は、生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期（教育基本法第 11 条「幼児期の教育」）であり、全ての子どもに対して、日々の生活や遊びを通して質の高い教育・保育を行い、一人ひとりの子どもの育ちを等しく公平に支えていく必要がある。その中で、少子化の進行や働き方の多様化、女性の社会進出、社会のデジタル、グローバル化など、子ども・子育てを取り巻く環境は大きく変化している。

国においては、令和 5（2023）年 4 月にこども家庭庁が発足し、「こども基本法」の施行により、全ての子どもの権利を守り、常に最善の利益を第一に考え、子どもに関する取組・政策を社会のまんなかに据えていく「こどもまんなか社会」の実現を目指している。同年 12 月には、「こども基本法」の規定に基づき子ども施策の基本的な方針や重要事項等を定めた「こども大綱」や、次元の異なる少子化対策の実現に向けた「こども未来戦略」等を策定しており、本戦略では、子ども・子育て支援として、幼児教育・保育について「量の拡大から質の向上」へと政策の重点を移すという大きな方向性のもと、職員配置基準の改善などを掲げているところである。

さらには、子どもの生涯にわたるウェルビーイング向上のため、子どもの育ちの質の保障と向上に関する基本的な考え方を整理した「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」を策定し、本ビジョンに基づく社会全体の認識共有と、政府全体の取組を、「こども大綱」や「こども未来戦略」等と整合的に進めることにより、「こどもまんなか社会」の実現を強力に牽引することとしている。

その一方で、平成 23（2011）年、24（2012）年と待機児童が 1,000 人以上を超えて全国ワーストであり、保育を必要とする方に十分な提供ができない状況があった。これまでの 10 年は保育を必要とする方に提供が少しでも進むよう、積極的な「量の拡大」や、様々な教育・保育の提供等に取り組んできたところであり、平成 26（2014）年から 10 年連続で国基準として示されている待機児童ゼロを達成している。

近年の教育・保育に係る市民のニーズの動向に目を向けると、就学前の子ども数は減少し続け、保育の量的ニーズの伸びは鈍化傾向にあり、保育所等の定員充足率が低下する状況にある。また、幼稚園から認定こども園への移行や、幼稚園における預かり保育の実施といった、幼稚園に求められる役割は保育所等の役割と重なりつつある。一方、働き方の多様化による休日保育や長時間の延長保育を利用する方の増加や、障害のある子どもや外国につながる子どもといった、配慮が必要な子どもの増加など、多様な教育・保育ニーズへの対応が引き続き求められている。さらには、子育て世帯

の社会的孤立がクローズアップされ、国において新たに「こども誰でも通園制度」の創設に向けた動きが見られることも考慮しなければならない。

また、量の拡大に伴い、供給量が満たされていく中で、子どもが心身ともに満たされ、豊かに生きていくことを支えられる環境や経験の「質の向上」につながる部分がこれまで以上に重要になっていくと考えられる。全ての子どもの育ちを等しく公平に支えていくためには、国の策定した「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」などを踏まえながら、教育・保育の「質の向上」に重点をシフトしていく必要がある。

教育・保育に係る市民のニーズが「量の拡大」から、これまで以上に「質の向上」に移行し、幼稚園や保育所等に求める各々の役割も重なりつつある上、子どもの数が減少していく中において、今後、子どもたちに、どのような教育・保育を提供していくのか、単純に「教育」、「福祉」といった従来の枠組みにとらわれることなく、子どもに関わる施策全体を見渡して考えなければならない。

そのためには、名古屋市の幼稚園や保育所等を利用する全ての子どもの育ちを等しく公平に支えるべく、施設類型に関わらず、子どもたち、また、その保護者が安心して利用できるよう子ども・保護者の視点から、今後の教育・保育の基盤の整理をすることが必要であり、名古屋市においても教育・保育を支える体制についての検討が必要な時期にきているものとする。

このような状況を踏まえ、なごや子ども・子育て支援協議会教育・保育計画部会においては、子ども・子育てを取り巻く環境の変化や国の動向を踏まえつつ、10年先を見据えた名古屋市における教育・保育施策に関する基本的な考え方及び今後のあり方について検討することが急務であると考え、部会において出された様々な論点について次のように取りまとめたので報告する。

令和 年 月 日

なごや子ども・子育て支援協議会

教育・保育計画部会

1 教育・保育ニーズの現状と課題

(1) 今後の待機児童対策

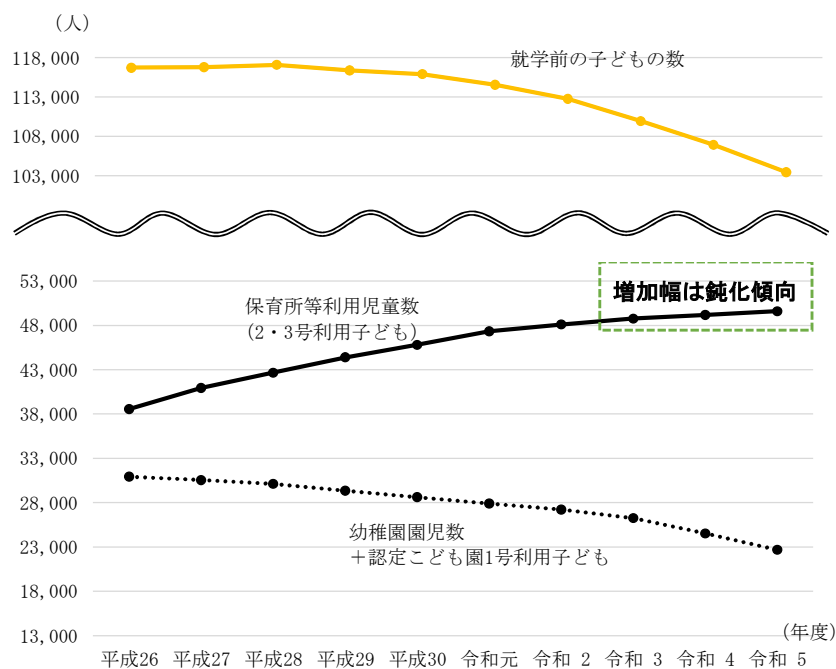
名古屋市の就学前の子どもの数は平成 29（2017）年度以降年々減少しており、令和 5（2023）年 4 月には 103,425 人となった。

子どもの数は減少しているものの、保育の量的ニーズ（以下「保育ニーズ」という。）の高まりに伴い、保育所等の 2・3 号利用子どもは増え続けているが、令和 5（2023）年 4 月時点の利用申込数の増加幅 529 人は、最も大きかった平成 26（2014）年 4 月時点の増加幅 1,858 人の約 3 割弱であり、近年鈍化傾向にある。

幼稚園の利用子ども及び認定こども園における 1 号利用子どもの総数は、直近 10 年間減少を続けているが、そのうち保育の必要性の認定を受けている子どもが約 2 割いる。

保護者のニーズについて、これまでの“利用したい施設があるものの、やむを得ずどこでもいいから預かって欲しい”といった状況から、育児休業取得が可能な期間は育児休業を取得する、就学前まで継続して利用できる施設のみの利用を希望するなど、保護者が本来求めているニーズが顕在化しつつある。

(参考) 就学前の子ども・幼稚園、認定こども園、保育所等の利用子どもの推移



① 将来的な保育ニーズの減少局面を見据えた取組

民間保育所等の新設整備や公立及び民間保育所等における定員超過入所など様々な手法により量の拡大に取り組んできた結果、平成 26（2014）年度以降 4 月 1 日時点の待機児童数はゼロを達成している。

平成 27（2015）年度の子ども・子育て支援新制度の開始にあたり、民間保育所等に対して面積基準上可能な限り受入れを依頼するとともに、2・3 号利用定員を減少する際には一定の要件を設けるなど、待機児童が発生しないよう取り組んでいる。その結果、各園の考える適切な規模での保育が実現しづらい状況となっている。

また、少子化の進行により、近年の保育ニーズの伸びは鈍化しつつあり、定員充足率が低下傾向にある。年度途中からの利用もあるため、定員充足率は年度末に向けて上がっていくものの、地域型保育事業の定員充足率については、保育所及び認定こども園と比較して低く、特に注視すべき状況にある。利用する子どもの減少により経営状況が悪化し急に閉園となった場合には、転園を余儀なくされるなど利用者に大きな負担が生じることや、利用枠の不足による待機児童の発生が懸念される。

こうした状況を踏まえ、将来的な保育ニーズの減少局面を見据えた、今後の待機児童対策について検討が必要な時期にきているものと考えている。

<局地的な保育ニーズ>

地域によっては、マンション建設や大規模な宅地開発等による一時的な子どもの増加が今後も見込まれる場合がある。

局地的な保育ニーズに対しては、年齢ごとの保育ニーズの推移予測を精査の上、既存の社会資源の活用や、慎重に地域を精査した上での賃貸方式による民間保育所等の設置を検討することが望ましいと考える。

<広域利用>

子ども・子育て支援新制度では、居住地に限らず利用施設を選択できる広域利用が前提となるが、名古屋市では、市内に居住する子どもが利用希望施設に入らず待機児童となってしまうおそれがあることから、市外に居住する 2・3 号子どもの受入れを行っていない状況にある。

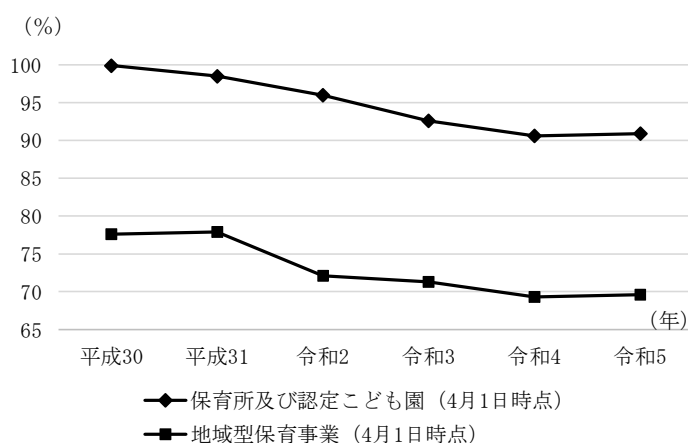
近年の利用申込数は増え続けているが、保育ニーズの伸びは鈍化しつつあり、定員充足率が低下傾向にあることを踏まえ、広域利用の実施について検討すべきである。

<待機児童対策のソフトランディング>

将来的な保育ニーズの減少局面を見据え、定員充足率を注視しながら、従来の待機児童対策のために行ってきた民間保育所等に対する定員減少の制限や公立保育所における定員超過入所について見直しを行うとともに、民間保育所等の急な閉園の際にも在園児が卒園するまでの間、必要な利用枠を維持・確保できるようにすることや、当該地域において利用枠の不足が生じないようにすることについて検討すべきである。

具体的には、民間保育所等が考える適正な定員規模による運営ができるよう、より柔軟な定員減少が可能となるような仕組みづくりや、地域型保育事業の閉園などに対し、待機児童対策がソフトランディングできるよう急な閉園を防ぐ支援の仕組みづくりを検討する必要がある。

(参考) 保育所等の定員充足率の推移 (3歳未満児)



② 必要な利用枠の維持・確保に向けた今後の施設整備の取組 (既存施設の老朽化対策等)

待機児童対策のソフトランディングを進める際には、新設を柱としてきた施設整備についても見直す必要がある。今後の施設整備については、既存施設における利用枠の維持・確保に向けた取組を行うことがより重要となる。

築40年を経過した民間保育所等は90園（令和5年4月1日時点）あり、今後10年を見据えた場合には、改築における整備補助の対象となる50年経過の施設が増えることとなる。

従来の施設の老朽改築においては、待機児童対策の観点から利用枠の増加を図るように整備補助を行っているが、保育ニーズの伸びは鈍化傾向にあり、利用枠の増加を図る必要性は今後低下することが想定される。

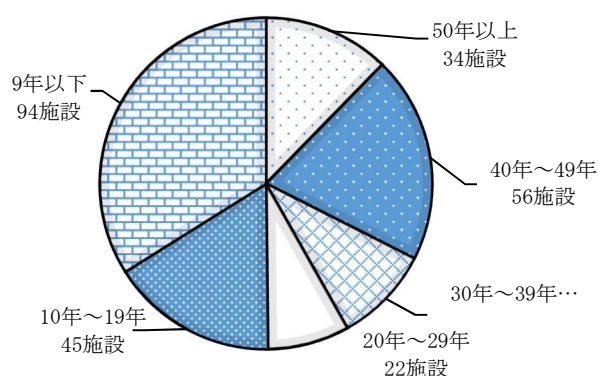
一方で、該当施設の抱える利用枠は保育所等全体に占める割合が大きく、ソフトランディングによる利用枠の減少局面においても待機児童を生じさせないためには、これらの施設の運営を一定維持することが、待機児童対策上、今後より大きな役割を果たすことになるものと考えられる。

<既存施設の利用枠を維持・確保するための支援等>

今後一層施設が老朽化していく中において、保育の安全確保の上からも老朽化対策は急務であることから、利用枠の増加を前提とした現行の整備補助について柔軟な対応ができる仕組みを、国の補助金の活用要件との整合性を図りながら検討していくことが望ましいと考える。また、新たに修繕に向けた仕組みづくりを検討するなど既存施設の利用枠を維持・確保するための支援が必要である。

加えて、従来の待機児童対策の枠組みの中で実施してきた、幼稚園から認定こども園への移行における整備補助について、地域における利用枠が供給過剰とならないように留意しつつ、国の補助金の見通しも踏まえ順次見直しを行う必要がある。

（参考）民間保育所等の築年数別状況（令和5年4月1日現在）



(2) 多様化する教育・保育ニーズへの対応

就学前の子ども数が減少する一方で、働き方の多様化により休日保育や長時間の延長保育を利用する方が増加している。また、障害のある子どもや外国につながる子どもといった、配慮が必要な子どもも年々増加している。これらの多様な教育・保育ニーズへの対応は引き続き求められるとともに、さらには、子育て世帯の社会的孤立がクローズアップされ、国において新たな「こども誰でも通園制度（仮称）」の創設に向けた動きも見られる。

① 多様な教育・保育ニーズに応える取組

名古屋市では、様々な教育・保育の取組を実施しており、これらの取組の充実を期待する声は高い状況にある。さらに取組を充実させるためには、必要な実施か所数を確保するとともに、利用する子どもにとって心地の良い居場所となるよう取り組み、さらに、保護者が必要とする情報に容易にたどり着き、事業内容についてわかりやすく情報提供を行うことで、利用しやすい制度として、さらなる活用につなげる必要がある。

特に休日保育事業と産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業、病児・病後児デイケア事業については、以下の課題がある。

<休日保育事業>

休日保育事業は、日曜日、祝日に勤務できる職員の確保が難しいことや、利用実績に応じて公定価格が支払われることから安定的な運営が難しく、利用枠を増やすことが困難な状況にある。

一方で、働き方の多様化等によるニーズが高まっている中で、利用希望が多くキャンセル待ちが発生しており、日曜日・祝日に子どもを預けなければならない保護者のセーフティーネットとして、利用枠を拡充していく必要がある。

そのためには、利用を希望する方をしっかりと受け入れられる職員配置が可能となるような補助制度の拡充等の負担軽減策を検討する必要がある。

<産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業>

産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業は、比較的利用枠に余裕のある、年度初めに生まれる子どもの方が予約しやすい状況にある。その一方で、キャンセル待ちが発生していることから、全ての人が利用しやすいように制度を見直し、

拡充する必要がある。

＜病児・病後児デイケア事業＞

病児・病後児デイケア事業は、当部会が利用者に対して実施したヒアリングにおいて、予約が取りにくいといった声や、事業自体を知らなかったという声があった。子どもの急な病変時等に預けられることで、働きながら子育てをする保護者のセーフティーネットとして必要な事業であるため、事業周知や利用しやすい仕組みづくりについて検討する必要がある。

＜教育・保育施設の空きスペースを活用した新たな取組＞

今後、保育ニーズが減少する局面では、恒常的な空きスペースが発生することも想定される。将来的に発生が見込まれる空きスペースを活用して、前述した保育所等の広域利用や、後述する「こども誰でも通園制度」のほか、放課後児童健全育成事業など、子どもたちの育ちに資する事業を行うことが望ましい。

② 未就園児の教育・保育ニーズに応える取組

令和4（2022）年度に児童福祉法の改正が行われ、一時預かり事業のレスパイト利用が明確化されるなど、ますます社会的に子育て支援の充実が要請されるようになってきている。

名古屋市では、就労要件を問わず、未就園児を対象に、1回最大10時間、月3回まで一時預かりする事業である「リフレッシュ保育」を一時保育事業の1類型として、保育所等において実施しており、一時保育事業は、実施施設によっては実績ベースで見ると定員枠が埋まっていない状況にある。その一方で、当部会が利用者に対して実施したヒアリングにおいて、予約が取りにくいという声もあった。

一時保育事業は、子育て世帯に対する支援において重要な事業であることから、利用枠の拡充と合わせて、保護者にとっての利用のしやすさについても研究し、柔軟な対応を検討する必要がある。

また、国においては、令和5（2023）年度から未就園児の子どもたちの発達を促すことや、育児疲れの保護者に対する継続的な支援を目的とした「空き定員等を活用した未就園児の定期的な預かりモデル事業」（以下「モデル事業」という。）を実施している。

名古屋市では、令和 5（2023）年度から、国のモデル事業として、育児不安等を抱える世帯を対象に、アウトリーチ型で利用者を決定し、利用につなげることで、これまで行政の支援につながりにくかった子育て家庭を支援しているところである。支援が行き届きにくい家庭へのアウトリーチ型による支援については、引き続き取り組んでいく必要がある。

さらに、国においては、令和 6（2024）年度から「こども誰でも通園制度」の本格実施を見据えた試行的事業を開始し、就労要件を問わず 0 歳 6 か月から満 3 歳未満の未就園児を対象に、月 10 時間を上限とし、時間単位等で柔軟に利用することとしている。

「こども誰でも通園制度」の実施にあたっては、教育・保育の質をしっかりと担保した上で、多くの必要な方が利用しやすいよう、国の動向を注視しつつ、制度の検討を行うべきである。その際には、既存事業である一時保育事業と類似した制度である点について、本格実施に向けて現行制度との整理をしていく必要がある。

③ 配慮を必要とする子どもへの取組（障害児保育、医療的ケア児保育、外国につながる子どもの保育など）

法整備や保育ニーズの増加に伴い、障害のある子どもや、発達支援や医療的ケアが必要な子どもの教育・保育ニーズが増えているが、受入れ体制の確保が難しい状況にある。特に、医療的ケアが必要な子どもについては、安心・安全に受け入れる体制として、看護師等の体制確保やその育成及び受け入れる施設機能の整備について課題がある。

また、日本で働く外国人の増加に伴い、名古屋市でも外国人住民数は 10 年前と比べて約 2 万人増加している。名古屋市においては、20 代、30 代の割合が高く、今後、外国につながる子どもは増加していくことが見込まれる。

多様な子どもの育ちを等しく公平に支えていくためには、統合保育の理念を大切にしながら、多様な子どもをどのように教育・保育していくのか、インクルーシブの視点で検討する必要がある。

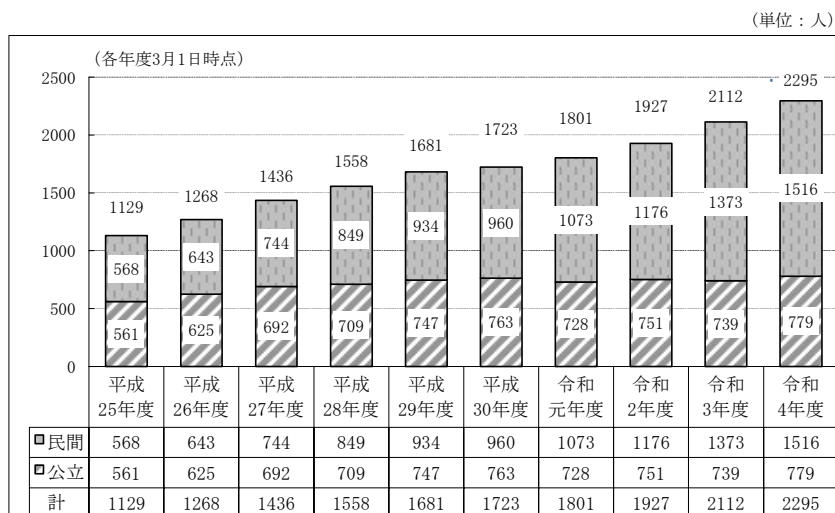
<障害児保育・医療的ケア児保育>

年々増加している障害児保育、発達支援や医療的ケア児保育が必要な子どもについて、受入れ体制の確保を検討する必要がある。そのため、一部の民間保育所等での受入れが進まない要因を分析し、これまで以上に積極的に受け入れられるよう、他都市の取組状況を踏まえ、補助の考え方の見直し及び人件費やその他のサポートの充実を検討する必要がある。

<外国につながる子どもの保育>

外国につながる子どもやその家庭とのやり取りにおいて、言葉が通じないことや文化や習慣が異なることに起因する課題を抱えている場合があることから、子どもや家庭とのコミュニケーションを円滑に進めることができるよう必要な支援を検討する必要がある。

(参考) 保育所等利用障害児数の推移



2 教育・保育の質の向上の現状と課題

(1) 教育・保育ニーズの重点のシフトー必要な量の提供とともに、より質の高い教育・保育の提供へ

名古屋市では、これまで待機児童対策として量の拡大を進めてきたが、保育所等利用申込者数の伸びは鈍化傾向にあり、保育所等の定員充足率が低下する状況にある。

将来的な保育ニーズの減少局面においても、待機児童を出さないよう引き続き必要な量の提供を行うことが必要であることに加え、これまで待機児童対策として積極的な量の拡大を進めてきたが、供給量が満たされていく中で、子どもが心身ともに満たされ、豊かに生きていくことを支えられる環境や経験の「質の向上」につながる部分がこれまで以上に重要になっていくと考えられる。

今後、さらに教育・保育の質を高めていくためには、職員研修等の充実を図るとともに、保育所等が行う既存の評価制度のさらなる活用や名古屋市が行う指導監査のより効果的な実施方法について検討していく必要がある。

また、教育・保育を担う人材の確保は、質を担保する上で必要不可欠である。名古屋市では、これまでも保育士確保対策として、独自の処遇改善の取組を進めてきているところであるが、令和6（2024）年4月には、保育所等における職員配置基準が改正され、引き続き、保育士確保が困難な状況が継続するものと想定されることから、さらなる保育士確保対策により一層取り組まなければならない。

質の向上に向けて、公民が両輪となり、幼稚園・保育所等の施設類型を問わず名古屋市全体の教育・保育の質を高めていくことが求められるため、公立施設の果たすべき役割についても今一度検討する必要がある。

国において「量から質へ」という大きな方向性が示され、新たに「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」が策定されている中、名古屋市においても、これまで以上に教育・保育の「質の向上」に取り組むべき時期にきているものとする。

(2) 「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「保育所保育指針」に基づく教育・保育の実践の一本化

「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「保育所保育指針」(以下「要領等」という。)において、幼稚園や認定こども園、保育所等が幼児教育・保育を行う施設として共有すべき事項(育みたい資質・能力、幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿)が示されている。

名古屋市では、これまでのところ「名古屋市幼稚園教育指針」や「名古屋市保育ガイドライン」、「名古屋市教育・保育に関する全体的な計画・指導計画(参考)」などを策定し、要領等に基づく教育・保育の実践に取り組んでいる。

<教育・保育の質の向上に向けた統一的なビジョンやガイドラインの策定>

教育・保育の課題が「量から質」への転換期を迎える中、名古屋市の全ての子どもの育ちに係る質を一体的に支えていくためには、「こども基本法」の理念や国が策定した「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」との整合性を図りながら、名古屋市が目指すべき教育・保育施設における、子どもの育ちの質の向上に向けた統一的なビジョンやガイドラインを策定し、幼稚園、保育所等の施設類型を問わず教育・保育の質が担保され、維持されるスキームが必要である。

併せて、統一的なビジョンやガイドラインを踏まえ、計画、実践、評価、改善といったPDCAサイクルをそれぞれの教育・保育施設が確立することにより、教育・保育の質の向上に向けた、よりよい園づくりのための実践を促していく仕組みも検討する必要がある。

(3) 教育・保育の質の向上に向けた方策

① 評価制度の活用

教育・保育の質を向上させるためには、自己評価や第三者評価の受審率向上に向けた取組を行うべきである。

保育所等の場合、社会福祉法に基づく自己評価や第三者評価があるが、自己評価等は一部の施設でしか取り組まれておらず、特に第三者評価の受審率は15%程度にとどまっている状況にある。そのため、特に第三者評価については、民間保育所等の受審にかかる負担軽減策やインセンティブを検討することが必要である。

また、第三者評価の受審後もより良い保育に向けて名古屋市が保育所等をフォ

ローアップしたり、指導監査に結びつけたりする仕組みや、利用者を含め、第三者評価等の結果を誰でも容易に確認できる仕組みが必要である。

幼稚園の場合は、学校教育法に基づく自己評価や学校関係者評価があり、法的位置づけが異なっているが、実施義務のある自己評価も一部の施設で取り組まれている現状にある。また、自己評価、学校関係者評価についての確認体制は、現状では仕組みがない。

このように、現状においては幼稚園と保育所等はそれぞれ別の評価制度が設けられているところであるが、名古屋市の全ての子どもの教育・保育の質を一体的に支えるためには、名古屋市としての評価制度の活用・改善について検討することが望ましいと考える。

② 指導監査の改善

民間保育所等に対する指導監査は、適正に施設が運営されているか認可基準等の法令やガイドラインなどに照らし合わせ、各施設に対し年1回行うこととされており、原則実地にて実施しているが、児童福祉法施行令が改正された令和5(2023)年度から一部施設は書面監査により行っている。

施設数が増加した中で、限られた人員や時間で、保育の質の底上げを図るためには、指導監査の改善状況や第三者評価の結果などを踏まえて、指導監査を重点的に行う施設を選定することが必要である。

また、ICTも活用した効率的な指導監査を行うとともに、重大な事案等に早急に対応できるよう体制を確保することも必要である。

なお、私立幼稚園に対しては、所管庁である県において、私立学校指導検査が行われている。

③ 研修体制の充実・整備

保育従事者等への研修は、市長部局が職種別・経験別に実施し、体系化を図っている。また、教育委員会においても、幼児教育の質の向上のために私立幼稚園や保育所等を対象とした研修を行っているところである。「量から質」への転換期にあたり、保育士等一人ひとりの資質や専門性を高めるための研修等による自己研鑽は一層重要であるが、現状の職員体制を踏まえると、研修への参加が難しい

施設もある。

研修が日々の保育の質の向上に直接的につながられるよう、「互いに保育を見合い、対話する」実践的な研修が地域単位で行われることや、研修機会の確保のため、オンライン研修の増加に併せて無理なく受講できるような環境の整備を行うなど、研修の充実を一層図ることが必要である。

研修内容についても、指導監査等の結果を踏まえ、子どもの最善の利益を考慮し、子どもの主体的な活動を援助する保育実践につながるよう見直しを行っていく必要がある。

名古屋市の教育・保育の質の向上を一体的に支えるためには、本意見書で策定を提言している名古屋市としての幼児期の教育・保育に関する統一的なビジョンやガイドラインに基づく、幼稚園、保育所等の施設類型に関わらない研修体系を構築することが望ましいと考える。例えば、名古屋市の教育・保育の研修に関する情報の一元的な提供など、実現しやすいと思われるものから段階的に取り組む必要がある。

（４）教育・保育に関わる職員体制の整備・充実

名古屋市内の幼稚園教諭・保育士養成校の入学者は年々減少している。また、保育士資格を取得した、市内の幼稚園教諭・保育士養成校の卒業者の約１割強は、保育所や幼稚園等ではなく、民間企業等に就職しているといった現状がある。

保育士の有効求人倍率は、全国的な保育士不足の影響もあり、高い水準で推移している。令和５（２０２３）年１２月の愛知県は４．１２と、全職種平均の１．３３の３倍以上の水準となっている。

さらには、令和６（２０２４）年４月には、保育所等における職員配置基準が改正され、公定価格において新たに加算が設けられたことで、さらなる職員配置が可能となったところである。一方で、新たに保育士を確保する必要があることが見込まれる。

名古屋市は、これまでも保育士確保対策として、年齢や経験年数に応じて公立保育所の保育士と同水準の給与を保障する「運営費補給金」や「奨学金返済支援事業」など、独自の処遇改善の取組を進めてきているところではあるが、今後、

さらなる確保策が求められる。

また、幼稚園教諭の有効求人倍率について、愛知県は 4.78 と保育士と同様に高い水準となっており、確保が困難な状況にある。

このような状況を踏まえ、特に、「処遇改善」、「教育・保育の仕事の魅力発信」及び「離職防止」について重点的に取り組むことが必要である。

＜処遇改善＞

保育士確保を進めるためには、離職防止や負担軽減といった働きやすさの面での処遇改善とともに、給与面での処遇改善が不可欠である。

依然として保育士の給与水準は、全産業水準と比べると低水準に留まっており、多様な種別の幼稚園、保育所等、公民合わせて、さらなる処遇の改善が必要であると考ええる。

国の「こども未来戦略」においては、職員の配置基準の見直しに併せて処遇改善についても言及していることから、国の動向を踏まえながら、本市としても、より一層、幼稚園教諭や保育士の処遇改善の検討につなげていく必要がある。

＜教育・保育の仕事の魅力発信＞

教育・保育の仕事は、保護者とともに、子どもの成長を支え、喜びを分かちあうことを通して、社会の基盤を担うものであり、社会にとってかけがえのないものである。また、小学生のなりたい職業ランキングでは、幼稚園教諭や保育士は上位にランクする職業となっている。

一方、近年の教育・保育に関する話題は、教育・保育の仕事の魅力ではなく、給与の低さや責任の重さ、早期離職などマイナスのイメージにつながる内容が取り上げられることも多く、幼稚園教諭・保育士養成校の入学者の減少の一因となっているものと考えられる

中長期的な幼稚園教諭・保育士確保のためには、将来的に一定数の幼稚園教諭・保育士の「成り手」を確保することが重要である。そのためには、進路や職業選択について現実的に考え始める中高生やその保護者、学校関係者等を対象として、幼稚園や保育所等の職場見学や保育体験など、教育・保育の仕事の魅力を積極的に伝える機会・情報発信を増やすなどといった取組について検討が必要である。

加えて、潜在保育士や新たに保育士資格を取得した他業種からの転職希望者などを採用につなげるための取組についても検討が必要である。

また、そのような取組をより効果的なものとするために、幼稚園、保育所等、幼稚園教諭・保育士養成校、名古屋市が、課題認識を共有して、これまで以上に幼稚園教諭・保育士の魅力向上の取組を連携して行うことが重要である。

＜離職防止＞

教育・保育の質を向上するためには、名古屋市と幼稚園、保育所等が連携して、処遇改善や、より質の高い教育・保育を提供する幼稚園教諭・保育士の育成などを行うとともに、そのような幼稚園教諭・保育士が継続的に勤めようと思える環境をつくり、より良い働き方を実現できる仕組みづくりをしていくことが必要である。

離職防止のための環境整備としては、物理的に子どもと離れ各種業務を行うための「ノンコンタクトタイム」の確保や臨床心理士等のカウンセリングによる心理的支援、時代に対応しうるＩＣＴ環境の整備等、仕事上の一層の負担軽減を図るための取組を行えるような方策について、検討をしていく必要がある。

さらには、名古屋市が先導して、ライフスタイルに合った働き方を実現できるよう、働き方の改革に取り組む体制や意識を醸成していくことが必要である。

（５）教育・保育に関わる施設設備の充実

子どもたちが日々過ごす教育・保育環境を、安心・安全で、子どもの健やかな成長に資する良好な環境として充実させることは、教育・保育の質を担保するために必要な取組である。

また、幼稚園・保育所等においては、安全計画の策定が各施設に義務づけられており、計画を実行する際には、子どもたちの安全・安心を担保するための施設設備の充実が十分に図られるよう支援することについて検討する必要がある。

名古屋市では、防犯設備の設置や送迎用車両への安全装置の装備等、技術の進歩に伴い、より安心・安全な教育・保育環境の実現に向けた補助を行っているところである。加えて、当部会が利用者に対して実施したヒアリングにおいては、生活に広く浸透してきているデジタル環境に対応しうるＩＣＴ環境等のさらなる充実を求める声もあった。引き続き、教育・保育に関わる施設設備に求められる

今日的な課題、機能について、安心・安全で子どもの健やかな成長に資する良好な教育・保育環境の実現に向けて検討していくことが望ましいと考える。

（６）公立施設の果たすべき役割

今後、多様な教育・保育ニーズに的確に対応し、教育・保育のさらなる「質の向上」を図るとともに、今日的な課題である「幼保小連携・接続の推進」等を進めるためには、公民が両輪となって取り組むことが重要である。

そのためには、これまで果たしてきた公立、民間の役割を振り返り、その中で公立施設がさらにどのような役割を果たすべきか今一度検討する必要がある。

本意見書で策定を提言している名古屋市としての幼児期の教育・保育の質の向上に向けた統一的なビジョンやガイドラインを今後策定した際には、名古屋市が目指す教育・保育の実現に向けて、市立幼稚園・公立保育所が連携し、積極的に実践研究を行い、その結果について情報を発信していくなどの必要がある。

＜市立幼稚園の役割＞

市立幼稚園は、本市の幼児教育のモデルとなる教育実践を発信し、本市の教育・保育の質の向上に資するよう取り組むべきである。

とりわけ、幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な接続のあり方やインクルーシブ教育を始めとした今日的な課題についての実践研究を行い、その成果を私立幼稚園や民間保育所等に広げていく先導的な役割を担う必要がある。

＜公立保育所の役割＞

公立保育所は、「エリア支援保育所」として機能強化を図り、区役所（民生子ども課・保健センター）、児童相談所等の関係機関同士のネットワーク構築のコーディネート役を果たすとともに、地域の実情に応じた教育・保育の質の向上に取り組むべきである。

また、これまでも公立保育所が行ってきた、地域における様々な保育のセーフティーネットとしての役割を引き続き果たしていく必要がある。多様な保育・子育てニーズに対応するため、機能の再点検や新規事業に積極的に取り組むなど、機能の付加について検討すべきである。その際には、通常保育も含めた十分な職員体制の確保、施設改修等による環境の整備が必要である。こうした取組については、地域全体の保育所等の配置バランスを踏まえながら行う必要がある。

3 教育・保育に関わる行政の連携の現状と課題

平成 29～30 年に改訂（改定）された現行の「幼稚園教育要領」、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「保育所保育指針」では、幼児期の終わりまでに育ってほしい「10 の姿」が共通して示され、資質・能力が一貫して育まれるよう幼稚園、保育所等での幼児教育から小学校教育へ円滑な接続を図ることが求められることとなった。

このような流れの中、教育・保育に係る市民のニーズも「量の拡大」から、これまで以上に「質の向上」に移行し、幼稚園や保育所等に求める各々の役割も重なりつつある。子どもの数が減少していく中において、今後、子どもたちに、どのような教育・保育を提供していくのか、単純に「教育」、「福祉」といった枠組みにとらわれることなく、子どもに関わる施策全体を統合的、横断的に考えなければならない。

そのためには、幼稚園や保育所等を利用する全ての子どもの育ちを等しく公平に支えるべく、施設類型に関わらず、子どもたち、また、その保護者が安心して利用できるよう子ども・保護者の視点から、今後の教育・保育の基盤の整理をすることが必要であり、名古屋市においても教育・保育を支える体制についての検討が必要な時期にきているものとする。

（1）幼児期の教育・保育と小学校教育との円滑な連携・接続の実現

国においては、これまでの幼保小の連携・接続の取組を振り返り、行事交流等にとどまり、資質・能力をつなぐ小学校のカリキュラムの編成・実施が行われていないことや「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」が連携の手がかりとして十分機能していないといった課題認識の下、令和 5（2023）年に「幼保小の架け橋プログラム」が策定され、主体的・対話的で深い学びの実現を図り、一人ひとりの多様性に配慮した上で全ての子どもに学びや生活の基盤を育むことを目指すこととされた。

名古屋市では、これまで、国公立幼稚園、公立保育所、私立幼稚園、民間保育所等による名古屋市幼児教育研究協議会（以下「名幼研」という。）において、幼児教育・保育の振興と向上のための取組を進めてきており、小学校との連携・交流等を図ってきた。また、幼稚園や保育所等の研修会等において幼保小の連携を

テーマに開催するといった取組等も行ってきたところである。

今後は、幼児期の教育・保育と小学校教育との連携・接続を通して、目指すべき共通の資質・能力が一貫して育まれるように、これまでの取組を基礎としつつ、国が推進しようとしている「幼保小の架け橋プログラム」や、本意見書で策定を提言している名古屋市としての幼児期の教育・保育の統一的なビジョンやガイドラインを踏まえて、幼保小それぞれの想いや課題認識を共有し、幼保小接続のためにどのような取組が必要であるのかを検討し、それを実行していく体制を整備していくことが必要である。

幼稚園や保育所等での遊びの中での学びを、小学校における「主体的・対話的で深い学び」にどのようにつなげていくのか、教育委員会と市長部局がその課題を共同で検討・推進し、実践研究の中心的役割を担う体制を構築する必要がある。例えば、名幼研の構成員として幼保小の連携・接続を担当する小学校の教員も参画し、地域ごとの情報共有や連絡調整を担うことにより、幼保小の連携・接続の取組を円滑にすることや、さらには、各学校、幼稚園・保育所等、あるいはその地域における中核的な学校・施設での、幼保小の連携のためのコーディネーターの配置等といった、より具体的かつ体系的な仕組みづくりを考えていくべきである。また、その際には、幼稚園・保育所等と、特別支援学級や特別支援学校との円滑な連携・接続のために必要な取組についても検討していく必要がある。

（２）教育委員会と市長部局間での教育・保育の所管部署の連携・統一

国制度においては、幼稚園の認可は都道府県が行い、保育所等の認可は都道府県及び政令指定都市、中核市が行っている。また、私学助成を受ける私立幼稚園の運営費補助は都道府県が行い、その他の施設の運営費給付は市町村が行っている。

この他、都道府県及び市町村が、独自に補助事業を行っている場合もある。

このように複雑な許認可権者や運営費等の補助・給付権者の違いが、これまで教育・保育を一体的に考えていくことを阻害してきた要因の一つであり、改善を図る必要がある。

名古屋市においては、子ども・子育て支援新制度のスタート以前からの経緯もあり、原則、私学助成を受ける私立幼稚園への独自補助等については教育委員会

が所管し、その他の施設への運営費給付や独自補助は市長部局が所管している。

全国の動向を見た場合、名古屋市を除く、19の政令指定都市においては市長部局が、私学助成を受ける私立幼稚園への独自補助等についても所管することで、政令指定都市が行っている私立幼稚園及び保育所等に係る運営費給付や独自補助等について一元的に所管している。

幼稚園や保育所等を利用する全ての名古屋市の子どもの育ちを等しく公平に支えていくという観点から、名古屋市においても、まずは、他の政令指定都市と同様に、私学助成を受ける私立幼稚園の所管部署を統一し、全体的な視点から今後の教育・保育を一元的に企画立案や情報発信等をできるような体制を実現することが必要である。

一元化した行政の体制の下、それぞれの施設の教育・保育理念を尊重しつつ、共通化・効率化すべき事項は必要に応じて実施する等、施設類型ごとの長所を活かし、個々の施設の有する力を最大限に引き出せるような企画立案を行うことにより、子どもの最善の利益につなげる必要がある。

教育・保育に関わる教育委員会と市長部局との関係の調整、整理・見直しは、本部会が教育・保育の今後のあり方として提言する課題を実現する上で、どうしても必要な課題である。

おわりに

＜まとめとして — 名古屋市への要望＞

本意見書においては、名古屋市の子ども・子育てを取り巻く環境の変化や、教育・保育に関する現状と課題を踏まえながら、名古屋市の全ての子どもの育ちを等しく公平に支えるために必要な取組や課題について、3つの論点から様々な意見を述べてきたところである。

今後、これらの意見について、名古屋市が真剣かつ丁寧に受け止め、今後の教育・保育施策に関する基本的な方針を整理、検討するとともに、次期名古屋市子どもに関する総合計画（わくわくプラン）に反映するなど、予算や人員の措置がなされ、必要な事業として実施されることを切に望み、意見書のまとめとする。

＜付帯事項 — 継続的な検討課題＞

本部会において、これまで述べてきた様々な意見に加え、将来に対応すべき以下の課題についての意見もあった。これらについても継続して検討すべきであることを申し添える。

- ・財源や人員等の整理を国に働きかけた上での、県所管の私立幼稚園の設置認可等の権限及び財源の名古屋市への移譲
- ・幼稚園・保育所等の施設類型に関わらない横断的な視点による、名古屋市の幼児期の教育・保育の所管部局のあり方の検討
- ・幼稚園・保育所等の施設類型に関わらない横断的な視点による、質の底上げに資する利用者の立場に立った評価システムの構築
- ・名古屋市としての統一的なビジョンやガイドラインに基づく教育・保育が行われていることを担保できる各種補助金の仕組みの構築
- ・教育・保育の質の向上に向けた、教育・保育従事者等のリスクリングや、施設類型に関わらないより高度な専門性を獲得する機会の確保策などの検討

○ 検討経過

- ・ なごや子ども・子育て支援協議会に教育・保育計画部会を設置し、以下の有識者により、教育・保育施策に関する今後のあり方について検討

(敬称略、50 音順)

氏 名	所 属 団 体 等
上田 敏丈	名古屋市立大学大学院人間文化研究科教授
小野田 誓	公認会計士小野田誓事務所
加藤 義人	岐阜大学客員教授
近藤 正春	桜花学園大学・名古屋短期大学名誉教授
齊藤 公彦	公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会
竹内 洋江	特定非営利活動法人名古屋おやこセンター
中谷 素之	名古屋市教育委員会
橋本 洋治	日本福祉大学経済学部教授
藤岡 省吾	公益社団法人名古屋民間保育園連盟
山谷 奈津子	愛知県弁護士会

- ・ 令和 5 年 5 月から令和 6 年 4 月にかけて計 6 回開催

区 分	開 催 日	検 討 内 容
第 1 回	令和 5 年 5 月 22 日 (月)	主な論点の確認
第 2 回	令和 5 年 7 月 14 日 (金)	主な論点についての意見交換
第 3 回	令和 5 年 9 月 7 日 (木)	これまでの議論を踏まえた、検討の方向性の確認
第 4 回	令和 5 年 12 月 11 日 (月)	検討の方向性についての意見交換
第 5 回	令和 6 年 1 月 29 日 (月)	意見書(素案)の確認 関係者ヒアリング (市立幼稚園利用世帯、私立幼稚園利用世帯、公立保育所利用世帯、民間保育所等利用世帯、在宅子育て世帯)
第 6 回	令和 6 年 4 月 26 日 (金)	意見書(案)の確認



子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方

—答申—

なごや子ども・子育て支援協議会

令和6年6月

目 次

はじめに	…1
I 計画策定の考え方	…3
1 策定の趣旨、計画の位置づけ	
2 計画の期間	
3 計画の対象	
4 計画の基本的な視点	
(1) 子どもの最善の利益を重視し、権利を保障する視点	
(2) 当事者参画の視点	
(3) 一人ひとりの発達に応じた切れ目のない支援と共生の視点	
(4) 支援を必要とする対象につながるための情報提供や居場所の視点	
(5) 民間団体との協働と相談・支援ネットワークの充実をはかる視点	
II めざす姿と成果指標	…6
1 めざすまちの姿	
2 めざす姿	
3 成果指標	
III 現状と課題	…7
IV 施策・事業	…8
1 施策	
(1) 子どもの権利を守り生かすことへの支援	
(2) 子どもの健康・いのちの支援	
(3) 安心・安全で快適に過ごせる環境づくり	
(4) 多様な居場所と交流・体験の支援	
(5) 子ども中心の学びの支援	
(6) 子ども・若者の未来の応援	
(7) 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援	
(8) 経済的負担の軽減	
(9) 地域全体での子育て支援	
(10) ワーク・ライフ・バランスの支援	
(11) 質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供	
(12) 社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援	
(13) 障害や発達に特性のある子どもとその家庭への支援	
(14) 児童虐待等への対応	
(15) 社会的養育が必要な子どもへの支援	

- (16) ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援
- (17) いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応
- (18) 外国につながる子どもとその家庭への支援
- (19) 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困
対策の推進
- (20) 子ども・若者・子育て家庭を応援する社会づくり

2 事業

3 進捗管理

V 子ども・子育て支援事業計画 …16

参考資料 …17

はじめに

なごや子ども・子育て支援協議会は、令和4年6月に「次期計画準備・調査部会」を、令和5年2月に「総合計画策定部会」「子ども・若者計画部会」「子育て家庭計画部会」「教育・保育計画部会」を設置し、次期「子どもに関する総合計画」の策定に向けた検討を重ねてきた。

令和6年2月、名古屋市長より協議会に対し、次期「子どもに関する総合計画」骨子案についての諮問があったことから、計画への反映を期待する策定に向けた考え方などについて、なごや子ども・子育て支援協議会として名古屋市長に対して提言するものである。

名古屋市は、これまでも「なごや子どもの権利条例」に基づく「子どもに関する総合計画」に従い、「子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するなごやのまち」（「なごや子どもの権利条例」前文）をつくる取り組みを進めてきたところである。

なごや子ども・子育て支援協議会は、計画の進捗状況を毎年度把握し、その推進に関し、意見を申し述べてきた。現行計画の計画期間における市の主な取り組みとして、高い保育ニーズに対応した保育所等の整備を進めており、保育所等利用児童数は令和5年度はじめに約49,600人に達した。さらに、多様な教育・保育ニーズに対応するため、延長保育や一時預かり事業の拡充、医療的ケア児保育支援の実施等、さまざまな教育・保育の取組を推進してきたところである。

小学校就学後の子どもについては、共働き家庭の増加や就労形態の多様化などに伴う、放課後施策に対する利用ニーズの高まりを受け、子どもたちが豊かな放課後を過ごすことができる環境と子育てをしながら働きやすい環境を整えていくため、放課後事業を推進してきた。

子どもの虐待防止については、「名古屋市児童を虐待から守る条例」の推進をはかるべく、より一層の取り組みがなされ、児童相談所の専門的職員を増員するなど体制強化をはかるとともに、区役所への児童虐待対応支援員の増員や児童相談所兼務児童福祉司の配置も進めてきている。また、虐待の発生予防のため、子育てを学ぶ機会の提供や、子どもとの関わり方等に不安を抱える保護者への支援にも取り組んできた。

子ども・若者への支援については、子どもの最善の利益を確保するため、令和2年1月に子どもの権利相談室「なごもっか」を開設し、子どもの権利の保障や普及啓発を推進してきたほか、子ども・若者の積極的な社会参画の促進に向けて、令和4年5月に「子どもの社会参画のよりどころとなる指針」を策定するとともに、ワークショップなどで子どもの考えを聞く取り組みを進めている。また、家庭や学校等に居場所が見つからない子ども・若者が安心して過ごせる居場所を提供するとともに、SNS や繁華街等における犯罪の未然防止をはかる「子ども・若者の居場所づくりモデル事業」など、子ども・若者の新たな居場所づくりにも取り組んでいる。

困難を有する子ども・若者への支援については、「若者・企業リンクサポート」の相談体制を令和4年度から拡充し、就労困難な若者が本人の特性や能力に応じた働き方ができるよう、若者と企業の両方をサポートする取り組みを進めてきた。また、児童養護施設退所者等

が自立した生活を継続できるよう、経済的負担を軽減するとともに、退所施設との関わりを継続するための支援を開始した。

子育て支援については、令和4年1月に子ども医療費の対象を入院・通院ともに高校生世代まで拡充し、子育て家庭の経済的負担の軽減と子どもの健康を守る取り組みを進めてきた。また、名古屋市で生まれ育つ子どもと家庭に、子育てに必要な物品やサービスなどをプレゼントすることで、子育てを応援するメッセージや子育て支援情報を届ける「ナゴヤわくわくプレゼント事業」や、妊婦が緊急時に使えるタクシー券を支給する取り組みを新たに始めるなど、安心して子どもを生み、健やかに育てるための環境づくりを推進している。

現行計画の計画期間中には、新型コロナウイルス感染症の流行や物価高騰など、社会状況の変化により、子ども・若者や子育て家庭も大きな影響を受けてきた。新型コロナウイルス感染症の感染防止対策として人との接触が制限されたことなども背景に、学校での1人1台端末の導入など、急速にオンライン化が進められた。子ども・若者や子育て家庭への支援においても、SNS を活用した相談支援やオンラインでの学習サポートなどに取り組んできた。また、物価高騰の影響を受ける子ども食堂への食材配付や、保育所等給食の食材費を支援するなどの緊急的な取り組みも行った。

このように、さまざまな施策・事業が実施されてきており、個々の施策領域では成果が生まれているものの、社会環境の変化は大きく、多様化・複雑化する子ども・若者・子育て家庭を取り巻くすべての諸問題が解決・解消に向かっていないのが現状である。

こうした状況を打破し、子ども・若者・子育て家庭が幸福感を持って生活できることを願い、この答申では、次期「子どもに関する総合的な計画」に反映することを期待する諸点をまとめている。答申の趣旨を受けとめて計画が策定され、「なごや子どもの権利条例」の理念の実現に向け、施策が推進されることを期待したい。

令和6年 6 月 日

なごや子ども・子育て支援協議会 会長 平石賢二

次期「子どもに関する総合計画」(以下、「次期計画」という)の骨子案について、以下のよう
に提案する。

I 計画策定の考え方

1 策定の趣旨、計画の位置づけ

なごや子どもの権利条例 20 条により策定を定められた、子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施していくための計画としての位置づけが明確にされていることから、骨子案における以下の位置づけは適当と考える。

なお、「こども大綱」を勘案し策定する計画であることから、子ども・若者育成支援推進法第 9 条第 2 項に基づく「市町村子ども・若者計画」に位置づけることも検討された

- 子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施していくため、なごや子どもの権利条例第 20 条に基づく「子どもに関する総合的な計画」として策定する
- 子ども・子育て支援法第 61 条第 1 項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第 9 条第 2 項に基づく「市町村における子どもの貧困対策についての計画」を包含した計画として策定する
- こども基本法第 10 条第 2 項に基づく「市町村こども計画」として位置づける
- 次世代育成支援対策推進法第 8 条第 1 項に基づく「市町村行動計画」として位置づける
- 名古屋市総合計画やその他の関連する各施策分野の個別計画と整合をはかり、子ども・若者・子育て家庭の支援に関する施策・事業を実施・推進する

2 計画の期間

計画期間を令和7年度から令和11年度の 5 年間とすることは適当と考える。

3 計画の対象

「すべての子ども・若者・子育て家庭とそれを支える社会」を次期計画の対象とすることは適当と考える。

4 計画の基本的な視点

現行計画においては、令和元年答申を参酌し策定された「基本的な視点」を踏まえ、子ども・若者・子育て家庭支援のさまざまな施策に取り組んできた。次期計画においても、「基本的な視点」を持って計画を策定し、推進していくことを期待する。

(1)子どもの最善の利益を重視し、権利を保障する視点

子どもは、生まれながらにして一人ひとりかけがえのない存在であり、権利を持つ主体である。なごや子どもの権利条例においては、「安全に安心して生きる権利」「一人一人が尊重される権利」「豊かに育つ権利」「主体的に参加する権利」が子どもにとって大切な権利として定められている。

あらゆる場面で、こうした子どもの権利が保障されるよう配慮するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの最善の利益を重視するという視点を何よりも優先して、すべての施策・事業を推進していくことが重要である。

(2)当事者参画の視点

令和5年4月に施行されたこども基本法では、子どもの意見表明や社会参画機会の確保が基本理念の一つとして定められていることも踏まえ、子どもは、自分たちに関わることについて主体的に参加することを通じて、当事者意識を高め、自分たちを取り巻く社会に関わり、他者と共生し、自立した大人へと成長していく。子どもが参加すること、子どもが考えや思いを表明する機会を与えられること、子どもの考えや思いが尊重されること、子どもが考えや思いを表明するために必要な支援を受けられることが、一人ひとりの発達段階に応じて保障されるようつとめられたい。

また、若者や子育て家庭についても、当事者である若者・保護者らの参画を促し、その意見を反映することにより、多様化するニーズを捉えた施策・事業の実施につなげていくことを重視すべきである。

(3)一人ひとりの発達に応じた切れ目のない支援と共生の視点

予測困難な社会情勢の変化の中で、子ども自身がどのように生きていくかを考える上で、子どもの権利意識を醸成していくことは欠かせない視点であり、できるだけ早い段階から子ども一人ひとりの発達に応じた支援を行うことが望まれる。子どもの健やかな育ちのためには、その子ども・若者・子育て家庭の状況に応じて必要な支援が、特定の年齢で途切れることなくライフステージを通して行われることが重要である。

また、さまざまな背景を持つ子どもが共生し、自分だけでなく他者も尊重し、一人ひとりの個性をお互いに認め合いながら育っていける環境を推進する必要がある。

(4) 支援を必要とする対象につながるための情報提供や居場所の視点

子ども・若者・子育て家庭が、それぞれ必要とする情報を得られるよう、情報提供の時期や方法などを工夫されたい。特に、困難を有する子ども・若者・子育て家庭は、自ら支援の場に出向くことができない場合があることに留意し、支援する側がアウトリーチすることにより、実効性ある支援がなされることが必要である。

また、子ども・若者・子育て家庭にはそれぞれの経験があることを尊重し、誰もが安心して過ごせる場所・時間・人との関係性などを持つことができるように支援を充実させていくことが望まれる。

(5) 民間団体との協働と相談・支援ネットワークの充実をはかる視点

多様化・複雑化する問題に対応していくため、子ども・若者・子育て家庭を支援する側の量的拡充をはかるとともに、質の向上を進めることが重要である。安定した支援を継続的に行えるよう、人材の安定的な配置や研修の充実等の必要な援助により、支援者・団体の育成や支援に取り組むことが求められる。

民間団体は行政とともに、子ども・若者・子育て家庭の支援の一端を担う存在であり、行政と民間団体との連携・協働はより一層求められている。また、地域における見守りや助け合いが重視されていることから、子ども・若者・子育て家庭への支援に多様な地域コミュニティが協働できるとともに、一方向的な支援の関係性だけではなく、相互に支援を循環させることのできるような仕組みづくりにつとめられたい。

さらに、それぞれの分野ごとの縦割りの対応を克服し、相談・支援の機関や組織を横につなぎ、包括的な相談・支援ネットワークの強化をはかることが必要である。

Ⅱ めざす姿と成果指標

1 めざすまちの姿

なごや子どもの権利条例の理念に基づき、「子どもの権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまち」を柱とすることが望ましい。

2 めざす姿

現行計画において、計画の対象それぞれの 10、20 年後のめざす姿を設定したことから、継続性を鑑み、次期計画においてもこれを基本とし、対象それぞれの望ましいあり方を設定していくことは適当と考える。

対 象	め ざ す 姿
子 ども	安心して健やかに育ち、他を思いやる心を持ち、豊かな人間性と創造性を備えるとともに、肯定的な自己概念を形成し、物事を考え、自分らしさを表現することができる子ども
若 者	自らの居場所を得て成長するとともに、主体的に社会に参画し、他者と共生しながら、日々の生活において幸せを実感できる若者
子育て家庭	保護者が仕事と家庭生活のバランスを図りながら、子育てをすることに喜びを感じ、子どもが安心して生活し、健やかに成長できる家庭
社 会	子どもの最善の利益を実現するため、社会全体で子ども・若者・子育て家庭を支えることにより、子どもを安心して生み、育てることができるとともに、個人の多様性を認め合う魅力にあふれる社会

3 成果指標

めざす姿にどれだけ近づけたかを評価するため、骨子案の指標を用いることは適当と考える。現行計画における目標値に対する達成状況等を勘案しながら、次期計画の計画期間における目標値を適切に設定し、目標達成に向け、効果的に施策を推進していくことが望まれる。

Ⅲ 現状と課題

的確な現状把握のもと、課題解決に向け、施策を推進していくことが望まれる。

少子化や核家族化、新型コロナウイルス感染症流行の影響等により、子どもの体験活動や交流の機会が減少傾向にあることから、その機会の重要性を改めて認識した上で、多様な体験・交流の場や機会を提供する取り組みが求められている。

不登校児童生徒数が増加傾向にあるが、その要因はさまざまに複雑に関わりあう場合が多い。子ども一人ひとりに向き合い、きめ細かな支援を充実させるとともに、すべての子どもの学ぶ権利を保障されるよう、ICT を活用した学習など多様な支援を進められたい。

若者の価値観が多様化する中で、物理的な場所だけでなく、時間や人との関係性の中で、安全に安心して過ごせる居場所を持てるよう、多様なニーズに応じた居場所づくりが求められている。

少子化の進行が深刻さを増す中で、それぞれの結婚や妊娠・出産、子育てに対する希望がかなっていない状況がある。若者が結婚や妊娠・出産、子育て、仕事を含めて自らの将来を見通し希望を抱くことができるような取り組みを進めるとともに、家族を持つことや子どもを生み、育てることを希望する若者が、その希望を叶えられるよう支援することが求められている。若者の選択を尊重し、その選択を社会全体で応援するという意識を醸成していくことも必要である。

子ども・若者の自殺者数が増加傾向にあり、危機的な状況となっている。自殺予防教育や、自殺リスクの早期発見、多様な手段を用いた相談体制の整備など、総合的に取り組んでいく必要がある。

子どもを育てる保護者の就労状況や就労形態の変化を踏まえ、男女ともに仕事と家庭生活の両立が可能な職場環境の整備を一層進めていくことが必要である。家庭における家事・育児の役割分担が性別によって偏ることがないよう、当事者だけでなく子育て家庭を取り巻く社会全体の意識の醸成が求められている。

子育て家庭が経済的な不安を感じることがないよう、子どもの育ちを支えるために必要な経済的支援の充実が必要である。また、家庭の経済的な状況によって、子どもの現在・将来の選択が狭められることのないよう、子どもが多様な経験をするのできる場や機会の提供も含めた支援が求められる。

子育て家庭をめぐる環境が変化している中で、子育て家庭が孤立感を深めたり、悩みや困りごとを抱え込んだりすることのないよう、それぞれの家庭が必要とする支援や関わりを地域で適切に提供できる仕組みづくりが必要である。

子どもの健やかな育ちを社会全体で後押しするため、子ども・若者・子育て家庭を応援する機運の醸成とともに、社会全体で子どもを育てるという意識の醸成が求められている。

IV 施策・事業

1 施策

前述のめざす姿等を実現するために、次期計画の計画期間内に取り組むべき施策の体系と方向性について、次のように提案する。

(1)子どもの権利を守り生かすことへの支援

なごや子どもの権利条例(以下「子どもの権利条例」という。)の認知度について、平成 30 年度と比較すると、子ども、保護者のいずれにおいても上昇した。しかしながら、令和 5 年度調査で、内容を知っている子どもは 5.3%、保護者は 3.2%に留まっている。また、18 歳以上の市民の方を対象とする市政アンケートにおいても、認知度は平成 30 年度に比べ上昇しているものの、「知らない」という方が依然として 6 割を超えている。子どもの権利を保障するため、子どもの権利条例の趣旨が広く市民に周知され、共有されるようつとめられたい。

また、子どもの権利条例で定められている 4 つの権利が守られているかどうかについて、いずれの権利も子どもでは約11~17%が、保護者では約18~27%が守られてないと答えている。その中でも、「主体的に参加する権利」については、子どもの 15.2%、保護者の 26.7%が守られていないとしている。このため、子どもが考えや思いを表明する機会が与えられ、子どもが社会参画する取り組みを広範に定着させることが望まれる。例えば、まずは子どもが気軽に参加できる工夫や、子どもが考えを表明することも権利であることなどの啓発も必要である。

(2)子どもの健康・いのちの支援

引き続き子どもが安心して医療や健診を受けられる環境を整えていくとともに、新型コロナウイルス禍でのさまざまな行動制限やインターネット使用時間の増加により拍車がかかった子どもの運動不足を改善し、子どもたちの生きる力を育てるため、運動に親しむ子どもを増やす取り組みを進め、子どもの体力・運動能力の向上の推進をはかっていくことなども必要である。

また、子ども・若者の自殺者数が増加傾向にあることは喫緊の課題である。誰も自殺に追い込まれることのないよう、悩みを抱えた際に SOS を出せるよう啓発するなど対策をより一層強化するとともに、部局の垣根を越えた総合的な自殺予防に取り組むことが求められる。

(3)安心・安全で快適に過ごせる環境づくり

すべての子どもが健やかに育つためには、事故や犯罪被害、災害から子どもの安全が守られなくてはならない。住まいや子どもが過ごす場所での安全対策を進めるとともに、子ども自身が発達の程度に応じた安全教育を受ける機会を与えられることが必要である。

また、子ども、妊産婦、子ども連れ等すべての方が安心して外出し、施設等を利

用できるようバリアフリーを推進するとともに、性別に関係なく子どもを連れて外出しやすいまちとなるよう施設等の整備を進めることが望まれる。

(4) 多様な居場所と交流・体験の支援

居場所を持つことは、自己肯定感の形成などにも関わる要素であり、すべての子ども・若者が、場所や時間、人との関係性を含めて、安全に安心して過ごせる居場所を持つことができるよう、多様な居場所づくりが求められている。多くの子どもの居場所となっている児童館や子ども会等の既存の事業についても、子ども・若者のよりよい居場所となるよう取り組まれない。

少子化や家庭環境の多様化、新型コロナウイルス禍での行動制限などにより、子どもの体験・交流の機会が減少傾向にある。遊びや体験活動、異なる年齢の子どもや地域の大人との交流を通して、子どもたちは主体性や社会性を身につけていくことができる。子ども・若者がそれぞれの状況に応じて、多様な体験や交流ができるよう、地域資源も生かした機会や場の提供が望まれる。

保護者の就労状況の変化等により、放課後施策に対する市民ニーズは高まっている中で、放課後児童クラブの待機児童が生じるなど、小学校年齢期の放課後の居場所の充実が喫緊の課題である。子どもたちが豊かな放課後を過ごすことができるよう、質の確保にも十分留意しながら、放課後施策の拡充に取り組まれない。

(5) 子ども中心の学びの支援

市立小・中学校での不登校児童生徒数が増加しているが、すべての子どもには学ぶ権利があり、学校に通えているかどうかに関わらず、子どもたち一人ひとりの状況に応じた学ぶ権利が保障されなければならない。多様な学びの場を確保するとともに、ICT の活用などにより学ぶ意欲を持ったときに学べる環境づくりを進める必要がある。

子どもたちが抱える困難の多様化・複雑化など、学校を取り巻く状況が大きく変化する中で、教職員の長時間勤務が常態化するなど、教職員を取り巻く環境は大変厳しいものになっている。持続可能な学校運営とし、よりよい教育を子どもたちに提供していくためにも、教職員が心身ともに健康に働くことができる環境を構築するとともに、教職員の働き方改革の推進が求められる。

(6) 子ども・若者の未来の応援

子どもたちが自分らしく生きるためには、子ども・若者が今だけでなく、将来の見通しを持って夢や希望を持ち、その希望が叶えられるよう支えられることも重要である。子ども・若者が自分の適性等を理解した上で、進学や就職、結婚、妊娠・出産、子育てなどの人生のイベントに係る選択を行うことができるよう、ライフステージに応じたキャリア形成やライフデザインの支援が望まれる。

また、働くことや家族を持つことには多様な価値観や考え方があることを大前提

として、子ども・若者がどのような選択をしても、その決定が尊重され社会全体で応援されるよう、社会機運を醸成していくことも求められる。

(7)安心して子どもを生み、親として成長することへの支援

安心して子どもを生み、育てるためには、子どもが生まれてからだけではなく、妊娠前から妊娠期、出産、子育て期へと切れ目なく支援を行っていく必要がある。妊娠・出産に関する正しい知識の普及や相談支援につとめるとともに、これから親になる人への子育てにかかる情報提供を充実させることは、虐待防止の観点からも重要である。

支援にあたっては、保護者それぞれの状況に合った情報提供とともに、きめ細かくフォローできる伴走型の相談支援体制が求められている。相談窓口については、ワンストップで相談できることが望ましいが、それが難しい場合には、相談機関同士で役割分担と連携を行うことができる仕組みづくりが必要である。

さまざまな支援を通して、保護者が安心感を持って子どもを生み、育てることに向き合えるよう取り組まれない。

(8)経済的負担の軽減

子育てに経済的負担を感じたことのある保護者の割合は、平成30年度調査39.4%から令和5年度調査44.1%と4.7ポイント増加している。また、市の経済的な支援の充実に満足していない方が、特に就学前の子どもを持つ保護者で平成30年度調査24.6%から12.9ポイント増加し、37.5%となっている。

経済的支援においては、子ども医療費自己負担額の助成制度など評価できる取り組みもある。一方で、物価高騰や教育費負担の増加等により子育て家庭での経済的な負担感が増しているとともに、所得制限により助成・負担軽減制度を利用できない子育て家庭での不満が高まっていることが推察される。

経済的負担を理由とした子育て家庭の困難感を軽減するよう、引き続き経済的支援を必要とする家庭への助成や負担軽減に取り組むとともに、子育てにかかるさまざまな支援があるということを積極的に広報していくことも必要である。

(9)地域全体での子育て支援

核家族化の進展や地域のつながりの希薄化などにより、身近な人から子育てに関する支援を受けることが難しい状況にある。子育てすることへの悩み・不安を抱え込んでしまうことのないよう、子ども連れの保護者が出向きやすい身近な場所で支援が受けられる体制が必要である。あわせて、孤立感の解消がはかれるよう、他の子育て家庭と気軽に交流できるような工夫も検討されたい。

地域、団体、企業等にも子どもや子育て家庭への理解を促し、協調しながら支援に積極的に関わってもらえるよう、地域が子ども・子育てを温かく見守り、地域全体で子ども・子育てを支えていくという意識の醸成も必要である。

(10)ワーク・ライフ・バランスの支援

働いていた母親のうち出産前後(それぞれ1年以内)に仕事をやめた割合は平成30年度調査55.3%から令和5年度調査36.4%と大幅に減少しており、出産後も仕事を続ける女性が増えてきている。育児休業を取得した父親の割合(父母ともに取得した場合を含む)は平成30年度調査2.5%から令和5年度調査12.9%と増加している。男女ともに育児休業を取得しやすい環境とともに、子育てしながら就労する人が柔軟に働くことのできる環境を整えていくことがより一層必要となっている。

一方で、教育を含む子育てを主に行っているのが母親である割合は平成30年度調査78.9%から令和5年度調査69.4%と減少しているものの、依然として母親に偏っている状況がある。家庭における家事・育児の役割分担が性別によって偏ることによる、子育て家庭のワーク・ライフ・バランスの不満が解消されるよう、子育て家庭のみならず、地域や企業等を含めた社会全体の意識を醸成することも求められる。

(11)質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供

少子化の進行に伴い、保育所等利用申込者数の伸びは鈍化傾向にあり、教育・保育に係る市民ニーズは量の拡大から、これまで以上に質の向上へと移行している。また、働き方の多様化による休日保育や延長保育の利用者の増加や、配慮が必要な子どもの増加など、多様な教育・保育ニーズへの期待はさらに高まっている。必要な量を確保するとともに、利用する子どもが安心して過ごすことができるよう取り組み、保護者にとって分かりやすく利用しやすい仕組みづくりが求められる。

名古屋市内の幼稚園や保育所等を利用するすべての子どもの育ちを支えるためには、施設類型を問わず教育・保育の質が担保されるよう、教育・保育施設における子どもの育ちの質の向上に向けた統一的なガイドライン等を策定するとともに、ガイドライン等を踏まえた評価・改善の仕組みづくりが望まれる。

質を担保する上で、教育・保育を担う人材の確保と一人ひとりの資質や専門性の向上は必要不可欠である。すでに取り組まれている保育士確保対策をより一層進めるとともに、よりよい働き方が実現できる仕組みづくりなど、離職防止につながる取り組みも求められる。研修が日々の教育・保育に直接的につなげられるよう地域単位で実践的な研修を行うほか、オンライン研修など受講しやすい工夫を行うなど、研修の充実をはかることも必要である。

幼児期の教育・保育と小学校教育との連携・接続を通して、めざすべき共通の資質・能力が一貫して育まれることが重視されている。円滑な幼保小接続のためにどのような取り組みが必要であるのか、部局で共同し検討されたい。

(12)社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援

ニート、引きこもり、不登校など困難を有する子ども・若者の問題に対しては、「子

ども・若者総合相談センター」を核とした支援の充実がはかられているところであるが、深刻な相談が増加しており、1件ごとの対応に相当の時間を要しているとともに、支援員の負担も大きくなっている現状から、組織的に対応することができる体制づくりなど対策を講じていくことが必要である。

働くための能力を身につけても、本人の特性から就職に至らない若者や意に沿わない短期離職を繰り返す若者もいる。そういった若者が自身の特性を活かして働くことができるよう、一人ひとりの特性や状況に応じた就労支援や企業とのマッチングを丁寧に行うとともに、支援の有効性について企業をはじめとした社会の理解が促進されるよう周知に取り組むことが求められる。

(13) 障害や発達に特性のある子どもとその家庭への支援

市民に十分な情報を提供し、障害や発達に特性のある子どもについて正しい理解を促すとともに、障害や発達の特性の有無に関わらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、保育所や学校等におけるインクルージョンを推進されたい。

発達障害への認知の高まりや子育て環境の変化などにより、子どもの発達について不安感を抱く保護者が増えている。まずは保護者の不安感を受け止め、育児不安の段階から支援をしていく必要がある。

子ども発達支援のニーズは高まっており、地域療育センターの体制を拡充するとともに、幼稚園・保育所や放課後児童クラブ等のバックアップを行うことなどにより、それぞれの子どもが置かれた環境やライフステージに応じて、子ども・子育て支援の一般施策と一体的に子ども発達支援が切れ目なくなされることが望まれる。

また、医療的ケアや専門的支援が必要な子どもが安心して地域での生活を送れるよう、適切な支援を提供するため、関係機関の連携体制の強化に取り組まれない。

(14) 児童虐待等への対応

子どもの虐待相談は高い水準で推移している。不適切な養育につながる可能性のある家庭、子どもの SOS をできる限り早期に把握し対応するため、福祉・保健・教育分野を担当する部署の連携を強化するとともに、相談体制や専門性を充実させていくことが重要である。

未然防止の取り組みとして、これから親になる人も含めて、さまざまな場面で子育てを学ぶことができるよう、オンライン講座や動画配信など、子育て世代により身近な手段での情報や機会の提供を工夫されたい。

ヤングケアラーについては、子どもの権利の観点からも重大な問題があるが、子ども自身や家族に自覚がない場合もあり、周りの大人も気づきにくい。子どもや周囲の大人が気づくことができるよう、理解・認識を高めるための広報・啓発により一層取り組むとともに、ヤングケアラーが気軽に相談できる仕組みづくりが必要である。ケアを行う子どもを把握した場合には、子ども本人の気持ちにも配慮しながら、必要

な支援につなげることが求められる。

(15)社会的養育が必要な子どもへの支援

児童養護施設においては、被虐待や障害等の多様な困難を有する子どもを受け入れている状況があり、そうした子どもを受け止めることができるよう、施設職員の専門性の向上とともに、1人ひとりに合わせた対応が可能となる環境整備が望まれる。

社会的養育を必要とする子どもが適切に保護され、心身ともに健やかに養育されるよう、より家庭的な養育環境で育てられることが望まれていることから、里親やファミリーホームの充実が求められている。登録里親数の増加に伴い、里親に対する支援のニーズも高まっており、里親支援の体制強化が必要である。

また、社会的養育を受けていた子どもは、大学等進学率の格差などに表れるように、進学や就労、自立した生活を営む上で、さまざまな困難に直面している状況がある。自立に向けた支援を進めるとともに、進学・就職した後のフォローアップの充実につとめる必要がある。

(16)ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援

令和5年度に名古屋市が実施したひとり親世帯等実態調査によれば、母子世帯の母親の約 9 割が就労している一方で、就労形態としては非正規雇用の割合が高くなっている。母子世帯の平均年間世帯収入は317.9万円であり、平成30年度と同調査における母子世帯の世帯年収は319.3万円であったことを踏まえると、ひとり親家庭の経済的な厳しさは依然として深刻であると言える。ひとり親家庭の経済面での課題は、子どもの貧困の問題とも大きな関わりを持っており、ひとり親家庭に対する経済的支援とともに、より収入が高く安定した就労を可能にする支援が必要とされている。

父子世帯では相談事業の充実のニーズが高まっており、父子世帯の父親が相談支援につながることなく孤立している状況が懸念される。ひとり親家庭に対して必要な支援が確実に行き渡るよう、わかりやすくきめ細やかな情報提供につとめるとともに、さらに積極的な相談支援に取り組まれない。

また、子どもにとっての不利益が生じることのないよう、養育費の履行確保や安全な面会交流のため、離婚を考えている時期など早い段階からの相談支援や取り決めの促進について、引き続き周知につとめることが必要である。

(17)いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応

いじめは、子どもの心身に深刻な影響を及ぼす、決して許されない行為であり、未然防止に取り組むとともに、事態を深刻化させないために早期に発見し、組織的な対応を行うことが非常に重要である。

名古屋市の児童生徒 1,000 人あたりのいじめ認知件数は、平成 30 年度には

14.5 であったところ、令和 4 年度には 43.9 と大きく増加している。いじめの対応にはまずいじめを認知することが必要であり、さらに積極的に認知し早期対応するため、子ども一人ひとりとふれ合う時間が確保できるよう教員の多忙化解消に取り組まれない。加えて、なごや子ども応援委員会との連携が十分に機能するよう、活用方法の研修を教職員に対して実施することも必要である。

子どもへのスマートフォンの普及などに伴い、SNS 上の誹謗中傷など、いわゆる「ネットいじめ」も増えていることから、情報モラル教育の一層の充実も望まれる。

(18)外国につながる子どもとその家庭への支援

市の国際化が進む中、外国にルーツを持つ子どもや長期の外国生活を経て帰国した子どもなど、外国につながる子どもが増えている。外国につながる子どもは母語や文化の違いなどから、孤立しがちであったり、生活に適応しづらかったりする。外国につながる子どもが日本での生活に適応し、希望するキャリアを選択できるよう、言語的・文化的背景の違いに配慮しながら、日本語指導や生活・学習・就労の支援などを行うことが必要である。

外国につながる子どもの保護者の中には、日本語を理解できない人もおり、相談窓口や支援制度などの必要な情報が十分に伝わっていない場合や、子どもがやむを得ず通訳をしている場合もある。子どもが安心して生活できるよう、保護者に対して、子育て支援や教育制度、相談窓口等に関する情報を多様な言語・手段で提供することがより一層求められる。

(19)子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進

調査結果によると、生活レベルが「やや苦しい」「かなり苦しい」と感じている子どもは自己肯定感が低い、大学進学希望が少ないなどの傾向が見られた。子どもの貧困は、心身の健康や進学機会、学習意欲等に影響を及ぼす深刻な問題である。子どもの健やかな育ちを保障するには、子育て家庭の経済的基盤を支えることが必要不可欠である。

子ども・若者がその環境にかかわらず、能力や可能性を伸ばして、夢や希望を持ち、挑戦できるよう、学習や体験の機会を提供するとともに、多様な進路選択を可能とする支援も望まれる。

生活困窮状態にある保護者の安定的な経済基盤を確保するため、所得の増大や職業生活の安定、子育てと両立できる就労に向けた職業訓練と就職の支援も必要である。

貧困の連鎖を生じさせないために、将来にわたる子どもの貧困の解消に向け、子どものライフステージに応じた切れ目のない支援を充実していくことを期待する。

(20)子ども・若者・子育て家庭を応援する社会づくり

地域の人の子育てを温かく見守ってくれていると感じる保護者の割合は、平成

30 年度調査31.5%から令和5年度調査26.7%と4.8ポイント減少している。また、18 歳以上の市民の方を対象とする市政アンケートにおいて、子どもを取り巻く環境に関心がある市民の割合は、平成30年度調査76.3%から令和5年度調査71.6%と4.7ポイント減少した。子どもや若者、子育て家庭が地域や企業などさまざまな場で萎縮してしまうような社会では、多様な支援制度をそろえても、気兼ねなく利用することが難しくなる。子どもや子育て家庭が社会の中で安心して過ごすことができるよう、子ども・若者・子育て家庭を社会全体で見守り、応援する機運の醸成が求められる。広報・啓発を充実させるとともに、公共の場において妊産婦や子どもを連れた家庭に配慮する案内や施設整備を実施するなど、市民生活の中で理解を促進する取り組みも工夫されたい。

子どもの権利条例がめざす「子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまち」の実現に向け、名古屋市が子ども・若者・子育て家庭を応援していることが当事者だけでなくすべての市民に伝わるよう、メッセージを強く打ち出していくことも望まれる。

2 事業

施策の推進に資する事業を適切に実施されたい。

3 進捗管理

計画の実施状況等について、なごや子ども・子育て支援協議会に意見を聴くとともに、子どもを含めた市民の意見を聴き、総合計画等に反映させることができるよう、仕組みを工夫することも期待される。

V 子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法において、市町村は、国が定める基本指針に即して、5 年を 1 期とする市町村子ども・子育て支援事業計画を作成することとされている。その計画の中では、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びにそれに対応する提供体制の確保の内容及び実施時期について定めることになっている。

市町村子ども・子育て支援事業計画は、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の利用状況、利用希望等を踏まえて作成することが必要である。

市町村子ども・子育て支援事業計画の作成にあたっては、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を把握するとともに、調査結果を踏まえて教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みを推計し、具体的な目標設定を行うことが求められている。

「子どもに関する総合計画」は子どもの健やかな育ちを支援するための大きな方向性を示す計画であり、「子ども・子育て支援事業計画」においても、その方向性を同じくすべきものであることから、法に定められた事業の量の確保について記載するにあたっては、施策に記述された質の確保等の方向性についても十分留意しながら、策定されることを期待する。

子ども・子育て支援事業の推進にあたっては、子ども・子育て支援法に基づく基本指針の趣旨を踏まえ、保護者の気持ちを受け止め、寄り添いながら相談や適切な情報提供を行うようつとめるとともに、発達段階に応じた子どもとの関わりを支援することが必要である。また、安全・安心な活動場所等、子どもの健全な発達のための良質な環境を整えることや人材を育て、いかしていくことも重要であると考える。

こうした点を踏まえ、名古屋市が定めた支援事業計画が確実に実施されるとともに、その評価・検証を行い、ニーズに的確に対応していくことが必要である。

注：特に記載のない名古屋市が実施した調査の結果については、「令和5年度子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査」を示す。

参考資料

1 検討経過

会議等	開催日	議題等
第1回子ども・子育て支援協議会	令和4年 6月13日	・次期子どもに関する総合計画策定に係る準備について
第1回次期計画準備・調査部会	8月30日	・次期計画準備・調査部会について ・わくわくプラン2024策定時からの新たな課題について
第2回次期計画準備・調査部会	10月19日	・次期計画における基本的な考え方(案)について ・子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査について ・次期計画に係る部会構成について
第2回子ども・子育て支援協議会	10月31日	・次期計画準備・調査部会の開催状況について
第3回次期計画準備・調査部会	令和5年 1月20日	・第2回部会の概要について ・次期子どもに関する総合計画策定にかかる調査について ・次期子どもに関する総合計画策定にかかる部会の設置について
第3回子ども・子育て支援協議会	2月3日	・次期計画準備・調査部会の開催状況について
第1回総合計画策定部会	4月28日	・次期子どもに関する総合計画策定にかかる部会の役割について ・次期子どもに関する総合計画策定スケジュールについて ・次期子どもに関する総合計画策定の方向性について ・次期子どもに関する総合計画策定にかかる調査について 【教育・保育計画部会のみ】 ・今後の保育施策のあり方検討について
第1回子ども・若者計画部会	5月22日	
第1回教育・保育計画部会	5月22日	
第1回子育て家庭計画部会	5月25日	
第2回教育・保育計画部会	7月14日	・今後の教育・保育施策のあり方検討について
第1回子ども・子育て支援協議会	6月7日	・次期子どもに関する総合計画策定にかかる各部会の検討状況について

会議等	開催日	議題等
第3回教育・保育計画部会	9月7日	・今後の教育・保育施策のあり方検討について ・子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査の速報と二次分析について ・次期子どもに関する総合計画策定にかかる現状・課題について
第2回子育て家庭計画部会	10月13日	・子育て支援団体からのヒアリング及び意見交換 ・子育て家庭にかかる施策のあり方について ・子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査の速報と二次分析について
第2回子ども・若者計画部会	10月20日	・子ども・若者支援団体からのヒアリング及び意見交換 ・子ども・若者にかかる施策のあり方について ・子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査の速報と二次分析について
第2回総合計画策定部会	10月24日	・計画3部会における検討状況等について ・子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査の速報と二次分析について ・次期子どもに関する総合計画の基本的な視点について
第2回子ども・子育て支援協議会	10月31日	・次期子どもに関する総合計画策定にかかる各部会の開催状況について
第4回教育・保育計画部会	12月11日	・今後の教育・保育施策のあり方検討について ・次期子どもに関する総合計画策定にかかる現状・課題について ・子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策の考え方について
第3回子ども・若者計画部会	12月15日	・子ども・若者にかかる施策のあり方について ・子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策の考え方について
第3回子育て家庭計画部会	12月19日	・子育て家庭にかかる施策のあり方について ・子ども・子育て支援事業計画の量の見込みと確保方策の考え方について
第3回総合計画策定部会	12月26日	・計画3部会における検討状況等について ・次期子どもに関する総合計画のめざす姿と成果指標について
第5回教育・保育計画部会	令和6年 1月29日	・子育て世帯からのヒアリング及び意見交換 ・今後の教育・保育施策のあり方検討について
第3回子ども・子育て支援協議会	2月13日	・諮問 ・次期子どもに関する総合計画策定にかかる各部会の開催状況について
第4回子ども・若者計画部会	4月22日	・子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申案)における子ども・若者にかかる施策の方向性について

会議等	開催日	議題等
第4回子育て家庭計画部会	4月25日	・子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申案)における子育て家庭にかかる施策の方向性について
第6回教育・保育計画部会	4月26日	・子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申案)における教育・保育にかかる施策の方向性について ・今後の教育・保育施策のあり方検討について
第4回総合計画策定部会	5月14日	・子どもに関する総合計画の策定に向けた考え方(答申案)について
第1回子ども・子育て支援協議会	6月10日	・次期子どもに関する総合計画にかかる答申案について

2 なごや子ども・子育て支援協議会 委員（令和4年6月13日～）

会 長 平石 賢二

副会長 門間 晶子

氏 名	所 属 団 体 等	部 会			
		総	子	家	教
鈴木 潤子	名古屋市子ども会連合会				
浅野 香代子	(浅野委員 令和4年9月1日～ 委員交代)		○		
杉江 不二子	公募委員				
蛭沢 光	(蛭沢委員 令和4年9月1日～ 委員交代)		○		
大熊 宗麿	社会福祉法人名古屋市社会福祉協議会				
大橋 勝	名古屋人権擁護委員協議会				
小笠原 孝三	(小笠原委員 令和5年5月17日～ 委員交代)				
加藤 章一	名古屋市区政協力委員議長協議会				
門間 晶子	名古屋市立大学大学院看護学研究科	○		◎	
河村 暁	公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会				
木下 孝一	特定非営利活動法人 CAPNA (小久保委員 ～令和4年8月31日)			○	
小久保 裕美	(木下委員 令和4年9月1日～ 委員交代) (小久保委員 令和5年5月12日～ 委員交代)			○	
鬼頭 菊恵	名古屋市社会的養育施設協議会		○		
久世 康浩	愛知県経営者協会			○	
河野 莊子	名古屋大学大学院教育発達科学研究科	○	○		
古閑 賢三	愛知県中小企業団体中央会			○	

氏 名	所 属 団 体 等	部 会			
		総	子	家	教
近藤 正春	桜花学園大学・名古屋短期大学名誉教授	○			◎
末盛 慶	日本福祉大学社会福祉学部	○	○		
鈴木 敏	公益社団法人愛知県防犯協会連合会				
松永 由美子	連合愛知名古屋地域協議会				
瀧川 紀子	(瀧川委員 令和4年9月1日～ 委員交代)			○	
田添 千裕	名古屋市立小中学校 PTA 協議会			○	
服部 忠夫	一般社団法人名古屋市医師会				
立松 康	(立松委員 令和4年9月1日～ 委員交代)			○	
近藤 明代	名古屋市地域女性団体連絡協議会				
谷口 ますみ	(谷口委員 令和4年9月1日～ 委員交代)				
谷口 由希子	名古屋市立大学大学院人間文化研究科	○	◎		
西淵 茂男	名古屋市教育委員会				
中谷 素之	(中谷委員 令和4年9月1日～ 委員交代)				○
竹内 秀明	名古屋商工会議所				
加藤 学	(加藤委員 令和4年9月1日～ 委員交代)		○		
田中 利直	(田中委員 令和5年5月22日～ 委員交代)		○		
名畑 里奈	(名畑委員 令和6年4月12日～ 委員交代)		○		
日下 照方	愛知県私学協会名古屋支部		○		
平石 賢二	名古屋大学大学院教育発達科学研究科	◎			
藤井 一夫	名古屋市保護区保護司会連絡協議会				
藤岡 省吾	公益社団法人名古屋民間保育園連盟				○
蒔田 健吉	愛知県警察本部生活安全部少年課				
水野 真理子	公募委員			○	
石田 ゆり子	名古屋市民生委員児童委員連盟				
村松 千里	(村松委員 令和4年9月1日～ 委員交代)			○	
山田 恭平	特定非営利活動法人こども NPO		○		
山谷 奈津子	愛知県弁護士会				○
山本 広枝	社会福祉法人愛知県母子寡婦福祉連合会		○		
竹内 賢一	名古屋市立高等学校 PTA 協議会		○		
渡辺 優子	(渡辺委員 令和5年5月12日～ 委員交代)		○		

なごや子ども・子育て支援協議会 臨時委員(令和4年6月13日～)

氏 名	所 属 団 体 等	部 会			
		総	子	家	教
上田 敏丈	名古屋市立大学大学院人間文化研究科				○
小野田 誓	公認会計士小野田誓事務所				○
齊藤 公彦	公益社団法人名古屋市私立幼稚園協会				○
竹内 洋江	特定非営利活動法人名古屋おやこセンター				○
岩下 伸弥	厚生労働省愛知労働局職業安定課				
金武 和弘	なごや若者サポートステーション				
阿部 路代	名古屋市立小中学校長会				
笹口 真	(笹口委員 令和5年5月15日～ 委員交代)				
舟橋 寛	愛知県労働局就業促進課				
澤田 圭紀	(澤田委員 令和5年5月15日～ 委員交代)				
安藤 久美子	愛知県臨床心理士会 福祉領域部会				
白井 元規	(白井委員 令和5年5月15日～ 委員交代)				
橋本 大輔	名古屋法務局人権擁護部 人権擁護専門官 (令和5年5月15日～)				
星野 智生	一般社団法人愛知PFS協会				
加藤 裕司	名古屋市立高等学校長会				
水野 基行	(水野委員 令和5年5月15日～ 委員交代)				
加藤 義人	岐阜大学工学部 (令和5年4月24日～)				○
賀屋 哲男	名古屋市学童保育連絡協議会 (令和5年4月24日～)			○	
川瀬 正裕	金城学院大学人間科学部 (令和5年4月24日～)		○		
橋本 洋治	日本福祉大学経済学部 (令和5年5月1日～)				○

部会欄について

・部会の別

「総」次期計画準備・調査部会、総合計画策定部会

「子」子ども・若者計画部会

「家」子育て家庭計画部会

「教」教育・保育計画部会

・所属委員

「◎」部会長

「○」部会員

施策体系の組み替えについて



安全な環境づくりが、現計画では施策3(ソフト面)と施策10(ハード面)に分かれていたため、統合

居場所と交流・体験は密接な関係にあるため、現計画の施策3のうち「居場所」に係る部分と施策5を統合

少子化の進行を受け、キャリア支援や婚活支援など、子ども・若者の未来を応援する施策を新設

条例の理念「子どもの健やかな育ちを社会全体で支える」を実現するために社会機運を醸成する施策を新設

答申(案)での施策体系 (主な内容)		現計画2024 施策体系
1 子どもの権利を守り生かすことへの支援 (子どもの権利擁護、社会参画、人権)	←	1 子どもの権利を守り生かすことへの支援
2 子どもの健康・いのちの支援 (保健、医療、食育、自殺予防)	←	2 子どもの健康の支援
3 安心・安全で快適に過ごせる環境づくり (物理的に安全な環境、住宅、事故防止)	←	3 居場所と安全の支援
4 多様な居場所と交流・体験の支援 (居場所、交流、遊び・体験)	←	4 学びの支援
5 子ども中心の学びの支援 (学校での学び(不登校児童の学びを含む))	←	5 多様な交流と体験の支援
6 <u>子ども・若者の未来の応援</u> (キャリア支援、婚活支援)	←	6 子ども・親総合支援
7 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援 (不妊、妊娠婦、産前産後のサポート)	←	7 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援
8 経済的負担の軽減 (子育て支援サービスの助成、負担軽減)	←	8 経済的負担の軽減
9 地域全体での子育て支援 (子育て支援拠点、のびのびサポート、ぴよか、一時預かり)	←	9 地域全体での子育て支援
10 ワーク・ライフ・バランスの支援 (職場環境整備、性別役割分担の意識変革)	←	10 子どもや子育て家庭が快適で安全に過ごせる環境づくり
11 質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供 (乳幼児期の教育・保育)	←	11 多様な働き方に対応できる環境整備の促進
12 社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援 (ひきこもり、就労支援)	←	12 質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供
13 障害や発達に特性のある子どもとその家庭への支援 (療育、発達支援、医療的ケア)	←	13 社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援
14 児童虐待等への対応 (虐待、DV、ヤングケアラー)	←	14 児童虐待等への対応
15 社会的養育が必要な子どもへの支援 (里親、児童養護施設)	←	15 ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援
16 ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援 (ひとり親家庭の支援)	←	16 いじめなどの未然防止とその家庭への支援
17 いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応 (いじめ、体罰)	←	17 社会的養育が必要な子どもへの支援
18 外国につながる子どもとその家庭への支援 (外国につながる子どもの支援)	←	18 障害や発達に遅れなどのある子どもとその家庭への支援
19 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進 (貧困対策)	←	19 外国につながる子どもとその家庭への支援
20 <u>子ども・若者・子育て家庭を応援する社会づくり</u> (社会機運の醸成)	←	20 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進

次期子どもに関する総合計画策定にかかる検討資料

答申における施策(案)

- 1 子どもの権利を守り生かすことへの支援
- 2 子どもの健康・いのちの支援
- 3 安心・安全で快適に過ごせる環境づくり
- 4 多様な居場所と交流・体験の支援
- 5 子ども中心の学びの支援
- 6 子ども・若者の未来の応援
- 7 安心して子どもを生み、親として成長することへの支援
- 8 経済的負担の軽減
- 9 地域全体での子育て支援
- 10 ワーク・ライフ・バランスの支援
- 11 質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供
- 12 社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援
- 13 障害や発達に特性のある子どもとその家庭への支援
- 14 児童虐待等への対応
- 15 社会的養育が必要な子どもへの支援
- 16 ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援
- 17 いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応
- 18 外国につながる子どもとその家庭への支援
- 19 子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進
- 20 子ども・若者・子育て家庭を応援する社会づくり

次期子どもに関する総合計画 施策体系と関連項目にかかる検討資料

次期計画案	1	子どもの権利を守り生かすことへの支援
現行計画	1	子どもの権利を守り生かすことへの支援
関連部会	○	子ども・若者計画部会
		子育て家庭計画部会
		教育・保育計画部会
現状		
○ なごや子どもの権利条例を知っていると答えた割合【実態調査】 大人 H30 : 29.0% ⇒ R5 : 47.1% (+18.1%) 子ども H30 : 24.5% ⇒ R5 : 34.2% (+9.7%) ○ 子どもにとって大切な権利が保障されていると答えた割合【実態調査】 大人 R5 : 77.0% 子ども R5 : 83.3% ○ なごや子どもの権利条例を知っていると答えた割合【市政アンケート】 知っている H30 : 3.7% ⇒ R5 : 6.7% (+3.0%) 聞いたことはあるが、内容はよく分からない 28.9%⇒28.4% (▲0.5%)		
部会等からのご意見		
○ 子どもの権利条例の認知度が低い。保育所や学校など、子どもの権利を守るべき場所で権利が守られていないのは、現場の方がわかっていないから。現場も余裕がないので、研修などを意図的に仕組み化しないと。学ぶ機会があることが必要。 ○ 子ども自身の権利行使のハードルの高さがある。支援者がどの程度理解しているか。こういう施策があるという情報提供のみに留まっていないか。広報啓発も必要だが、権利行使のハードルを下げることも重要。 ○ 子ども・若者の意見表明において、「意見」という言葉のハードルが高い。意図やどう捉えてほしいかを丁寧に説明するなど、「意見」という言葉の使い方に配慮が必要。 ○ 意見を言わなくてもいいから参加できるように支援が必要。参加するハードルを下げて、「言う、言わない」よりも「参加する、しない」を大事にできるように、社会の雰囲気の醸成も必要。		
課題		
○ 子どもが権利の主体として権利を行使するためには、子ども自身が「子どもの権利」について理解することが必要であるが、まだ理解や周知が十分ではなく、権利侵害があった場合でもどこに相談したらよいかかわからない。 ○ 子どもの権利を守るためには、大人が子どもにとっての最善の利益が何かを一緒に考えることも必要であるため、大人に対しても「子どもの権利」についての普及啓発が大切。 ○ 令和4年度市公式LINEアンケートで、「LGBTQの方が過ごしやすい社会だと思うか」という質問に対し、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」の回答割合が合わせて85.6%あり、いまだ性的少数者の生きづらい社会となっている。 ○ 幼児児童生徒一人ひとりがその発達段階に応じ、人権の意義について理解し、自他の大切さを認めることができ、様々な場面で具体的な態度や行動として表すことができるように、人権尊重の視点に立った学校づくりの推進が必要。 ○ 教職員の資質向上を継続するために、主体的に学びを深めることができる教職員の人権教育研修を実施が必要。 ○ なごや子ども応援委員会ではさまざまな悩みや心配を抱える子どもや親に対して、総合的に支援することが必要。そのためにはSCやSSWなど専門職のさらなる資質向上や幼稚園から高等学校までの連携等の取組を進めていく必要がある。		

次期子どもに関する総合計画 施策体系と関連項目にかかる検討資料

次期計画案	2	子どもの健康・いのちの支援
現行計画	2	子どもの健康の支援
関連部会		子ども・若者計画部会
	○	子育て家庭計画部会
		教育・保育計画部会
現状		
○ 安心して出産や子育てできる医療サービスの充実を期待する親の割合 H30 : 86.3% ⇒ R5 : 80.6% (▲5.7%) ○ 安心して出産や子育てできる医療サービスの充実に満足する親の割合 H30 : 38.6% ⇒ R5 : 37.6% (▲1.0%) ○ 子どもの病気や健康のことを不安に感じたことのある親の割合 H30 : 27.4% ⇒ R5 : 30.0% (+2.6%) ○ これまで自殺を真剣に考えたことがある若者の割合 H30 : 10.4% ⇒ R5 : 11.7% (+1.3%) ○ 運動をすることが好きな子どもの割合【全国体力・運動能力、運動習慣等調査】 H30 : 小64.1% ⇒ R4 : 小60.2% (▲3.9%) 中54.2% ⇒ 中51.5% (▲2.7%)		
部会等からのご意見		
○ 学齢期の子どもが病気の時に預けられる場所が、幼児期に比べて少ない。 ○ 出産前の不安をきくアンケートで「小さい子どもと接する機会がなかった」「子どもを生き物として好きでも嫌いでもなかった」という意見があり、出産後には子どもの世話や成長の見守りを通じて、「生んでよかった」という意見があったが、若者の子どもに対する感覚に驚いた。妊娠した時から自分が子どもに支配されているのだと認識して、出産・育児に向かわないと、思い通りにならないことで子育てを放棄してしまうことに繋がりがねないので、ライフスタイル全体に通じた施策が必要。育児は学童期までのように捉えがちだが、思春期から大人になる過程が家庭では問題になっているので、そこにもっとスポットを当ててほしい。		
課題		
○ 10歳から39歳までの各年代の死因の第1位は自殺であり、とりわけ令和4年においては児童生徒の自殺者数が過去最多となるなど、子ども・若者の自殺が全国的に問題となっている。 ○ 運動が好きな児童生徒の割合はまだ目標値には至っていない。これまでのコロナ禍で様々な行動が制限され、学習以外で映像や画像を見るスクリーンタイムが増え、運動不足に拍車がかかっている状況で、肥満である児童生徒の増加も見られるが名古屋だけでなく全国的な傾向である。		

次期子どもに関する総合計画 施策体系と関連項目にかかる検討資料

次期計画案	3	安心・安全で快適に過ごせる環境づくり
現行計画	3	居場所と安全の支援
	10	子どもや子育て家庭が快適で安全に過ごせる環境づくり
関連部会	○	子ども・若者計画部会
	○	子育て家庭計画部会
		教育・保育計画部会
現状		
○ 授乳やおむつ替えの場所など、子どもとともに外出がしやすいまちの整備に満足する未就学児を持つ親の割合 H30：28.0% ⇒ R5：27.7% (▲0.3%) ○ 住宅や遊び場・公園の整備など、子育てしやすいまちづくりに満足する親の割合 H30：20.0% ⇒ R5：24.9% (+4.9%) ○ 登下校時における子どもの安全対策の推進 交通安全教室実施率 97.4%(267学区中260学区)		
部会等からのご意見		
○ 家を出て、外をふらふら出歩く子どもが結構いる。声をかけられて犯罪に巻き込まれたり、万引きをしたりと、群れて非行に走る子どももいると思う。そういう子どもの危険への対策も盛り込むべきではないか。 ○ 児童虐待防止法は家庭内の虐待がメインだが、子どもの性被害は家庭内だけではなく、学校や保育所、地域で起きることもある。子どもへの性被害予防教育も記載する必要があるのではないか。 ○ 施策10がハード面、施策3はソフト面での支援かと思う。居場所支援は国でも大きなキーワード。できれば施策3と施策10の両方に読めるような形であるとより充実したものになるかと思う。 ○ 他都市部に比べて、ベビーカー、多目的トイレ、授乳室などの案内板が少ないので、増やした方がいい。 ○ オムツ替えスペースが女性トイレだけにあり、男性トイレにない施設がある。男性トイレにオムツ替えスペースがあるだけでも、それを見る人の意識が変わる気がする。		
課題		
○ 小学校年齢期の子どもたちの放課後の過ごし方については、共働き家庭の増加や就労形態の多様化など、様々な社会状況の変化がみられ、本市においても放課後児童クラブの待機児童が生じるなど、放課後施策に対するニーズが高まっており、放課後の居場所の充実がより一層、求められている。 ○ 居場所が見つからない子ども・若者がSNSや繁華街等で知り合った大人に児童買春や薬物乱用など様々な犯罪に巻き込まれることを未然に防止するため、信頼できる大人に話せる環境を整えた居場所づくりが必要である。 ○ 交通ルールの定着が十分ではなく、飛び出し、ヘルメット未着用などの交通事故が起きている。 ○ 学校におけるより実践的な防災訓練をどのように普及するかさらなる検討が必要となっている。 ○ 子育て世帯の住まいの確保や住まいに関する経済的負担を軽減する必要がある。 ○ 子育てをされる方々の満足度が高まるよう、公園づくりに地域のニーズを十分に取り入れていくこと。 ○ 令和5年度に実施した利用実態調査において、市バス・地下鉄の利用について、「子連れでは利用しづらい」や「子連れでも安心して移動できるようにして欲しい」といった意見が寄せられている。		

次期子どもに関する総合計画 施策体系と関連項目にかかる検討資料

次期計画案	4	多様な居場所と交流・体験の支援
現行計画	3	居場所と安全の支援
	5	多様な交流と体験の支援
関連部会	○	子ども・若者計画部会
	○	子育て家庭計画部会
		教育・保育計画部会
現状		
○ 子どもが放課後に過ごす場所 「自分の家」 H30：86.8% ⇒ R5：92.1%（+5.3%） 「学校で行われるクラブ活動」 H30：51.8% ⇒ R5：35.9%（▲15.9%） ○ 子どもの休日の過ごし方 「家族と過ごす」 H30：67.1% ⇒ R5：71.2%（+4.1%） 「友だちと遊ぶ」 H30：42.4% ⇒ R5：38.9%（▲3.5%） ○ 自分のことが好きな子ども・若者の割合 子ども H30：74.6% ⇒ R5：75.6%（+1.0%） 若者 H30：72.9% ⇒ R5：69.5%（▲3.4%） ○ 色々なことに積極的に挑戦できる子ども・若者の割合 子ども H30：72.0% ⇒ R5：69.4%（▲2.6%） 若者 H30：62.9% ⇒ R5：60.3%（▲2.6%） ○ 今の生活に満足する子どもの割合 H30：87.4% ⇒ R5：83.7%（▲3.7%） ○ 子どもがほっとできる場所、自分らしくいられる場所（1番目） 「好きなことをして自由に過ごせる」 R5：30.3% 「一人で過ごせたり、何もせずのんびりできる」 R5：27.1% ○ 居場所（ほっとできる場所、居心地のよい場所）がある若者の割合 R5：93.9% ○ お祭りなど、地域の行事へ参加したことがある子どもの割合 H30：55.9% ⇒ R5：60.3%（5.0%）		
部会等からのご意見		
○ 教育・保育に比べて、学童保育の住環境や質などがひとくりにされている。学童保育も子どもが年間多くの時間を過ごす場所なので、子どもの最善の利益追求のため考えていくべき。 ○ 学童期の放課後の居場所について、量を増やすのは当然として、質の確保も重要。スタッフの研修機会の確保や処遇などが課題。 ○ 支援事業計画の放課後児童健全育成事業の量の見込みが減っていく案になっている。国の手引きによる推計児童数や利用実績に基づいた見込みでは減ると思うが、子育て家庭の就業が増えていくだろうことを踏まえれば、放課後事業の利用は増えるのではないかと。学童保育の指導者の給料が全国トップレベルである影響で、（利用料が高く）名古屋市は学童の利用率が低い。そこを改善すれば、潜在的需要はあるはずなので、増やし ○ 子どもの年齢が大きくなると、居場所が減るように感じる。学校でも家でもない居場所が必要。地域の力を借りて、教育や福祉の垣根も越えて対応を。場所も大事だが、関わる人の専門性や人間性も大切。 ○ 「居場所」に関して、教室は子どもにとって、間違っはいけないというプレッシャーがあり、緊張する空間であるのが現状。 ○ トワイライトの事業ボランティアを経験したが、地域によって内容が全く違う。人材確保の観点からは、近隣の学区などにも展開できないか。 ○ トワイライトでの活動状況などを地域の区政協力委員などにも知ってもらい、地域と連携することが大事。 ○ 子ども会には保護者の負担が大きい。子ども会には入りたいが、保護者に役員が回ってくると脱退してしまう。保護者から役員を出さなくてもいいように、市がリーダーを派遣してくれるとよい。 ○ 自分が子どもの頃の子ども会は、子どもたちが話し合ってやりたいことを決め、大人がそれを用意してくれた。今は大人主体でやることになってしまっている。子ども自身が子ども会を作っていくんだと思える魅力がないと、子どもも行きたいと思わないし、保護者も行かせなくていいになってしまう。		
課題		
○ 小学校年齢期の子どもたちの放課後の過ごし方については、共働き家庭の増加や就労形態の多様化など、様々な社会状況の変化がみられ、本市においても放課後児童クラブの待機児童が生じるなど、放課後施策に対するニーズが高まっており、放課後の居場所の充実がより一層、求められている。 ○ 居場所が見つからない子ども・若者がSNSや繁華街等で知り合った大人に児童買春や薬物乱用など様々な犯罪に巻き込まれることを未然に防止するため、信頼できる大人に話せる環境を整えた居場所づくりが必要である。 ○ 子ども会については、活動を支える大人の減少等から、団体数及び会員数ともに減少傾向が続いており、新たな支え手の確保や子ども会独自の魅力の発信など、振興に向けた支援が必要。 ○ 児童館において中高生の居場所づくり事業を実施し、各館で週1～2回程度通常の開館時間外に中高生専用の時間を設けているが、児童館が18歳未満を対象とした施設ということが広く認知されておらず、中高生の利用が少ない。 ○ 放課後の子ども施策として、全児童を対象に、トワイライトスクール（一部の学校はトワイライトルーム）を実施しているが、運営の協力をしてもらっている地域ボランティアの高齢化や担い手不足が課題となっており、事業を継続していくためにも人材確保が必要。 ○ なごやエコキッズ実施園やエコスクール認定校及びトワイライトスクールへの環境サポーターの派遣について、利用園/校が一部にとどまっている（ただし、利用園/校に対しては年間複数回派遣実施の場合もある。）ため、利用促進が必要。 ○ 「『みんなで覚えよう応急手当』講習」は、種別により受講者が「小学4年生から小学6年生」または「中学生」となるので、限られた対象に効率的に事業を周知させることが困難。 ○ 国の「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」を踏まえ、将来にわたって、本市の子どもにとって望ましいスポーツ・文化芸術活動の機会を、地域の活用も含めて確保することが重要。 ○ 年度替わりで退職する部活動指導者の割合は約3割を占め、安定的に長期間働くことが可能な固定の指導者の配置が必要であること、参加児童の興味関心や習熟度が多様であること等から、指導者の量的確保と質的向上が必要。 ○ 地域団体や民間事業者・大学等への学習プログラムの実施や講座委託の拡大、地域と学校の連携・協働を促進するための支援拡大。		

次期子どもに関する総合計画 施策体系と関連項目にかかる検討資料

次期計画案	5	子ども中心の学びの支援
現行計画	4	学びの支援
関連部会	○	子ども・若者計画部会
		子育て家庭計画部会
		教育・保育計画部会
現状		
○ 勉強が理解できない子どもの割合 H30 : 16.0% ⇒ R5 : 14.4% (▲1.6%) ○ 勉強は将来役に立つと思う子どもの割合 H30 : 86.1% ⇒ R5 : 83.6% (▲2.5%) ○ 授業以外でインターネットを1日2時間以上利用する子どもの割合 H30 : 38.0% ⇒ R5 : 59.1% (+21.1%) ○ 勉強のことで困ったり、悩んだりしている子どもの割合 H30 : 38.5% ⇒ R5 : 41.2% (+2.7%) ○ 進学 of 最終目標を大学までと考える子どもの割合 H30 : 50.7% ⇒ R5 : 35.6% (▲15.1%)		
部会等からのご意見		
○ 現施策5にインクルーシブ教育システムの構築の推進とあるが、施策4にも「インクルーシブ教育の構築」を取り入れて、今から少し準備を進めておくで混乱が少なく移行がスムーズなのではないか。 ○ インクルーシブ教育という言葉を入れるならば、同時に「個別最適化した学び」というワードもあわせて入れていった方がよい。 ○ 子どもの体験学習には地域連携が大切。キャリア教育を進める中で、地域や企業と連携できるようにしてほしい。 ○ 課題に国語力の問題が挙がっている。国語の力が足りないために、他の科目もできない子どももいる。本を読まない子どもが増えているとも感じる。どうしたら国語の力を伸ばせるかが課題。 ○ 水族館などの公的施設で、学校だと学校割引があるところが多いが、フリースクールやオルタナティブスクールだと人数が少ないため割引がなく、保護者の負担が大きい。 ○ 中学校の給食を再開してほしいという声をよく聞く。母親の就業率が上がる頃で負担が大きい。健康格差の是正という観点で、食の支援としても検討するといい。 ○ 給食を通して食育を進めたり、健康格差を是正するのはわかるが、同時に予算（給食費）の問題や質の担保も検討してほしい。 ○ アンケートの自由記述で「学校の先生が大変そう」というコメントが多い。保護者からこうしたコメントが集まるというのは、かなり厳しい状況。インクルーシブ教育が進めば、教員の仕事も増えるかと思う。子どもを主体とした「学びの支援」とは別に、先生の支援についての施策を立ててもいいのではないか。 ○ 不登校児が増えており、全国で29万人。東京都教育委員会はメタバース空間に居場所づくりを始めている。市でも対策を盛り込むことを検討してほしい。		
課題		
○ 「デートDV」という言葉の認知度について、男女平等参画基本計画2025での目標値55%だが、令和元年度男女平等参画基礎調査では、認知度は43.9%であった。 ○ 中学校での35人学級の実施など、国の方針等を注視しつつ、慎重な判断が必要。 ○ 発達障害対応支援講師、日本語指導講師、不登校対応支援講師を含めて、全ての小・中・特別支援学校に一人の学習支援講師を配置すること。 ○ 「ナゴヤ学びのコンパス」の理念を名古屋市の全学校園で共通理解を図り、幼児期から青年期まで一貫して「子ども中心の学び」を推進するためには、実践校による具体的な実践事例を継続し、全市展開が重要。また、小中一貫教育など、各校種間において連携した学びを重視した教育活動を推進するため、学校における働き方改革を推進するとともに、研修プログラムも一層充実することも重要。 ○ 全国学力・学習状況調査によると、本市の小学校は国語が全国平均を下回っている。同調査の児童・生徒質問紙によると、「国語の勉強は好きか」「読書は好きか」という問いに「当てはまる」と答えている児童生徒は、全国平均を下回っている。学校図書館における図書の整備において、学校図書館図書標準を達成している小中学校は5割にも満たない。 ○ 1人1台端末だけでなく、活用するソフトウェアやネットワーク等についても、「Next GIGA」を見据えたものとしていく必要。高校の1人1台端末整備は国の財政措置の状況等を見据えながら、整備方法を検討。幼稚園の今後のICT環境は、整備内容等の検討が必要。 ○ 高等学校教育については、探究的な学び・協働的な学びへの変革が必要。推進校の指定など推進のきっかけを作り、ICT機器の充実・活用や教員の力量向上が必要。 ○ 各種教育活動の共有は、生徒のニーズや実施の効果を踏まえた仕組み作りと、施設設備の整備、教員研修の充実や支援員の配置などが必要。また、学校間連携による単位互換制度は、規則・実施要項作成や、教職員体制を含めた詳細な実施形態など、膨大な下準備と時間必要。 ○ 子ども一人一人が自分らしい生き方を発見し、実現するための力を育むキャリア教育推進の必要。		

次期子どもに関する総合計画 施策体系と関連項目にかかる検討資料

次期計画案	6	子ども・若者の未来の応援
現行計画		
関連部会	○	子ども・若者計画部会
		子育て家庭計画部会
		教育・保育計画部会
現状		
○ 市合計特殊出生率 H29 : 1.42 ⇒ R4 : 1.25 ○ 将来、結婚したい若者の割合 H30 : 60.7% ⇒ R5 : 50.5% (▲10.2%) ○ 将来、子どもが欲しいとは思わない若者の割合 H30 : 16.1% ⇒ R5 : 20.3% (+4.2%) ○ 40歳くらいになったときの状態 (子ども) 「幸せになっている」 H30 : 65.1% ⇒ R5 : 61.9% (▲3.2%) 「子どもを育てている」 H30 : 53.8% ⇒ R5 : 45.6% (▲8.2%) ○ 5年後の自分のイメージ (若者) 「幸せな状態である」 H30 : 55.0% ⇒ R5 : 46.1% (▲8.9%) 「子どもを育てている」 H30 : 55.0% ⇒ R5 : 50.5% (▲4.5%)		
部会等からのご意見		
○ 子どもの体験学習には地域連携が大切。キャリア教育を進める中で、地域や企業と連携できるようにしてほしい。		
課題		
○ 子ども一人一人が自分らしい生き方を発見し、実現するための力を育むキャリア教育推進の必要。 ○ 若者の結婚や妊娠・出産の希望がかないにくい状況がある。		

次期子どもに関する総合計画 施策体系と関連項目にかかる検討資料

次期計画案	7	安心して子どもを生み、親として成長することへの支援
現行計画	7	安心して子どもを生み、親として成長することへの支援
関連部会		子ども・若者計画部会
	○	子育て家庭計画部会
		教育・保育計画部会
現状		
○ 子どもの発育・発達のことを不安に感じたことのある親の割合 H30：23.8% ⇒ R5：29.9%（+6.1%） ○ 子どもの病気・健康のことを不安に感じたことのある親の割合 H30：27.4% ⇒ R5：30.0%（+2.6%） ○ 子育てに関する悩み・不安の相談相手・場所がない親の割合 R5：7.7% ○ 子育てについて相談できる機関やサービスの充実に期待する親の割合 H30：86.3% ⇒ R5：80.6%（▲5.7%） ○ 子育てについて相談できる機関やサービスの充実に満足する親の割合 H30：17.4% ⇒ R5：19.4%（+2.0%）		
部会等からのご意見		
○ 妊娠期からのパパママ教室で子どもの権利条例の普及啓発、一人で子育てをしているわけではないという意識を浸透させていくと、困った時に支援に繋がりがやすいのではないか。 ○ 小学校進学時の子どもの発育・発達に関する親の悩みは深い。子ども・親双方への対応は重点を置いて取り組んだほうがよい。 ○ 保健センターは幼児期の支援を行っているが、課題を抱えた子どもに特化すると親もストレスになる。一般向けの支援とのリンクが大事。 ○ 学齢期になると情報が届きにくくなって、支援が難しい。学校と福祉の連携の仕組みがいる。ネウボラのように切れ目のない支援が必要。 ○ ショートステイ事業は、身近なところなら使えるが、乳児院や児童養護施設はハードルが高いのではないか。身近な居場所になっているところでショートステイできるようになるとよい。 ○ 名古屋市の医療費助成はすごくいいので、ぜひ続けていけるといい。小さい子どもを育てるときの援助はたくさんあると思うが、それをいろんな人にちゃんと伝えることが大事。制度があっても知らない人も多いと思う。		
課題		
○ 家庭教育支援を必要としている家庭に届いていない。より効果的な方法で支援を届ける必要がある。 ○ 幼児の育ち応援ルームの利用者が増加しており、待機者が出ている。子育て相談に保護者が参加しやすいよう改善する必要がある。 ○ 子育てに対する不安感の解消や子育てへの希望につなげるとともに、将来的に親が子どもに不適切なかかわりをしてしまうことを抑止するため、子育て中の親やこれから親になる方に対して「子育てを学ぶ」機運を醸成するとともに、希望する方へ学べる機会を提供していく必要がある。 ○ 妊娠期も含め、子どもの成長にあわせた子育てや子育て支援についての情報提供が必要。 ○ 地域で安心して子育てができるよう身近な相談先の充実が必要。		

次期子どもに関する総合計画 施策体系と関連項目にかかる検討資料

次期計画案	8	経済的負担の軽減
現行計画	8	経済的負担の軽減
関連部会		子ども・若者計画部会
	○	子育て家庭計画部会
	○	教育・保育計画部会
現状		
○ 子育てに経済的負担を感じる親の割合 H30 : 39.4% ⇒ R5 : 44.1% (+4.7%) ○ 特に負担を感じる費用 「光熱水費」 H30 : 17.1% ⇒ R5 : 46.6% (+29.5%) 「食費」 H30 : 36.1% ⇒ R5 : 51.0% (+14.9%) ○ 医療費助成や子育てにかかる各種サービスの費用の軽減など、経済的な支援の充実に期待する親の割合 H30 : 91.3% ⇒ R5 : 87.9% (▲3.4%) ○ 医療費助成や子育てにかかる各種サービスの費用の軽減など、経済的な支援の充実に満足する親の割合 H30 : 37.7% ⇒ R5 : 33.5% (▲4.2%)		
部会等からのご意見		
○ 進学費用等も大事だが、日常生活レベルでの経済的支援への必要性は明らかであり、どういった形で届けるのか、国の施策も鑑みながら考えていく必要があるのではないか。 ○ 名古屋市の医療費助成はすごくいいので、ぜひ続けていけるといい。小さい子どもを育てる時の援助はたくさんあると思うが、それをいろんな人にちゃんと伝えることが大事。制度があっても知らない人も多いと思う。 ○ 経済的な問題を抱えて区役所等に相談に行った際に、どのような支援があるのかを教えてくれるワンストップ窓口のようなものを整備してほしい。その窓口の職員がいろいろな情報を知っていることが必要。 ○ 教育費負担はとても重要なポイント。国の施策も出てきているが、教育費の補助について、カバーしきれてないところは対応が必要。 ○ 所得制限がついているものについて、どこまで撤廃していくのかは議論が必要。すべてなくすことは難しいので、優先順位をつける必要がある。 ○ 進学時の制服やカバンにかかる初期費用の負担が大きい。使われた物を循環させる仕組みが構築できるといい。		
課題		
○ 貧困の連鎖や経済的格差の拡大が生じることのないよう、全ての子どもたちの教育機会の確保をしていくこと。 ○ 子育て家庭の経済的負担軽減。		

次期子どもに関する総合計画 施策体系と関連項目にかかる検討資料

次期計画案	9	地域全体での子育て支援
現行計画	9	地域全体での子育て支援
関連部会		子ども・若者計画部会
	○	子育て家庭計画部会
	○	教育・保育計画部会
現状		
○ 子育て中に自分のやりたいことができないなどのストレスを感じた未就学児を持つ親の割合 H30 : 29.1% ⇒ R5 : 26.6% (▲2.5%) ○ 地域で子育てについて気軽に相談できる人がいる親の割合 H30 : 35.5% ⇒ R5 : 27.1% (▲8.4%) ○ 地域で同じくらいの年齢の子どもを育てている友だちがいる親の割合 H30 : 67.2% ⇒ R5 : 60.6% (▲6.6%) ○ 地域で困った時に気軽に子どもを預かってくれる知人がいる親の割合 H30 : 19.4% ⇒ R5 : 12.4% (▲7.0%) ○ 地域住民が行う子ども・子育て活動のうち参加したことがある活動【市政アンケート】 「地域の子どもの安全を守る活動」 H30 : 20.7% ⇒ R5 : 19.7% (▲1.0%) 「子ども会活動や町内会の子ども向け活動の世話役」 H30 : 25.1% ⇒ R5 : 19.5% (▲5.6%) 「特にない」 H30 : 56.7% ⇒ R5 : 60.4% (+3.7%)		
部会等からのご意見		
○ 例えば、「子育てを通じて幸せを感じた」「子どもの成長をみて充実感を得た」保護者の割合が増えていることなどからすれば、子育て家庭を巡る状況としては徐々によくなっているように思える。一方で、「地域で同じくらいの年齢の子どもを育てている友だちがいる保護者」「地域で年齢の違う子が一緒になって遊ぶことができると感じる保護者」の割合が増えていないことは、地域全体で子育てを見守るような雰囲気づくりに繋がる条件には乏しいということになるか。「なごや子どもの権利条例」の内容の認知度が低いレベルにあることとも全く無関係ではないように思われる。 ○ 「こども誰でも通園制度」が始まれば、一時預かり事業の形も変わる可能性がある。利用しやすい制度設計は大切だが、子どもが適切な保育を受けられる体制も整えてもらいたいので、保育者が困らない制度設計をしてほしい。		
課題		
○ 幼児の育ち応援ルームの利用者が増加しており、待機者が出ている。子育て相談に保護者が参加しやすいよう改善する必要がある。 ○ 国が新たに打ち出している「こども誰でも通園制度（仮称）」と既存の一時預かり事業との整合性を図る必要がある。 ○ 身近な地域の社会資源による子育て支援への取り組みに関する効果的な情報提供が必要。 ○ 子どもの成長にあわせた子育てや子育て支援についての情報提供が必要。		

次期子どもに関する総合計画 施策体系と関連項目にかかる検討資料

次期計画案	10	ワーク・ライフ・バランスの支援
現行計画	11	多様な働き方に対応できる環境整備の促進
関連部会		子ども・若者計画部会
	○	子育て家庭計画部会
		教育・保育計画部会
現状		
○ 「仕事を中心となっており、家庭生活の比重が高まるといい」と回答した父親の割合 H30：42.9% ⇒ R5：46.3%（+3.4%） ○ 「育児が中心となっており、もう少し仕事の比重が高まるとよい」と回答した母親の割合 H30：13.7% ⇒ R5：19.5%（+5.8%） ○ WLBの悩みが「もっと働きたいが、家事・育児に時間がかかり、十分に働けない」ことである未就学児を持つ母親の割合 H30：8.5% ⇒ R5：26.3%（+17.8%） ○ 働いていた母親のうち出産前後（それぞれ1年以内）に仕事をやめた割合 H30：43.7% ⇒ R5：28.5%（▲15.2%） ○ 労働時間の短縮、育児休業や介護休暇制度など家庭生活と両立する職場環境の整備に満足しない親の割合 H30：32.6% ⇒ R5：42.5%（+9.9%）		
部会等からのご意見		
○ 出産前後で育休を取得し就業継続する人が増えている状況から、短時間勤務など柔軟な働き方の対応をした方がいい。 ○ 企業の取り組みは着実に進んでいるが、両立できる職場環境の整備に満足していない回答割合が増えている。一律の制度では足りず、個別対応をせざるを得ないこともある。 ○ 就学後保護者の母親の就労形態別に見る「両立できる職場環境の整備」の満足度について、「正社員・正規職員」は「満足しない」が高い一方で、「満足する」も比較的高い。同じ正社員でも企業規模や業種で何か違いがあるのではないかな。企業対象の施策だが、企業にもいろいろある。		
課題		
○ 家庭生活と両立する職場環境の整備に取り組む企業を増やし、社会全体で子育てしやすいまちづくりを進めるための機運醸成が必要。 ○ 女性管理職比率は国の目標数値に達成していない企業が多く、男女の賃金格差も解消されていない状況が見受けられる。 ○ ワーク・ライフ・バランスの取組みの推進に向けて、引き続き、広報・啓発などの実施が必要。		

次期子どもに関する総合計画 施策体系と関連項目にかかる検討資料

次期計画案	11	質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供
現行計画	12	質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供
関連部会	○	子ども・若者計画部会
	○	子育て家庭計画部会
	○	教育・保育計画部会
現状		
○ 出産時に退職した母親のうち「教育・保育事業が確実に利用できる見込みがあれば、続けていた」母親の割合 H30：9.4% ⇒ R5：9.1% (▲0.3%) ○ 将来的に就労したいと考えている、未就学児を持つ母親の割合 H30：82.2% ⇒ R5：87.0% (+4.8%) ※ H30は「就労の希望はない」「すぐにでも、もしくは年以内に就労したい」「1年より先で、一番下の子どもが●歳くらいになったら、就労したい」の3段階。R5はこの3択肢に加え、「時期は決まっていないが、就労したい」の4段階 ○ 多様な保育サービスの充実や、放課後児童に対する施策の充実に期待する親の割合 H30：81.2% ⇒ R5：75.4% (▲5.8%) ○ 多様な保育サービスの充実や、放課後児童に対する施策の充実に満足する親の割合 H30：15.1% ⇒ R5：16.1% (+1.0%)		
部会等からのご意見		
○ 保育と教育が一体となった目指すべき保育の質についてガイドラインが必要。 ○ 公私幼保の統一的なすべての子どもに責任を負う仕組みみたいなものを構築していくことが必要。 ○ 自己評価、学校関係者評価、第三者評価について、一定の実効性を担保するフォローの体制。 ○ 質の向上のためには様々な評価の仕方が考えられるが、多くなると現場が疲弊してしまう。 ○ 全体の質の底上げには、相対的に課題を抱える施設をいかに底上げするかという取り組みがないと進まない。 ○ 就園児の減少に伴う地域型保育事業の閉園などがソフトランディングできるように検討すべき。 ○ 施設整備も含めた保育の基盤の整理が必要。 ○ 障害児保育も充実させていく必要がある。 ○ 外国籍の子どもが増え、その保育ニーズも増えてきている。ニーズの洗い出しが必要。 ○ 多様化するニーズに対して、保護者のアクセス・利用しやすさの視点で充実することは大事。一方で、子ども目線でのニーズに添えていくことも必要。 ○ 広域入所できるようにすることも、一つの保育ニーズへの対応かと思う。 ○ 小学校進学時の環境適応には、幼小（教育委員会）との連携、横断的なシステム整備が必要。 ○ 小学校の学びに向かうための、幼保での遊びの中での学びというものをどう小学校側に伝えていくかを協働して検討していくことが必要。 ○ 公立園で民間保育士が実習できる機会や、公民両方の交流の場を設けるなどの役割を新たに強化するのがいい。 ○ 公立保育所の役割として「すべての子どもたちを」と言った時の最終的なセーフティネット。支援の必要な子どもの多い保育所への職員配置を増やすなど、手厚い人的環境が必要。 ○ 定員配置や処遇の問題など、働き方改革と質の向上の両輪で進めていくことが必要。 ○ 人材確保情報のワンストップ化。また、現職保育士等のリスクリテラシー補助や潜在保育士の学び直しから就職支援。 ○ 今働いている方の離職率を下げるために働き方改革も重視する必要がある。DXの導入は待ったなし。 ○ 職員確保について、関東へ就職する養成校卒業生が増えている。インセンティブで人口対応。		
課題		
○ 幼児の育ち応援ルームの利用者が増加しており、待機者が出ている。子育て相談に保護者が参加しやすいよう改善する必要がある。 ○ 待機児童対策に係る量的拡大から量的維持へのシフト。 ○ 休日保育事業実施施設の負担軽減、職員体制の確保、及び受け入れ体制の拡充。 ○ 産休あけ・育休あけ保育所等入所予約事業について、キャンセル待ちが多く発生している状況の改善。 ○ エリア支援保育所事業について、公立保育所の今後のあり方の検討。 ○ 保育の質の確保について、名古屋市が目指すべき教育・保育の質について、教育と保育が一体となった、統一的なビジョンやガイドラインの策定。教育・保育の質の向上に向けて、第三者評価制度の活用を促すとともに、受審後も行政としてフォローアップする仕組みの検討。		

次期子どもに関する総合計画 施策体系と関連項目にかかる検討資料

次期計画案	12	社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援
現行計画	13	社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援
関連部会	○	子ども・若者計画部会
	○	子育て家庭計画部会
		教育・保育計画部会
現状		
○ 悩みや困ったことを誰にも相談しない子どもの割合 H30 : 7.7% ⇒ R5 : 8.0% (+0.3%) ○ 外出を避けている若者の割合 H30 : 2.1% ⇒ R5 : 2.2% (+0.1%) ○ 外出を避けるようになって5年以上経過した若者の割合 H30 : 51.7% ⇒ R5 : 38.1% (▲13.6%) ○ 外出を避けるようになった年齢 「20歳以下」 H30 : 34.5% ⇒ R5 : 23.8% (▲10.7%) 「31～35歳」 H30 : 3.4% ⇒ R5 : 19.0% (+15.6%) ○ 経済的に独立していない若者のうち、「就職を希望しているができない」「働く自信がない」ことを理由に挙げている若者の割合 H30 : 12.2% ⇒ R5 : 9.3% (▲2.9%) ○ 困難を有する若者からの意見聴取 ・ 支援機関の情報が駅ポスターやSNS等、自然に受け取れる媒体で発信されるとよい。 ・ 支援機関の情報がインターネット検索ですぐに出てきてほしい。関係機関からもリンクしてほしい。 ・ 相談予約の連絡手段が電話しかないのはしんどい。		
部会等からのご意見		
○ 18歳までどの支援にも繋がらず家の中で我慢してきた方が外に出てくると、18歳超で使える支援サービスに限られる。制度の狭間に埋もれてしまう人も一定数いる。 ○ 不登校児が増えている。将来的に社会的自立を考えた時に対応できるような、子どもの生きる力を育てることが大切。（従来の）居場所というだけでない、学校以外での子どもを育てる場を作してほしい。 ○ 若者の就労支援も含まれるが、若者と企業のマッチングを充実させてほしい。		
課題		
○ 子ども・若者総合相談センターにおいては、ひとりひとりに対して丁寧な支援を行っているが、障害がある方や家族全体をより多くの機関と連携しながら支援しなくてはならない重篤なケースが増えており、多くの時間と労力が必要。また、支援員の負担も大きく、組織的に対応できる体制づくりが必要。 ○ 本人の特性から働くための能力を身につけるだけでは就職に至らない若者や、本人の意向に反して短期離職を繰り返す若者がおり、そういった若者が自身の特性を活かした働きができるよう丁寧なオーダーメイド型の就労支援が周知されていくことが必要。企業をはじめ社会全体に、若者の特性についてや、工夫により特性を持ったまま活躍できることを周知していき、受入れ先を開拓していくことが必要。 ○ 子ども・若者支援としては39歳までとリミットがあり、その後の支援先及び、若者本人が日々生活していく地域における見守りが強化されることが必要。		

次期子どもに関する総合計画 施策体系と関連項目にかかる検討資料

次期計画案	13	障害や発達に特性のある子どもとその家庭への支援
現行計画	18	障害や発達に遅れなどのある子どもとその家庭への支援
関連部会	○	子ども・若者計画部会
	○	子育て家庭計画部会
		教育・保育計画部会
現状		
○ 子どもに発達の遅れがあると感じるまたは発達に気になるところがある親の割合 H30：23.3% ⇒ R5：26.6%（+3.3%） ○ 子どもに何らかの医療的ケアが必要と回答した親の割合 H30：2.6% ⇒ R5：2.9%（+0.3%） ○ 子どもの発育・発達のことを不安に感じたことのある親の割合 H30：23.8% ⇒ R5：29.9%（+6.1%）		
部会等からのご意見		
○ 小学校進学時の、子どもの発育・発達に関する親の悩みは深い。子ども・親双方への対応は重点を置いて取り組んだほうがよい。 ○ 多様な保育の一つとして、障害児保育も充実させていく必要がある。 ○ 地域療育センターの方向性で「幼稚園、保育所等のバックアップ」とあり、学童保育・トワイライトは「等」に含まれると思う。早期の支援も大切だが、学齢期は思春期に向かうところで、保護者の不安も大きい。地域療育センターの体制不足は理解するので、「拡充し」と入れた上で学童・トワイライトも明記してほしい。 ○ 障害のある方は騙されたり、金銭トラブルにあったりすることも多いと聞く。ライフステージの中に金銭教育、特に認識しやすいように実際のお金を使った教育も含めてほしい。		
課題		
○ 肢体不自由学級や難聴学級の設置にあたっては、施設設備の整備に諸条件があるため、全ての要望に応えることが難しい状況はあるが、可能な限り地域の学校に通うことができるよう特別支援学級の設置を推進していく必要がある。 ○ 通級指導教室の設置校は限られている。自校に設置されていない児童生徒が通級指導を受ける際に、保護者が送迎をして他校に通っている現状があるため、引き続き巡回指導の周知に努めていく必要がある。 ○ 現在特別支援学校で行われている職業教育については、実際の就労内容に合致していない面があるため、若宮高等特別支援学校の開校を契機に、新しい時代に求められる職業教育について見直していく必要がある。 ○ 2021年から「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が施行され、保護者の付き添いなくても必要な支援が受けられるよう措置を講ずることを学校設置者の責務とされた。直接雇用を前提として看護介助員を配置してきたが、看護師の退職や体調不良のたびに保護者への協力を求めざるを得ない、非常に不安定な制度となっている。公立学校に通う医療的ケア児は2016年度から2021年度の5年間で2.3倍に増加（文部科学省資料より）しており、全国的な課題となっている。医療的ケア児の増加は医療技術の進歩によるものであり、今後も増加を続ける見込みであるため、安定した看護介助員の配置を可能とする制度作りが必要である。 ○ 令和4年12月に公表された文部科学省の調査結果では、通常の学級に在籍し特別な支援を必要とする児童生徒の割合は8.8%となっているため、適切な支援の提供について検討する必要がある。 ○ 障害児保育、医療的ケア児保育支援事業について、増加している障害児や医療的ケア児の受入体制の確保が困難。 ○ 近年の発達障害の認知の高まりなどを受けて地域療育センターにおける初診待機期間が長期化するなど、診療体制の充実が必要。 ○ 児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の数が年々増加しており、身近な地域で支援を受けられることができるようになってきた一方、支援の質の向上が必要。 ○ 児童発達支援センターを地域の障害児の健全な発達における中核的な役割を果たす機関として位置付け、障害児通所支援事業所やその他関係機関と密接な連携等を図り、重層的な支援体制の整備が必要。 ○ 医療的ケアを必要とする子どもが安心して地域生活を送れるよう、適切な支援を提供するため、各関係機関の連携体制の一層の推進が必要。		

次期子どもに関する総合計画 施策体系と関連項目にかかる検討資料

次期計画案	14	児童虐待等への対応
現行計画	14	児童虐待等への対応
関連部会	○	子ども・若者計画部会
	○	子育て家庭計画部会
		教育・保育計画部会
現状		
○ 令和4年度児童虐待相談対応件数 3,183件（3年度比552件減） 被虐待児の一時保護件数 1,104件（3年度比1件増） 被虐待児の4割が未就学児 虐待の種別は心理的虐待が1,903件（全体の59.8%） ○ 親からひどくたたかれたことが2回以上ある子どもの割合 H30：12.0% ⇒ R5：9.8%（▲2.2%） ○ 親から厳しい言葉をかけられたり、冷たい態度をとられたことが2回以上ある子どもの割合 H30：15.6% ⇒ R5：19.8%（＋4.2%）		
部会等からのご意見		
○ 調査に回答している層が、比較的生活に余裕がある層が多いと推測される中で、「親からひどく叩かれたことが2回以上ある子ども」が約1割、「親から厳しい言葉をかけられたことが2回以上ある子ども」が約2割いるという結果は心配。この子どもたちが相談に繋がっているのか、助けてくれる人が回りにいるのかどうかを今後調べていく必要がある。 ○ 名古屋市は全国と比べて虐待件数は減少している。トレンドの違いを説明できるのか、その上でさらにどんな課題があるのか考える必要がある。 ○ 児童虐待防止法は家庭内の虐待がメインだが、子どもの性被害は家庭内だけではなく、学校や保育所、地域で起きることもある。子どもへの性被害予防教育も記載する必要があるのではないか。 ○ DVが原因でひとり親世帯になることもある。犯罪的なストーカーのようなことに悩む方もいるが、計画にはあまり見られない。そういう視点も必要ではないか。 ○ 国等によりヤングケアラーの実態が明らかになる中で、本市においてもヤングケアラーの実情に沿った支援策の検討が求められている。		
課題		
○ 児童相談所における児童虐待相談対応件数が高い水準で推移する中、対応力強化のための体制整備や子どもへの支援の充実について引き続き進めていくとともに、早期発見・対応のための保健・教育・福祉の連携強化や、保護者支援事業をはじめとする発生予防の取り組みにも力を入れていく必要がある。 ○ なごや子ども応援委員会ではさまざまな悩みや心配を抱える子どもや親に対して、総合的に支援することが必要である。そのためにはSCやSSWなど専門職のさらなる資質向上や幼稚園から高等学校までの連携等の取組を進めていく必要がある。		

次期子どもに関する総合計画 施策体系と関連項目にかかる検討資料

次期計画案	15	社会的養育が必要な子どもへの支援
現行計画	17	社会的養育が必要な子どもへの支援
関連部会	○	子ども・若者計画部会
	○	子育て家庭計画部会
		教育・保育計画部会
現状		
○ 里親等委託の推進・里親等への支援の充実 登録里親数 R4：323世帯 里親等委託児童数 R4：164人 ファミリーホーム R4：10か所 里親等委託率 R4：20.9% ○ 児童養護施設等の小規模化・地域分散化の推進 小規模グループケア実施施設 R4：15施設 地域小規模児童養護施設 R4：19か所 ○ 児童養護施設等入所児童のケアの充実 心理療法担当職員の配置 R4：24施設 小規模グループケア実施施設 R4：15施設 自立支援担当職員の配置 R4：14施設 ○ 児童養護施設等入所児童及び退所した児童への自立支援 児童養護施設等退所児童就労支援事業 R4：10人就労 自立支援担当職員の配置 R4：14施設 社会的養育ステップハウス事業 R4：5か所		
部会等からのご意見		
○ 施設出身者や里子の進学率にはまだ格差がある。高等学校入学準備金事業は活用されているが、大学入学準備金がないのはつらいという声がある。施設出身者でもひとり親世帯でも使える大学入学準備金を作る必要があるのではないか。 ○ 支援現場の職員にも変化がある。子どもの施策を多く出してくれるが、現場がついていけないところがある。		
課題		
○ 登録里親数が毎年度増加していることに伴って、里親支援のニーズも増している。里親支援の体制を強化する必要がある。 ○ 里親等委託が進む中で、より処遇が困難な障害等を有する児童を施設で受け入れており、施設職員には高い専門性が求められているとともに、より個別的な対応が可能な環境が求められている。		

次期子どもに関する総合計画 施策体系と関連項目にかかる検討資料

次期計画案	16	ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援
現行計画	15	ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援
関連部会	○	子ども・若者計画部会
	○	子育て家庭計画部会
		教育・保育計画部会
現状		
○ ひとり親世帯等実態調査による推計世帯数 母子世帯 H30 : 25,986世帯 ⇒ R5 : 24,820世帯 父子世帯 H30 : 2,973世帯 ⇒ R5 : 2,424世帯 ○ ひとり親世帯等実態調査による母子世帯の年間総収入（平均） H30 : 319.3万円 ⇒ R5 : 317.9万円 ○ ひとり親世帯等実態調査による養育費の取り決め状況 母子世帯 取り決め有 H30 : 66.4% ⇒ R5 : 71.8% 父子世帯 取り決め有 H30 : 53.2% ⇒ R5 : 59.6%		
部会等からのご意見		
○ 支援団体の支援者だけで支援するのが難しい状況は、ひとり親家庭の支援でも同じ。他団体や地域、企業との繋がりがもっと作れるといい。コミュニティもどんどんできてほしい。 ○ ひとり親家庭の方が使える支援をもっとわかりやすく情報発信した方がいい。 ○ DVが原因でひとり親世帯になることもある。犯罪的なストーカーのようなことに悩む方もいるが、計画にはあまり見られない。そういう視点も必要ではないか。 ○ 「ひとり親世帯等実態調査（速報値）」から見ると、市の施策に期待することは、母子世帯では経済支援を求める傾向、父子世帯では情報や相談支援を求める傾向が強くなっている。 ○ ひとり親世帯の進学率も低いので、第2回で述べた里子や児童養護施設を経験した方への支援と同様に、大学入学準備金を作る必要があるのではないかと。		
課題		
○ ひとり親家庭等全体に対しての情報提供のみならず、相談できず孤立しがちな父子家庭や、離婚を考えている人など離婚前の方に対しても、支援施策が伝わるよう、わかりやすくきめ細やかな情報提供の工夫を行うとともに、必要な方に必要な支援施策が行き届くよう積極的な相談支援を行い、関係機関が連携して支援を行う必要がある。 ○ 母子家庭の母の就業率は高いが、非正規雇用の割合が高く、収入の確保が不安定な状況であり、より収入の高い就業を可能にするための支援が必要。 ○ 母子世帯の総所得は年間306万円。「児童のいる世帯」の41%に留まる。（2019年国民生活基礎調査） ○ 養育費の確保や面会交流の実施については、離婚を考えている時期など早い段階からの相談につながるができるよう支援の周知を図るとともに、子どもの利益を最も優先して考慮すべきとの視点にたって取り決めすることの大切さを引き続き周知啓発していく必要がある。 ○ ひとり親世帯は昨今の物価高騰の影響を大きく受けていることも踏まえ、経済的な支援も引き続き重要。		

次期子どもに関する総合計画 施策体系と関連項目にかかる検討資料

次期計画案	17	いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応
現行計画	16	いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応
関連部会	○	子ども・若者計画部会
		子育て家庭計画部会
		教育・保育計画部会
現状		
○ クラスメイト・先輩などからひどくたたかれたことが2回以上ある子どもの割合 H30：5.1% ⇒ R5：4.7% (▲0.4%) ○ いじめ認知件数（1,000人あたり認知件数） ※市立小学校・中学校・高校・特別支援学校の計 H30：2,544件（14.5） ⇒ R4：7,629件（43.9） ○ 長期間学校を休んでいる子どもの割合 H30：0.3% ⇒ R5：1.5%（+1.2%） ○ 学校生活全体が楽しくない子どもの割合 H30：5.8% ⇒ R5：10.0%（+4.2%） ※ H30は「楽しい」「どちらともいえない」「楽しくない」の3段階 R5は「楽しくない」「あまり楽しくない」「まあ楽しい」「楽しい」の4段階 ○ 進学時に環境になじめない経験をした若者の割合 「小学校」 H30：8.6% ⇒ R5：13.8%（+5.2%） 「中学校」 H30：18.0% ⇒ R5：21.9%（+3.9%） 「高校」 H30：22.9% ⇒ R5：23.7%（+0.8%）		
部会等からのご意見		
○ 子ども応援委員会については、校長が理解しているかによって、うまく活用できるかがまちまち。頭ではわかっているが、具体的に活用方法がマッチしていない教員もいる。子ども応援委員会の機能や使い方についての研修が必要。 ○ 子ども応援委員会については、SC・SSWの専門性向上も必要だが、活用する側である教職員、特に管理職の研修も非常に重要。 ○ 学齢期になると情報が届きにくくなって、福祉の支援が難しい。学校と福祉の連携の仕組みがいる。ネウボラのように切れ目のない支援が必要。 ○ 「居場所」に関して、教室は子どもにとって、間違っではいけないというプレッシャーがあり、緊張する空間であるのが現状。 ○ 不登校児が増えている。市でも不登校対策にメタバースでの支援を盛り込むことを検討してほしい ○ 校内フリースクールを全校に拡充する際に理念がなくならないように。教室に戻そうとするべきではない。 ○ 不登校児童に対して、タブレットを活用したオンライン学習を提供するといい。子ども適応相談センターに通うのが難しい子どもも家で勉強を進められる。これだけ不登校が増えているので別に施策を立ててもいいと思う。		
課題		
○ 教育相談事業では、総合教育相談窓口として、状況に応じて子ども適応相談センターなど関係機関との連携を図りながら、子どもやその保護者に寄り添った相談を実施する必要。 ○ いじめ防止対策推進法に定めるいじめの定義に基づき、いじめを積極的に認知することが重要。いじめの未然防止教育により、いじめを許さない風土づくり、いじめを訴えやすい体制を整えることが重要。いじめを早期発見し、学校いじめ防止基本方針に基づき、関係機関と連携し、組織的に対応することで、すべての子どもにとって、安全安心で幸せな居場所となる学校づくりの推進が必要。 ○ 子どもたちにとって魅力のある学校づくりをすすめ、不登校が生じないような学校としていくことが重要。年々増加する不登校児童生徒数に対応するためには、従来の取り組みを丁寧にするとともに、常に進化しているICTを活用した不登校児童生徒支援の導入や保護者支援など様々な取り組みが必要。 ○ なごや子ども応援委員会ではさまざまな悩みや心配を抱える子どもや親に対して、総合的に支援する ○ なごや子ども応援委員会の活用方法について周知していく必要。		

次期子どもに関する総合計画 施策体系と関連項目にかかる検討資料

次期計画案	18	外国につながる子どもとその家庭への支援
現行計画	19	外国につながる子どもとその家庭への支援
関連部会	○	子ども・若者計画部会
	○	子育て家庭計画部会
		教育・保育計画部会
現状		
○ 子どもの教育に関して困っていること【名古屋市外国人市民アンケート調査】 「教育に関する情報の多くが、日本語なので分かりにくい」 H27：22.9% ⇒ R2：22.9%（±0.0%） 「中学校卒業後の進路」 H27：14.6% ⇒ R2：15.4%（+0.8%） ○ 子どもの教育に関して利用したいサポート【名古屋市外国人市民アンケート調査】 「子どもの教育について相談する場」 H27：24.2% ⇒ R2：30.7%（+6.5%） 「学校が終わった後や、休みの日に子どもたちが遊べる場」 H27：17.7% ⇒ R2：22.6%（+4.9%） 「親子で地域の友だちと交流できる場」 H27：12.2% ⇒ R2：18.5%（+6.3%）		
部会等からのご意見		
○ 外国人労働者が増えているが、支援策を知る機会が少ない。母国語での周知やSNSなど様々な方法で展開してほしい。 ○ 外国籍の子どもが増え、その保育ニーズも増えてきている。ニーズの洗い出しが必要。 ○ 本施策はまさしくヤングケアラーの問題で、合理的配慮ができているかどうかという視点で見ることが重要。各部局で工夫して取り組んでいるが、それを貫く部局がなく、どこがやっていくのかははっきりしない。どこが司令塔としてやっていくかが明確になるといい。		
課題		
○ 市内における日本語指導が必要な外国人児童生徒は増加傾向にあり、「NIC子ども日本語教室」「夏休み子ども日本語教室」の受講希望者も増加。会場の収容やボランティア人数などを調整しながら可能な限りの人数を受け入れているが、定員超過にも限度がある。学習機会をより広く確保するため、学校教育現場や地域の日本語教室と連携を図る必要がある。 ○ 海外児童生徒教育相談に寄せられる内容が義務教育就学前や大学進学及び以降のキャリア（就活）など幅広くなっており、専門相談員の対応範囲を超えるものが増加。また、学校内でのいじめや不適応など保護者からも相談が寄せられる。 ○ 日本語指導が必要な児童生徒の増加に伴い、初期日本語集中教室の入級希望者も増加し、待機期間が生じている。対面指導教室の増設と、遠隔型指導を受信する学校側の人的配置支援などが課題。また、母語学習協力員は、配置基準の見直しを含め、増員と対応言語の拡充が必要であるが、公募しても人材が集まらない。一方、令和4年度に小・中学校で受け入れている帰国児童生徒数は1,566人であり、そのうち115人は、学校生活への適応指導や初歩的な日本語の指導などが必要。帰国児童生徒教育推進校である笹島小・中学校には、非常勤講師を配置しているが、他校にも日本語指導に当たる教員の拡充が必要。		

次期子どもに関する総合計画 施策体系と関連項目にかかる検討資料

次期計画案	19	子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進
現行計画	20	子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進
関連部会	○	子ども・若者計画部会
	○	子育て家庭計画部会
	○	教育・保育計画部会
現状		
○ 国民生活基礎調査の貧困線による子どもの貧困率 全国 14.0% (H30) ⇒ 11.5% (R3) 愛知県 5.9% (H28愛知子ども調査) 名古屋市 6.2% (H28愛知子ども調査) ○ 親が特に負担に感じる費用 「食費」 H30 : 36.1% ⇒ R5 : 51.0% (+14.9%) 「光熱水費」 H30 : 17.1% ⇒ R5 : 46.6% (+29.5%) ○ 物価高騰により子育ての経済的な負担が大きくなった親の割合 R5 : 89.8%		
部会等からのご意見		
○ 施設出身者や里子の進学率にはまだ格差がある。高等学校入学準備金事業は活用されているが、大学入学準備金がないのはつらいという声がある。施設出身者でもひとり親世帯でも使える大学入学準備金を作る必要があるのではないか。 ○ 若者の就労支援も含まれるが、若者と企業のマッチングを充実させてほしい。		
課題		
○ 子どもの貧困率は改善しているものの、物価高騰等の影響により、子育ての経済的な負担が大きくなっていることから、貧困の連鎖を断ち切るためにも、様々な支援に取り組む必要がある。 ○ 貧困の連鎖や経済的格差の拡大が生じることのないよう、全ての子どもたちの教育機会の確保をしていくこと。 ○ なごや子ども応援委員会ではさまざまな悩みや心配を抱える子どもや親に対して、総合的に支援することが必要である。そのためにはSCやSWWなど専門職のさらなる資質向上や幼稚園から高等学校までの連携等の取組を進めていく必要がある。		

次期子どもに関する総合計画 施策体系と関連項目にかかる検討資料

次期計画案	20	子ども・若者・子育て家庭を応援する社会づくり
現行計画		
関連部会	○	子ども・若者計画部会
	○	子育て家庭計画部会
	○	教育・保育計画部会
現状		
○ 子どもを取り巻く環境に関心のある市民の割合【市政アンケート】 H30：76.3% ⇒ R5：71.6% (▲4.7%) ○ 子ども・子育て活動に参加したことのある市民の割合【市政アンケート】 H30：39.2% ⇒ R5：35.9% (▲3.3%) ○ 地域の人が子育てを温かく見守ってくれていると感じる子育て家庭の割合 H30：31.5% ⇒ R5：26.7% (▲4.8%)		
部会等からのご意見		
○ 例えば、「子育てを通じて幸せを感じた」「子どもの成長をみて充実感を得た」保護者の割合が増えていることなどからすれば、子育て家庭を巡る状況としては徐々によくなっているように思える。一方で、「地域で同じくらいの年齢の子どもを育てている友だちがいる保護者」「地域で年齢の違う子が一緒になって遊ぶことができると感じる保護者」の割合が増えていないことは、地域全体で子育てを見守るような雰囲気づくりに繋がる条件には乏しいということになるか。「なごや子どもの権利条例」の内容の認知度が低いレベルにあることとも全く無関係ではないように思われる。 ○ オムツ替えスペースが女性トイレだけにあり、男性トイレにない施設がある。男性トイレにオムツ替えスペースがあるだけでも、それを見る人の意識が変わる気がする。 ○ 支援団体の支援者だけで支援するのが難しい状況は、ひとり親家庭の支援でも同じ。他団体や地域、企業との繋がりがもっと作れるといい。コミュニティもどんどんできてほしい。		
課題		
○ アンケート結果から、子ども・若者・子育て家庭に対する市民の関心が薄れていることが伺われるとともに、地域に見守られていると感じる子育て家庭が減っていることから、条例の「子どもの健やかな育ちを社会全体で支援する」まちから遠ざかっていると言える。 ○ 様々な制度や支援メニューを作っても、周りの人に気兼ねして、当事者が利用できない状況があると推察される。 ○ 子育ては大変であるといった負のイメージがある。		

次期子どもに関する総合計画骨子案

I 計画策定の考え方

1 策定の趣旨、計画の位置づけ

- 子どもに関する施策を総合的かつ計画的に実施していくため、なごや子どもの権利条例第20条に基づく「子どもに関する総合的な計画」として策定する
- 子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」及び子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条第2項に基づく「市町村における子どもの貧困対策についての計画」を包含した計画として策定する
- こども基本法第10条第2項に基づく「市町村こども計画」として位置づける
- 次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく「市町村行動計画」として位置づける
- 名古屋市総合計画やその他の関連する各施策分野の個別計画と整合性をはかり、子ども・若者・子育て家庭の支援に関する施策・事業を実施・推進する

2 計画の期間

令和7年度から令和11年度までの5年間

3 計画の対象

すべての子ども・若者・子育て家庭とそれを支える社会

子育て家庭は「養育者、里親等を含む子どもを養育している家庭」、社会は「社会全体と社会を構成するあらゆる団体(市、地域住民等、学校等関係者、事業者等)」を指す。

4 計画の基本的な視点

次の視点を踏まえて施策・事業を組み立てるとともに、施策の推進・事業の実施に際しても、この考え方を重視しながら進めていく。

(1)子どもの最善の利益を重視し、権利を保障する視点

子どもは、生まれながらにして一人ひとりかけがえのない存在であり、権利を持つ主体である。なごや子どもの権利条例において、「安全に安心して生きる権利」「一人一人が尊重される権利」「豊かに育つ権利」「主体的に参加する権利」は、特に大切なものとして保障されなければならないとされている。

あらゆる場面で、こうした子どもの権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの最善の利益を重視するという視点を持ち、すべての施策・事業を推進する。

(2)当事者参画の視点

子どもは、自分たちに関わることについて主体的に参加することを通じて、当事者意識を高め、自分たちを取り巻く社会に関わり、他者と共生し、自立した大人へと成長していく。子どもが参加すること、子どもが考えや思いを表明する機会を与えられること、子どもの考えや思いが尊重されること、子どもが考えや思いを表明するために必要な支援を受けられることといった「主体的に参加する権利」の保障につとめる。

(3)一人ひとりの発達に応じた切れ目のない支援と共生の視点

予測困難な社会情勢の変化の中で、子ども自身がどのように生きていくかを考える上で、子どもの権利意識を醸成していくことは欠かせない視点であり、できるだけ早い段階から子ども一人ひとりの発達に応じた支援を行い、子どものライフステージを通じた切れ目のない支援を進めていく。

また、様々な背景を持つ子どもが共生し、自分だけでなく他者も尊重し、一人ひとりの個性をお互いに認め合いながら育っていける環境を推進する。

(4)支援を必要とする対象につながるための情報提供や居場所の視点

子ども・若者・子育て家庭が、それぞれ必要とする情報を得られるよう、情報提供の時期や方法などを工夫する。特に、困難を有する子ども・若者・子育て家庭は、自ら支援の場に出向くことができない場合があることに留意し、支援する側がアウトリーチすることにより、実効性ある支援がなされるようつとめる。

また、子ども・若者・子育て家庭が持つそれぞれの経験があることを大切にし、誰もが安心できる居場所を持てるよう、より個別の状況に応じた支援を充実させていく。

(5)民間団体との協働と相談・支援ネットワークの充実をはかる視点

多様化・複雑化する問題に対応していくため、支援する側の量的拡充をはかるとともに、質の向上を進める。安定した支援を継続的に行えるよう、専門職の安定的な配置や研修の充実等の必要な援助により、支援する側への支援に取り組む。

地域における見守りや助け合いが求められており、子ども・若者・子育て家庭への支援に多様な地域コミュニティが協働できるとともに、一方的な支援の関係性だけではなく、

双方向に支援を循環させることのできるような仕組みづくりにつとめる。

さらに、それぞれの分野ごとの縦割りの対応を克服し、相談・支援の機関や組織を横につなぎ、包括的な相談・支援ネットワークの強化をはかる取り組みを進める。

Ⅱ めざす姿と成果指標

1 めざすまちの姿

なごや子どもの権利条例の理念に基づき、子どもの権利を保障するとともに、子どもの視点に立ち、子どもとともに最善の方法は何かを考え、子どもの健やかな育ちを社会全体で支援するまちをつくる。

- (1)子どもの権利への理解を深め、子どもの権利を守る文化を育むまち
- (2)子どもの主体性を重視し、子どもの幸福感を大切にするまち
- (3)子どもの特性などを考慮しながら、子どもの成長を支えるまち
- (4)子どもと関わり育てることに喜びを感じられるまち

2 めざす姿

対 象	め ざ す 姿
子 ども	安心して健やかに育ち、他を思いやる心を持ち、豊かな人間性と創造性を備えるとともに、肯定的な自己概念を形成し、物事を考え、自分らしさを表現することができる子ども
若 者	自らの居場所を得て成長するとともに、主体的に社会に参画し、他者と共生しながら、日々の生活において幸せを実感できる若者
子育て家庭	保護者が仕事と家庭生活のバランスを図りながら、子育てをすることに喜びを感じ、子どもが安心して生活し、健やかに成長できる家庭
社 会	子どもの最善の利益を実現するため、社会全体で子ども・若者・子育て家庭を支えることにより、子どもを安心して生み、育てることができるとともに、個人の多様性を認め合う魅力にあふれる社会

3 成果指標

めざす姿にどれだけ近づけたかを評価するため、下記の成果指標を用いて、5年後に達成すべき目標値を設定

対 象	成 果 指 標
子 ども	自分のことを好きと答える子どもの割合
	いろいろなことに積極的に挑戦できる子どもの割合
	まわりの子の意見を大切にしながらも、自分の意見を言える子どもの割合
	今の生活に満足している子どもの割合
若 者	ほっとできる場所、居心地のよい場所がある若者の割合
	5年後の自分に幸せなイメージを持っている若者の割合
	他の人に必要とされていると感じる若者の割合
	社会のために役に立ちたいと思う若者の割合
子育て家庭	保護者が子育てを通じて幸せを感じた割合
	子育てに関する悩みや困りごとを相談する相手や場所がある保護者の割合
	仕事と家庭生活のバランスに不満のある父親の割合
	仕事と家庭生活のバランスに不満のある母親の割合
社 会	子どもにとって大切な権利が保障されていると感じる子どもと子育て家庭の割合
	子ども・子育てに関わる活動に参加したことのある市民の割合
	地域の人が子育てを温かく見守ってくれていると感じる子育て家庭の割合
	名古屋市の子ども・子育て支援策に満足していない子育て家庭の割合

Ⅲ 現状と課題

1 現状

(1)子ども

- (例) ・体験や交流機会の減少
- ・不登校児童生徒数の増加 等

(2)若者

- (例) ・居場所のない若者の存在
- ・結婚や出産の希望の低下 等

(3)子ども・若者

- (例) ・増加傾向にある児童生徒の自殺者数 等

(4)子育て家庭

- (例) ・就労している母親の増加
- ・経済的な支援に満足しない保護者の増加
- ・地域で孤立する保護者の増加 等

(5)社会

- (例) ・子どもを取り巻く環境に関心のある市民割合の減少 等

2 課題

(1)子ども

①体験・交流の場や機会の提供

少子化や家庭環境の多様化等により、体験活動の場や交流の機会が減少傾向であったところに、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う移動制限などにより、減少傾向に拍車がかかった。体験や交流は子どもの社会性を育み、自己肯定感を高めるために重要であり、多様な体験・交流の場や機会を提供することが求められる。

②不登校児童生徒への対応

市立小学校・中学校での不登校児童生徒数が増加している。この背景には、長期化する新型コロナ禍の影響による生活リズムの乱れや交友関係が築きにくかったことなども考えられる。一方で、新型コロナ禍では子どものインターネット使用時間が増加するとともに、学びの場においても急速に ICT 化が進められた。様々な理由で学校に通えていないなどの子どもの個々の状況に応じた学びや居場所を確保するため、インターネットの活用も含めた多様な支援を進めていく必要がある。

(2)若者

①居場所の提供

多くの居場所を持つことは、若者の自己肯定感や援助希求力にも関わる重要な要素であるが、地域のつながりの希薄化や少子化の進展、新型コロナ禍の接触制限などの影響により、若者が居場所を持つことが困難になった。価値観も多様化する中で、物理

的な場所のみならず、遊びや体験活動、インターネット空間も含め、多様なニーズに応じた多様な居場所が求められる。

②将来への希望をかなえる支援

若者が結婚や妊娠・出産、子育て、仕事を含めて自らの将来を見通し希望を抱くことができるような取り組みが求められている。また、結婚や子どもを持つことを希望する若者が、希望するタイミングで、その希望をかなえられるような支援が求められる。さらに、若者がどのような選択をしても、社会全体で応援する機運の醸成が必要である。

(3)子ども・若者

○子ども・若者の自殺対策

子ども・若者の自殺者数が増加傾向にあり、危機的な状況であると言える。自殺リスクの早期発見や、様々な手段を用いた相談支援など、総合的な取り組みが重要である。また、子どもや若者が抱える困難や課題は、多様な要因が複合的に重なり合い、様々な形で表出するものであることから、表出している課題を早期に把握し適切な支援につなげるとともに、その課題の背景にある困難を解消する重層的な支援が求められる。

(4)子育て家庭

①ワーク・ライフ・バランスの確保

就労している母親の増加や出産前後で仕事を継続した母親の増加の一方で、依然として、家事・育児を主に担っているのが母親である割合が高いことから、仕事と家庭生活の両立が可能な職場環境の整備を進めるとともに、家庭における家事・育児の役割分担が性別によって偏ることがないよう、子育て家庭や社会全体を含めた意識醸成に取り組むことが重要である。

②経済的な支援

子育てにかかる経済的な負担を感じる子育て家庭を支援するとともに、物価上昇や教育費負担の増加などの社会情勢の変化による子育てへの影響を軽減するため、柔軟な経済的支援の取り組みが求められる。また、家庭の経済的な状況により、子どもの今や将来の選択が狭められることのないよう、子どもへの経験や機会の提供も含めた支援が必要である。

③子育ての孤立感の解消

共働き家庭やひとり親家庭の増加、新型コロナ禍での接触制限や各種施設の利用制限などを経て、子育て家庭の孤立感が深まっている。身近な相談相手がいないまま、悩みや困りごとを抱え込むことで深刻化する恐れがある。子育てする方の孤立の解消に向け、子育て家庭が必要とする支援や関わりを地域で適切に提供できる仕組みづくりを進める必要がある。

(5)社会

○子ども・若者・子育て家庭を応援する社会づくり

子どもを取り巻く環境に関心のある市民の割合は減少しているが、子どもや若者の

権利を保障し、誰一人取り残さず、健やかな成長を社会全体で後押しするためには、子ども・若者や子育て家庭を応援する社会の機運の醸成が重要である。さらに、地域、民間等に子ども・子育て支援に積極的に関わってもらうために、地域全体で子育てをするという意識を醸成することも必要である。

IV 施策・事業

1 施策

「なごや子ども・子育てわくわくプラン 2024」の施策体系(下表)をもとに、現状と課題を踏まえ、今後検討

施 策	
(1)	子どもの権利を守り生かすことへの支援
(2)	子どもの健康の支援
(3)	居場所と安全の支援
(4)	学びの支援
(5)	多様な交流と体験の支援
(6)	子ども・親総合支援
(7)	安心して子どもを生み、親として成長することへの支援
(8)	経済的負担の軽減
(9)	地域全体での子育て支援
(10)	子どもや子育て家庭が快適で安全に過ごせる環境づくり
(11)	多様な働き方に対応できる環境整備の促進
(12)	質の高い乳幼児期の教育・保育の総合的な提供
(13)	社会的自立に困難を有する子ども・若者への総合的な支援
(14)	児童虐待への対応
(15)	ひとり親家庭の子どもとその家庭への支援
(16)	いじめなどの未然防止と早期発見・解決への対応
(17)	社会的養育が必要な子どもへの支援
(18)	障害や発達に遅れなどのある子どもとその家庭への支援
(19)	外国につながる子どもとその家庭への支援
(20)	子どもの将来が生まれ育った環境に左右されないための貧困対策の推進

2 事業

施策のもとに、施策を推進する事業を位置づけ

3 進捗管理

計画の実施状況等について、なごや子ども・子育て支援協議会の意見を聴くとともに、子どもを含めた市民の意見を聴き、それらの意見を総合計画等に反映させるよう努める

V 子ども・子育て支援事業計画

1 子ども・子育て支援事業計画の対象

妊娠期から乳幼児期を経て 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子ども及びその保護者

2 基本的な考え方と事業

(1)「量の見込み」算出の基本的な考え方

こども家庭庁より発出された「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等の考え方」を基本として、子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査の結果及び利用実態等を踏まえて量を見込む

(2)量の見込み及び提供体制の確保の内容

子ども・子育て支援法で規定される以下の事業について、量の見込み及び確保策を掲載。新規事業や各事業の制度変更等については、国の動向を踏まえ検討。

	事業名
【1】	教育・保育施設及び地域型保育事業
【2-1】	利用者支援事業(基本型:エリア支援保育所事業)
【2-2】	利用者支援事業(特定型:保育案内人の配置)
【2-3】	利用者支援事業(母子保健型:子育て総合相談窓口(子育て世代包括支援センター))
【3】	時間外保育事業(延長保育事業)
【4】	実費徴収に係る補足給付事業
【5-1】	多様な事業者の参入促進・能力活用事業(新規参入施設等への巡回支援)
【5-2】	多様な事業者の参入促進・能力活用事業(認定こども園特別支援教育・保育事業)
【5-3】	多様な事業者の参入促進・能力活用事業(地域における小学校就学前の子どもを対象とした多様な集団活動事業の利用支援)
【6】	放課後児童健全育成事業(トワイライトルーム、留守家庭児童健全育成事業)
【7】	子育て短期支援事業(ショートステイ事業)
【8】	乳児家庭全戸訪問事業(新生児乳児等訪問指導)
【9-1】	養育支援訪問事業(特定妊婦訪問支援事業)
【9-2】	養育支援訪問事業(新生児乳児等訪問指導)
【10】	地域子育て支援拠点事業(子育て応援拠点事業、地域子育て支援拠点事業等)
【11-1】	幼稚園における預かり保育事業(一時預かり事業(幼稚園型)、私立幼稚園における子育て支援事業、幼稚園心の教育推進プラン)
【11-2】	一時預かり事業(一時保育事業、のびのび子育てサポート事業、子育て応援拠点事業)
【12】	病児保育事業(病児・病後児デイケア事業)
【13】	妊婦健康診査
【14-1】	家庭支援事業(子育て世帯訪問支援事業)
【14-2】	家庭支援事業(親子関係形成支援事業)

3 進捗管理

「IV施策・事業 3進捗管理」に準じて実施

各種調査結果の概要

1 定性調査

(1) イベント等におけるアンケート調査

① なごや子ども・若者わくわくフェスタにおけるアンケート調査 P.1
(令和5年7月)

② ファミリーデーなごやにおけるアンケート調査 P.7
(令和6年1月実施)

③ ひとり親家庭の子ども向けイベントにおけるアンケート調査 P.13
(令和5年8月～11月実施)

(2) 名古屋市立大学の学生による「中学生の学習支援事業」利用者及び支援者ヒアリング調査 P.19
(令和5年11月～12月実施)

(3) なごっちサミットにおける意見聴取 P.23
(令和6年3月実施)

2 子ども・若者・子育て家庭意識・生活実態調査 P.29
(令和5年7月実施)

なごや子ども・若者わくわくフェスタにおけるアンケート調査 報告書**1 実施概要**

目 的： 子どもたちが特に大切にしたい権利、権利を守るために大人にしてほしいことなどをアンケート形式で聞き、子どもの考える「子どもの権利」について把握し、子どもに関する総合計画策定の参考とするもの。

実施場所： イオンモールナゴヤドーム前（なごや子ども・若者わくわくフェスタ）

実施日時： 令和5年7月25日(火) 10時～15時

対 象 者： イベントに来場した子ども

回答者数： 131人

2 アンケート項目

(1) 回答者の年齢

(2) 回答者の住所（名古屋市内、名古屋市外の別）

(3) なごや子どもの権利条例を知っているか

(4) 子どもにとって特に大切だと思うこと

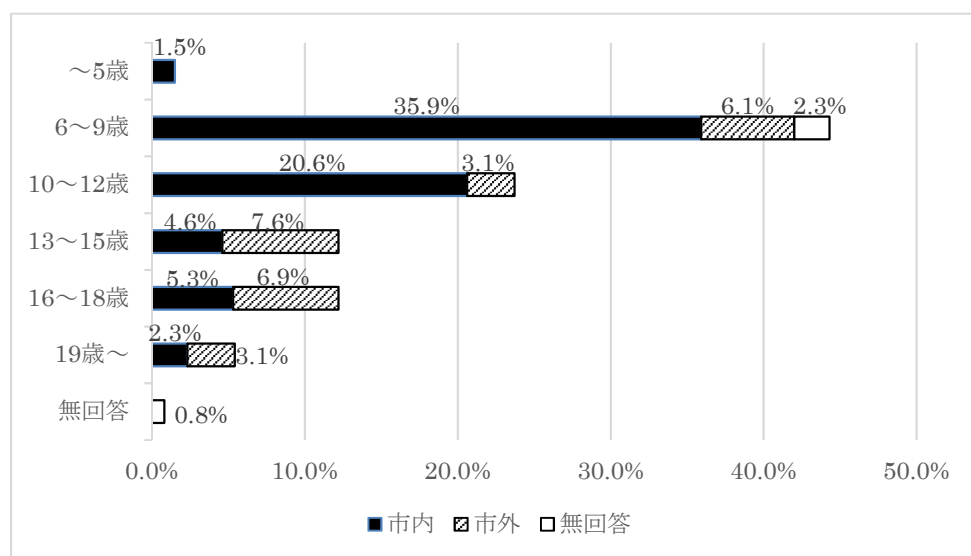
(5) (4) を大切にするために、大人にしてほしいこと

3 アンケート結果

(1) 年齢、居住地（名古屋市内、名古屋市の別）

- ・回答者の平均年齢は 10.8 歳
- ・回答者の多かった年齢は 6～9 歳
- ・回答した子どものうち、市内在住者は 92 名 (70.2%)

		居住地			計
		市内	市外	無回答	
年 齢 区 分	～5歳	2	0	0	2
	6～9歳	47	8	3	58
	10～12歳	27	4	0	31
	13～15歳	6	10	0	16
	16～18歳	7	9	0	16
	19歳～	3	4	0	7
	無回答	0	0	1	1
計		92	35	4	131



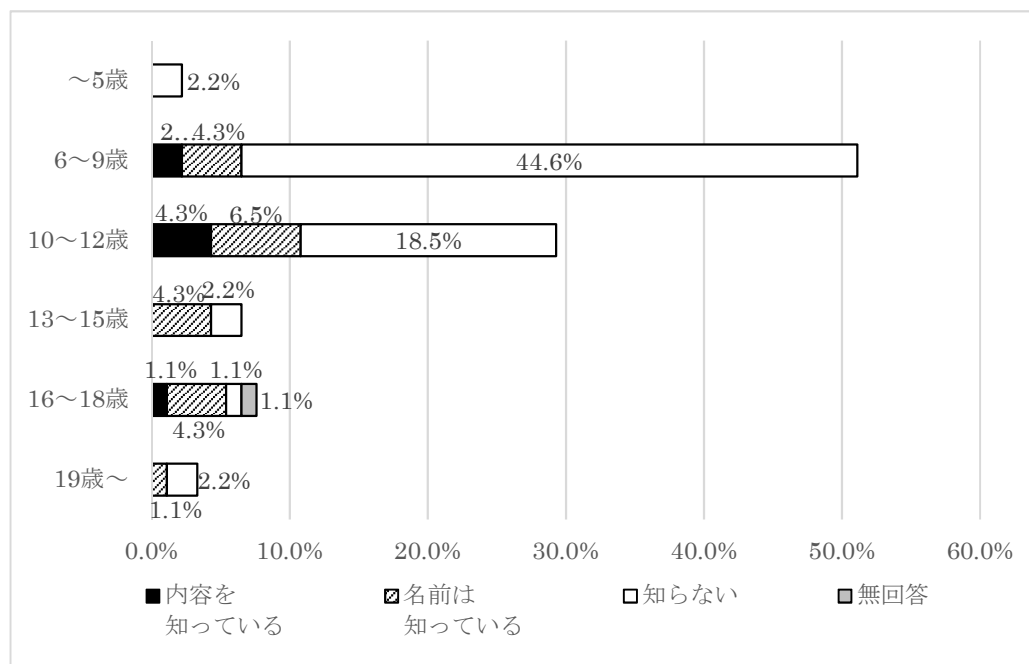
N=131

(2) 子どもの権利について

①「なごや子どもの権利条例」を知っているか＜市内居住者のみ＞

- ・「内容を知っている」と答えた子どもが 7人(7.6%)
- ・「名前は知っているが、内容は知らない」と答えた子どもが 19人(20.5%)
- ・「知らない」と答えた子どもが 65人(70.8%)

		子どもの権利条例の認知度				計
		内容を 知っている	名前は 知っている	知らない	無回答	
年 齢 区 分	～5歳	0	0	2	0	2
	6～9歳	2	4	41	0	47
	10～12歳	4	6	17	0	27
	13～15歳	0	4	2	0	6
	16～18歳	1	4	1	1	7
	19歳～	0	1	2	0	3
計		7	19	65	1	92



N=92

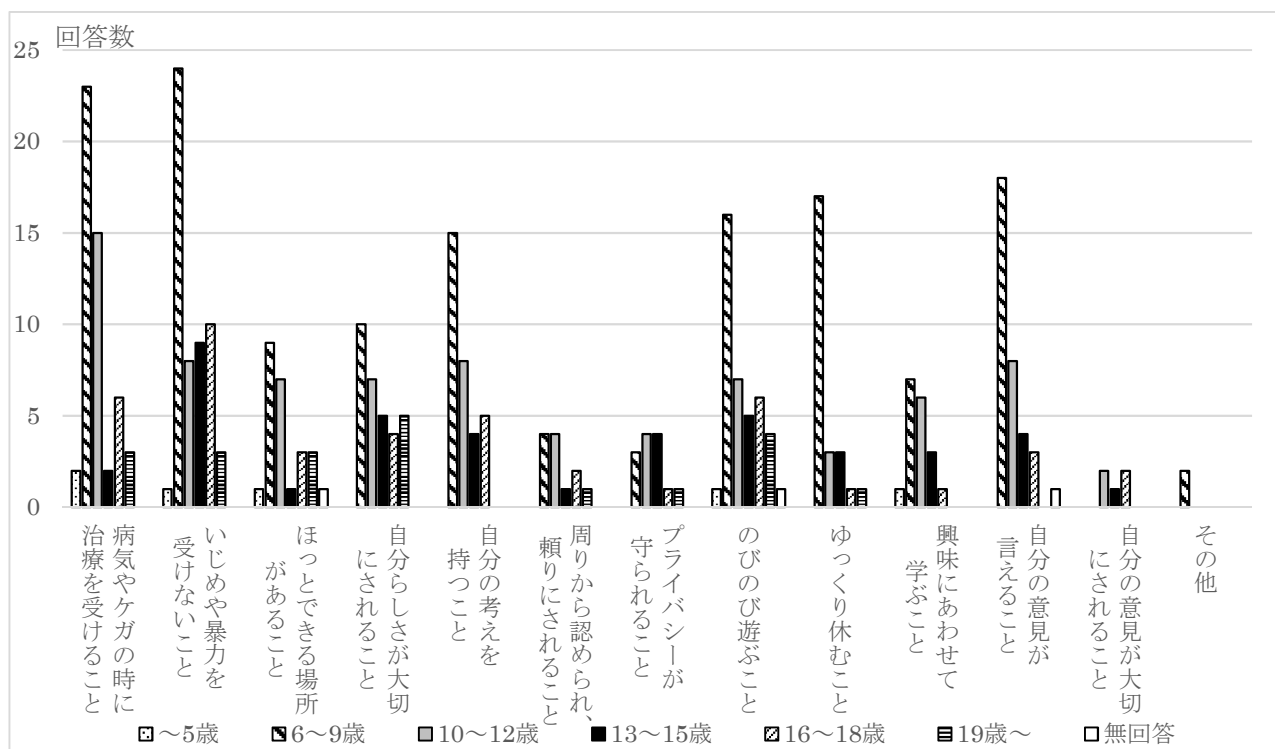
②子どもにとって特に大切だと思うことについて（3つまで選択）

- ・「いじめや暴力を受けないこと」を選んだ子どもが 55人(42.0%)
- ・「病気やケガの時に治療を受けること」を選んだ子どもが 51人(38.9%)
- ・「のびのび遊ぶこと」を選んだ子どもが 40人(30.5%)

	回答数	割合
いじめや暴力を受けないこと	55	42.0%
病気やケガの時に治療を受けること	51	38.9%
のびのび遊ぶこと	40	30.5%
自分の意見が言えること	34	26.0%
自分の考えを持つこと	32	24.4%
自分らしさが大切にされること	31	23.7%
ほっとできる場所があること	25	19.1%
ゆっくり休むこと	25	19.1%
興味にあわせて学ぶこと	18	13.7%
プライバシーが守られること	13	9.9%
周りから認められ、頼りにされること	12	9.2%
自分の意見が大切にされること	5	3.8%
その他	2	1.5%

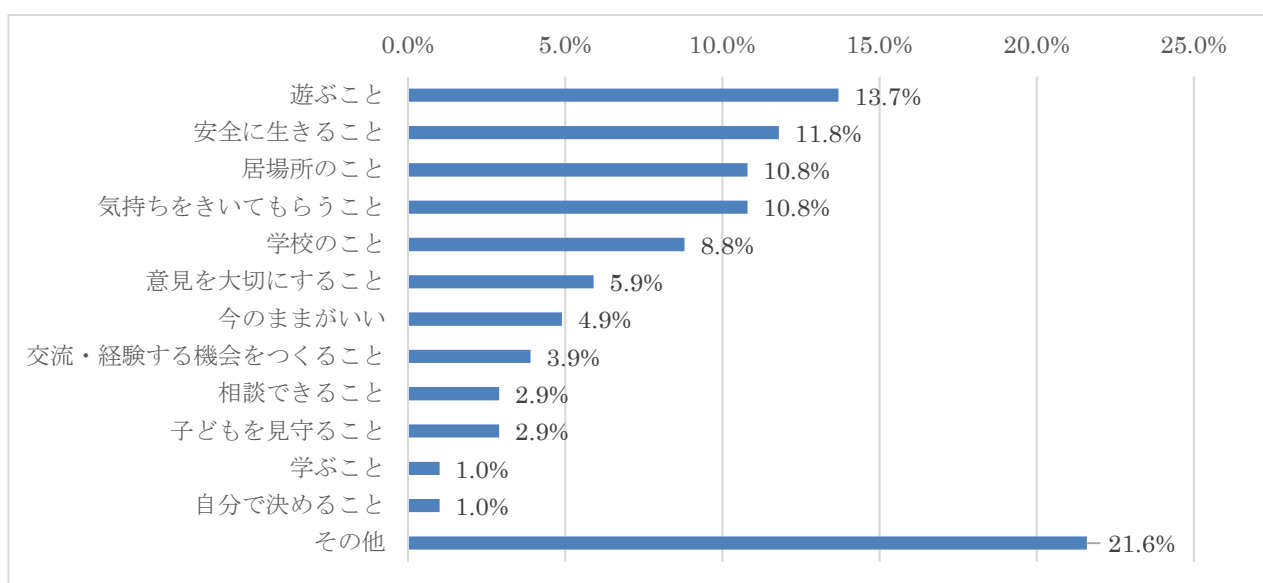
(n=131)

【その他の記述】
あいさつすること／全部／いのち／元気、希望、ゆめ／人をたいせつにする／
1人でも簡単に相談ができる場所が身近にあること など



③大人にしてほしいことについて

- ・「遊ぶこと」について答えた子どもが **13.7%**
(例：もっと遊べる時間をつくってほしい、勉強ばかりではなく少しは遊びたい)
- ・「安全に生きること」について答えた子どもが **11.8%**
(例：すぐに病院につれていってほしい、いじめを早く見つけて対処してほしい)
- ・「居場所」について答えた子どもが **10.8%**
(例：あんしんできるばしょを作ってほしい、子どもだけで行ける所を増やしてほしい)
- ・「気持ちをきいてもらうこと」について答えた子どもが **10.8%**
(例：自分の意見がまとまるまでゆっくり聞いてほしい、おはなしをきいてほしい)
- ・その他の意見として「もっとトイレをきれいにしてほしい」「物のねだんを安くしてほしい」等の意見があった



【調査票】

なごやし 名古屋市からのアンケート

あなたのことを教えてください

ねんれい 年齢	さい 歳	じゅうしょ 住所	なごやしな 名古屋市内	しがい 市外
------------	---------	-------------	----------------	-----------

1 なごや子どもの権利条 例について

なごや子どもの権利条 例を知っていますか。下の1～3から1つ選んで、番号に○をつけてください。

- | | |
|----------------------------|-------------|
| 1 ないよう
内容を知っている | 3 し
知らない |
| 2 なまえ
名前は知っているが、内容は知らない | |

2 子どもにとって大切だと思ふこと

子どもにとって特に大切だと思ふことは何ですか。下の1～13から3つまで選んで、番号に○をつけてください。

- | | |
|---------------------------------|----------------------------------|
| 1 びょうき
病気やケガの時に治療を受けること | 8 のびのびあそ
遊ぶこと |
| 2 いじめやぼうりょく
暴力を受けないこと | 9 ゆっくりやす
休むこと |
| 3 ほっとできるばしょ
場所があること | 10 きょうみ
興味にあわせてまな
学ぶこと |
| 4 じぶん
自分らしさがたいせつ
大切にされること | 11 じぶん
自分の意見がいけん
言えること |
| 5 じぶん
自分の考えを持つこと | 12 じぶん
自分の意見がたいせつ
大切にされること |
| 6 まわり
周りに認められ、たよ
頼りにされること | 13 その他 |
| 7 プライバシーがまも
守られること | |

3 大人にしてほしいこと

2で選んだことを大切にするために、大人にしてほしいことは何ですか。どんなことでもいいので教えてください。

(例: 学校と家以外に過ごせる場所がほしい、自分の意見を伝える手伝いをしてほしい)

お答えいただき、ありがとうございました。
アンケートはこれで終わりです。
記入が終わったら、近くの職員へ渡してください。



なごや子どもの権利条 例マスコットキャラクター なごつち

ファミリーデーなごやにおけるアンケート調査 報告書**1 実施概要**

目 的： 子どもたちが特に大切にしたい権利、権利を守るために大人にしてほしいことなどをアンケート形式で聞き、子どもの考える「子どもの権利」について把握し、子どもに関する総合計画策定の参考とするもの。

実施場所： 旧御園小学校

実施日時： 令和6年1月27日(土) 10時～15時30分

対 象 者： ファミリーデーなごや 市青少年育成市民会議ブースに来場した子ども

回答者数： 72人

2 アンケート項目

(1) 回答者の年齢

(2) なごや子どもの権利条例を知っているか

(3) 子どもにとって特に大切だと思うこと

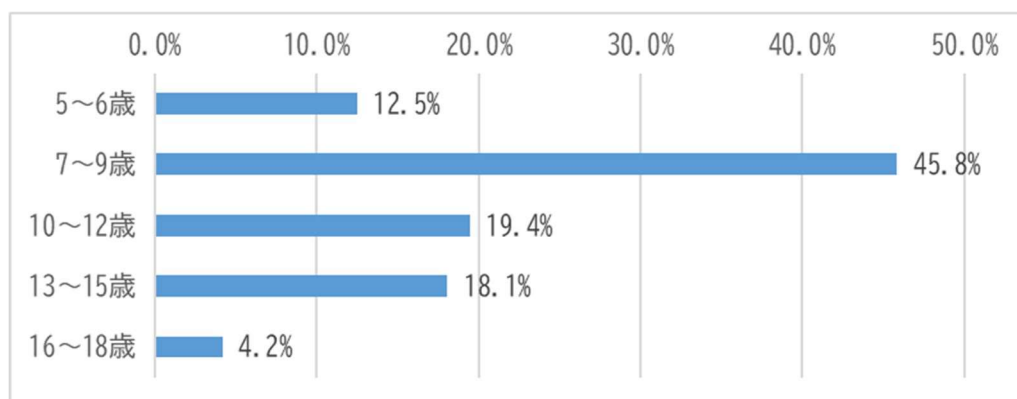
(4) (3) を大切にするために、大人にしてほしいこと

3 アンケート結果

(1) 年齢

- ・回答者の平均年齢は **9.7 歳**
- ・回答者の多かった年齢は 7～9 歳

年齢区分	回答者数
5～6歳	9
7～9歳	33
10～12歳	14
13～15歳	13
16～18歳	3
計	72

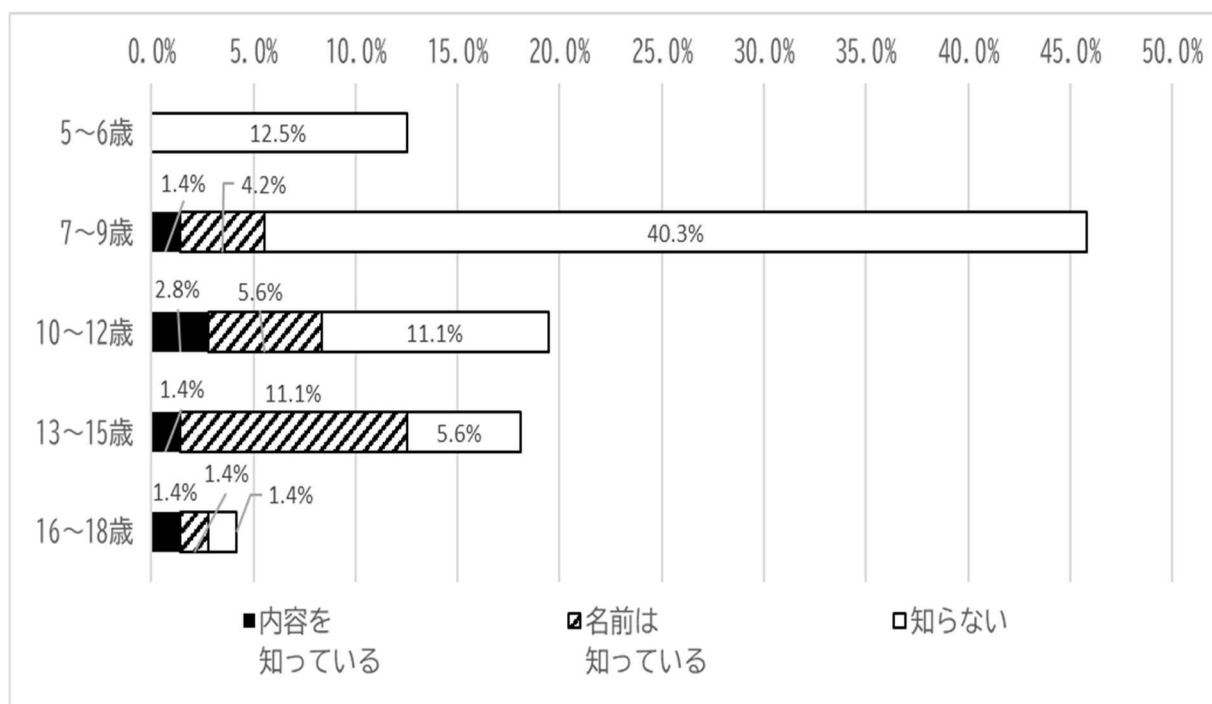


(2) 子どもの権利について

①「なごや子どもの権利条例」を知っているか

- ・「内容を知っている」と答えた子どもが 5人(6.9%)
- ・「名前は知っているが、内容は知らない」と答えた子どもが 16人(22.2%)
- ・「知らない」と答えた子どもが 51人(70.8%)

年齢区分	子どもの権利条例の認知度				計
	内容を 知っている	名前は 知っている	知らない	無回答	
5～6歳	0	0	9	0	9
7～9歳	1	3	29	0	33
10～12歳	2	4	8	0	14
13～15歳	1	8	4	0	13
16～18歳	1	1	1	0	3
計	5	16	51	0	72



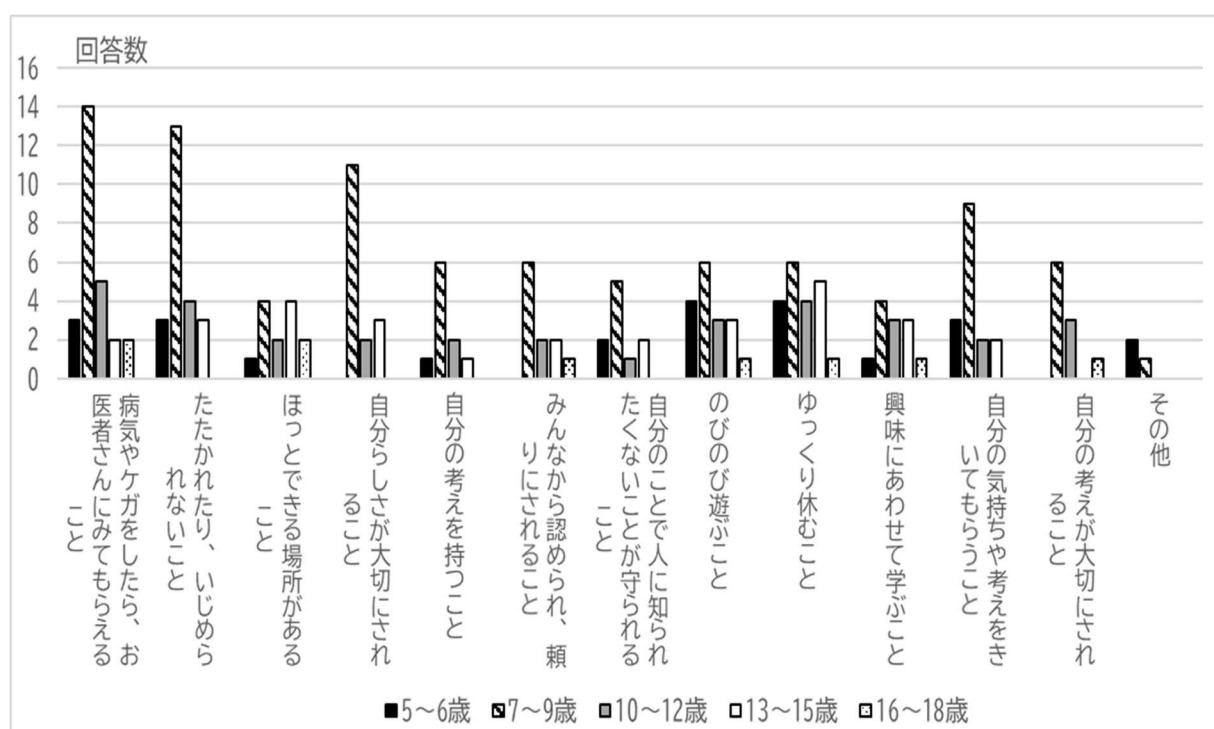
②子どもにとって特に大切だと思うことについて（3つまで選択）

- ・「病気やケガの時に医者さんにみてもらえること」を選んだ子どもが 26人(36.1%)
- ・「たたかれたり、いじめられないこと」を選んだ子どもが 23人(31.9%)
- ・「ゆっくり休むこと」を選んだ子どもが 20人(27.8%)

	回答数	割合
病気やケガをしたら、お医者さんにみてもらえること	26	36.1%
たたかれたり、いじめられないこと	23	31.9%
ほっとできる場所があること	13	18.1%
自分らしさが大切にされること	16	22.2%
自分の考えを持つこと	10	13.9%
みんなから認められ、頼りにされること	11	15.3%
自分のことで人に知られたくないことが守られること	10	13.9%
のびのび遊ぶこと	17	23.6%
ゆっくり休むこと	20	27.8%
興味にあわせて学ぶこと	12	16.7%
自分の気持ちや考えをきいてもらうこと	16	22.2%
自分の考えが大切にされること	10	13.9%
その他	3	4.2%

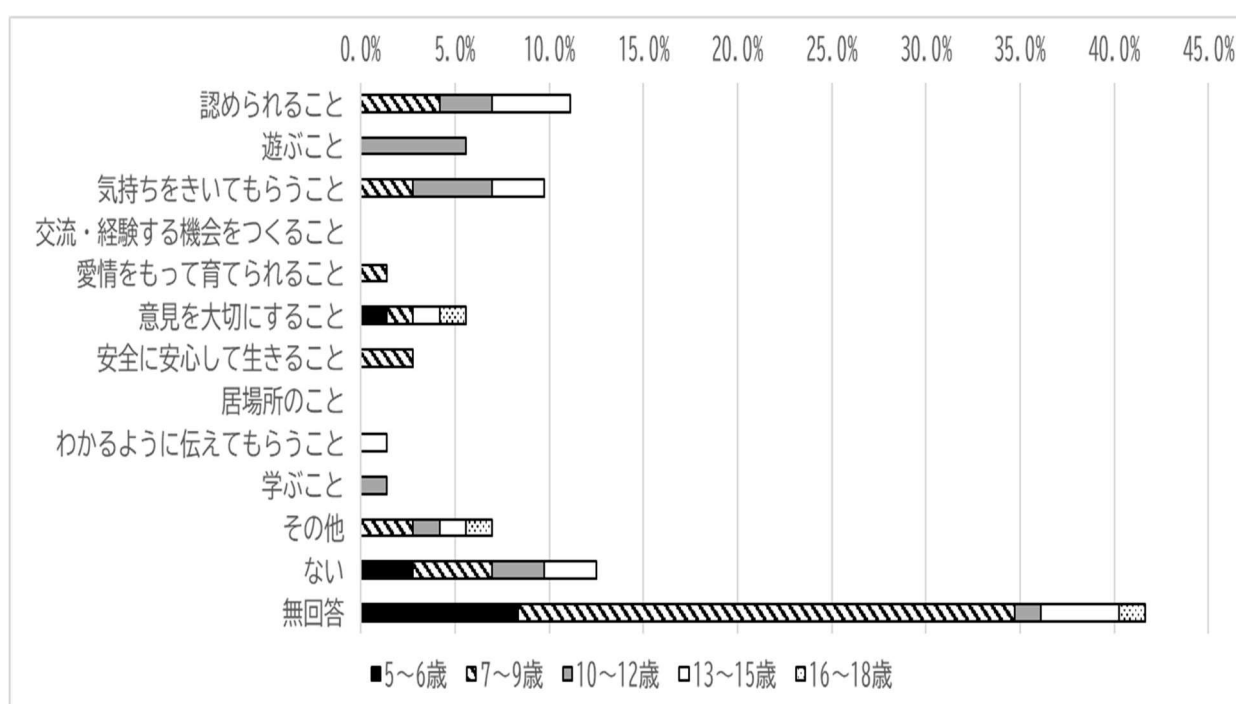
(n=72)

【その他の記述】いのち／うんどうすること



③大人にしてほしいことについて

- ・「認められること」について答えた子どもが 11.1%
(例：がんばったときほめてほしい、勉強をしたらほめてほしい)
- ・「気持ちをきいてもらうこと」について答えた子どもが 9.7%
(例：ゆっくり話をきいてほしい、困ったことを聞いてほしい)
- ・「遊ぶこと」について答えた子どもが 5.6%
(例：いっしょにあそんでほしい、ゲームをする時間をふやしてほしい)
- ・「意見を大切にすること」について答えた子どもが 5.6%
(例：みんなのいけんをきくこと、子どもも他の大人などのように自由にさせてほしい)
- ・「その他」の意見として「おうちのひとにけんかをしてほしくない」「なにかあってもしつこくきかないでほしい」等の意見があった



【調査票】

名古屋市からのアンケート【子ども用】

あなたのねんれい

さい

1 なごや子どもの権利条 例について

なごや子どもの権利条 例を知っていますか。下の1～3から1つ選んで、番号に○をつけてください。

- 1 知っている
- 2 名前を聞いたことはあるが、内容は知らない
- 3 知らない



なごっち
なごや子どもの権利条 例
マスコットキャラクター

2 子どもにとって大切なこと

あなたが特に大切なこと何ですか。下の1～13から3つまで選んで、番号に○をつけてください。

- | | |
|----------------------------|----------------------------|
| 1 病気やケガをしたら、お医者さんにみてもらえること | 7 自分のことで人に知られたくないことが守られること |
| 2 たたかれたり、いじめられないこと | 8 のびのび遊ぶこと |
| 3 ほっとできる場所があること | 9 ゆっくり休むこと |
| 4 自分らしさが大切にされること | 10 興味にあわせて学ぶこと |
| 5 自分の考えを持つこと | 11 自分の気持ちや考えをきいてもらうこと |
| 6 みんなから認められ、頼りにされること | 12 自分の考えが大切にされること |
| | 13 その他 [] |

3 大人にしてほしいこと

子どもが幸せでいるために、大人(おうちの人、学校の先生、近所の人など)にしてほしいことは何ですか。どんなことでもいいので教えてください。

(例: ゆっくり話をきいてほしい、がんばったときはほめてほしい)



アンケートはこれで終わりです。
お答えいただき、ありがとうございました。

ひとり親家庭の子ども向けイベントにおけるアンケート調査 報告書

1 実施概要

(1) 目的

子どもたちが特に大切にしたい権利、権利を守るために大人にしてほしいことなどをアンケート形式で聞き、子どもの考える「子どもの権利」について把握し、子どもに関する総合計画策定の参考とするもの。

(2) 実施日・対象者等

	実施日	イベント内容	対象者	回答数
①	令和5年8月23日	ライフプラン講習	小1～小3	11
②	令和5年8月27日	ライフプラン講習	小4～小6	8
③	令和5年8月30日	保育士体験	小3～中3	10
④	令和5年10月14日	親子サッカー教室	小3～小6	25
⑤	令和5年11月18日	野球体験教室	小1～小4	25
計				79

※ 対象者はいずれも市内在住のひとり親家庭の子ども

2 アンケート項目

(1) 回答者の年齢

(2) なごや子どもの権利条例を知っているか

(3) 子どもにとって特に大切だと思うこと

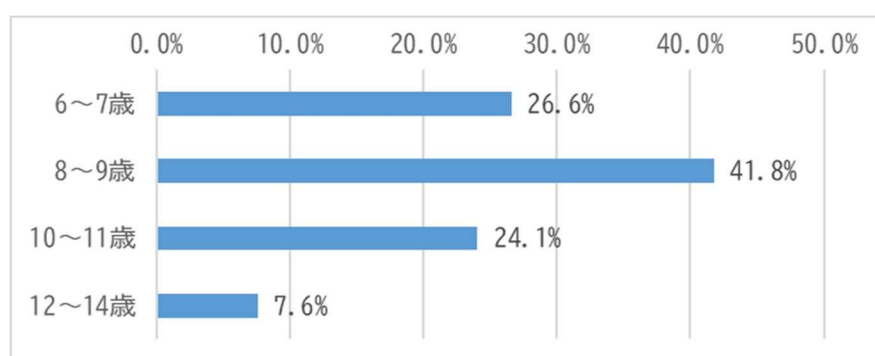
(4) (3) を大切にするために、大人にしてほしいこと

3 アンケート結果

(1) 年齢

- ・回答者の平均年齢は 8.9 歳
- ・回答者の多かった年齢は 7～10 歳

年齢区分	回答者数
6～7歳	21
8～9歳	33
10～11歳	19
12～14歳	6
計	79

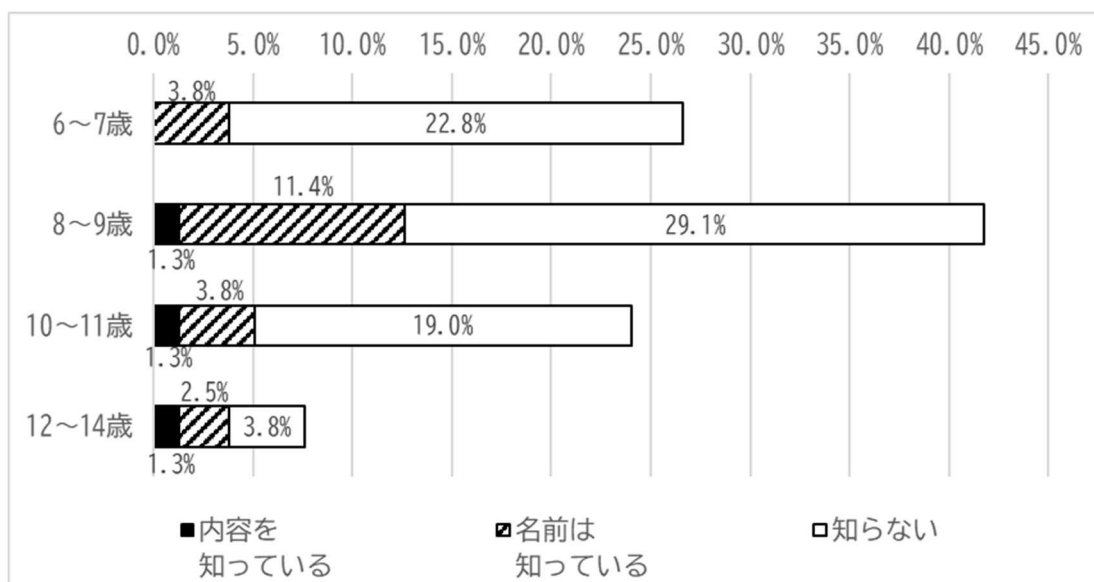


(2) 子どもの権利について

①「なごや子どもの権利条例」を知っているか

- ・「内容を知っている」と答えた子どもが 3人 (3.8%)
- ・「名前は知っているが、内容は知らない」と答えた子どもが 17人 (21.5%)
- ・「知らない」と答えた子どもが 59人 (74.7%)

年齢区分	子どもの権利条例の認知度				計
	内容を知っている	名前は知っている	知らない	無回答	
6～7歳	0	3	18	0	21
8～9歳	1	9	23	0	33
10～11歳	1	3	15	0	19
12～14歳	1	2	3	0	6
計	3	17	59	0	79



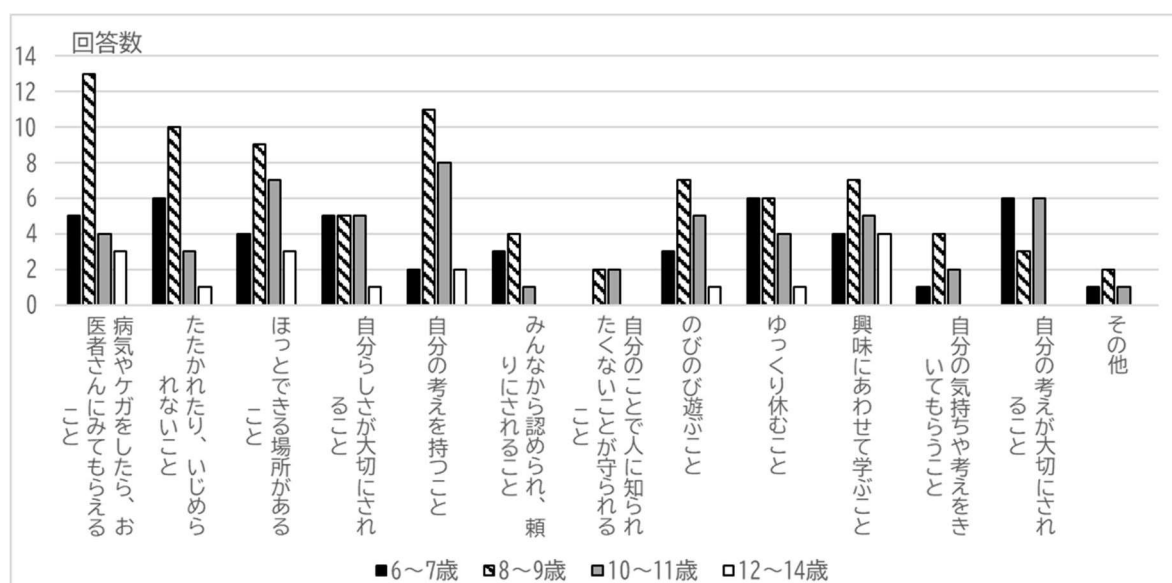
②子どもにとって特に大切だと思うことについて（3つまで選択）

- ・「病気やケガの時に医者に見てもらえること」を選んだ子どもが 25人(31.6%)
- ・「ほっとできる場所があること」を選んだ子どもが 23人(29.1%)
- ・「自分の考えを持つこと」を選んだ子どもが 23人(29.1%)

	回答数	割合
病気やケガをしたら、お医者さんにみてもらえること	25	31.6%
たたかれたり、いじめられないこと	20	25.3%
ほっとできる場所があること	23	29.1%
自分らしさが大切にされること	16	20.3%
自分の考えを持つこと	23	29.1%
みんなから認められ、頼りにされること	8	10.1%
自分のことで人に知られたくないことが守られること	4	5.1%
のびのび遊ぶこと	16	20.3%
ゆっくり休むこと	17	21.5%
興味にあわせて学ぶこと	20	25.3%
自分の気持ちや考えをきいてもらうこと	7	8.9%
自分の考えが大切にされること	15	19.0%
その他	4	5.1%

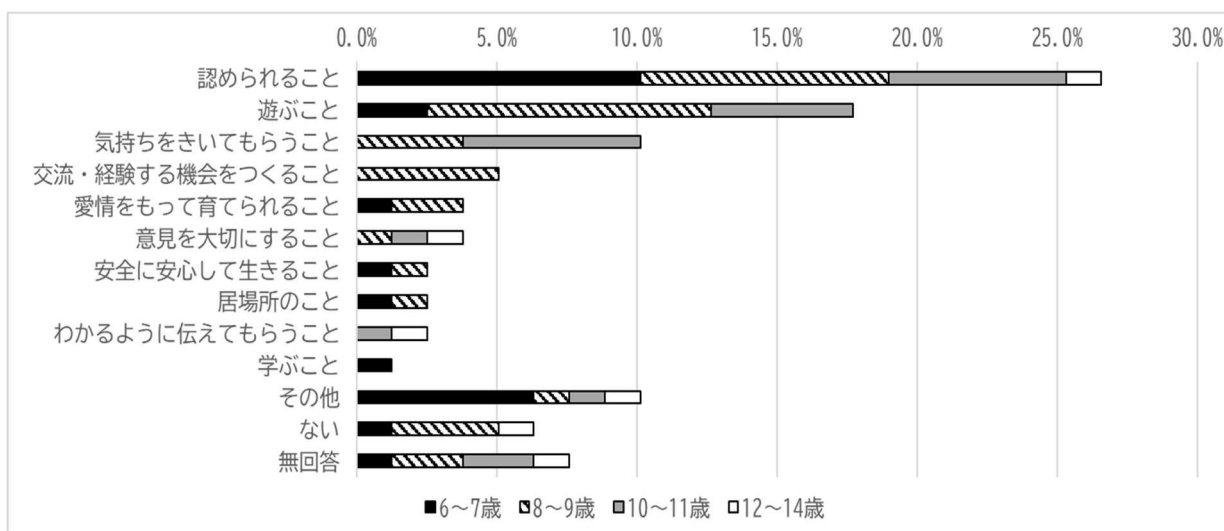
(n=79)

【その他の記述】
 体をたいせつにする／自分の好きなことをすること など



③大人にしてほしいことについて

- ・「認められること」について答えた子どもが **26.6%**
(例：がんばったときはほめてほしい、せいちょうしたねっていつてもらいたい)
- ・「遊ぶこと」について答えた子どもが **17.7%**
(例：もっといっしょにこうやってあそんでほしい、いっぱい遊んでほしい)
- ・「気持ちをきいてもらうこと」について答えた子どもが **10.1%**
(例：自分のきもちやはなしをきちんときいてもらう、ゆっくり話をきいてほしい)
- ・その他の意見として「まちをきれいにしてほしい」「ぜい金をはいしすること」等の意見があった



【調査票】

名古屋市からのアンケート【子ども用】

あなたのねんれい

さい

1 なごや子どもの権利条 例について

なごや子どもの権利条 例を知っていますか。下の1～3から1つ選んで、番号に○をつけてください。

- 1 知っている
- 2 名前を聞いたことはあるが、内容は知らない
- 3 知らない



なごっち
なごや子どもの権利条 例
マスコットキャラクター

2 子どもにとって大切なこと

あなたが特に大切なこと何ですか。下の1～13から3つまで選んで、番号に○をつけてください。

- | | |
|----------------------------|----------------------------|
| 1 病気やケガをしたら、お医者さんにみてもらえること | 7 自分のことで人に知られたくないことが守られること |
| 2 たたかれたり、いじめられないこと | 8 のびのび遊ぶこと |
| 3 ほっとできる場所があること | 9 ゆっくり休むこと |
| 4 自分らしさが大切にされること | 10 興味にあわせて学ぶこと |
| 5 自分の考えを持つこと | 11 自分の気持ちや考えをきいてもらうこと |
| 6 みんなから認められ、頼りにされること | 12 自分の考えが大切にされること |
| | 13 その他 [] |

3 大人にしてほしいこと

子どもが幸せでいるために、大人(おうちの人、学校の先生、近所の人など)にしてほしいことは何ですか。どんなことでもいいので教えてください。

(例: ゆっくり話をきいてほしい、がんばったときはほめてほしい)



アンケートはこれで終わりです。
お答えいただき、ありがとうございました。

名古屋市立大学の学生による「中学生の学習支援事業」 利用者及び支援者ヒアリング等調査報告書

1 実施概要

目 的： 名古屋市立大学教養教育科目「地域連携参加型学習」講義において、受講生が「中学生の学習支援事業」の会場見学や利用者・支援者を対象とするヒアリング調査を実施し、考えた事業の課題や解決に向けたアイデアを、若い世代の声として計画策定の参考とする。

対 象 者： 中学生の学習支援事業利用者及び支援者 47 人

実 施 者： 名古屋市立大学「地域連携参加型学習」谷口班 12 人

実施日及び実施内容

令和5年	9月 25 日(月) 10 月2日(月)	事前学習
	11～12 月	学習支援会場での調査(各会場 3 回以上) 会場見学、学習サポート、ヒアリング等
令和6年	1月 29 日(月)	名古屋市への提案と意見交換会

2 現状と課題・提案内容

(1)現状

【フィールドワークで気づいたこと】

◇学習支援事業のよい点

- ・学習活動やイベントの中での繋がりがある
- ・子どもの興味や夢に向き合う姿勢がある
- ・居場所を提供している
- ・学習習慣が形成できる
- ・年齢の近い大学生サポーターの支援により、安心感や話やすさがある
- ・生徒主体の学習が行われており、支援者が強制しない

◇居場所づくり中心や勉強中心など、学習支援会場ごとに特色があり、雰囲気が異なる

<居場所づくり中心の会場>

- 子ども同士の関りが多く、子どもの息抜き場になっている
- 子どもとサポーターの距離が近く、悩みごとを相談しやすい印象
- 勉強があまり好きではない子どもでも気楽に通える環境
- テスト前には集中するため、会場に来ずに家で勉強する子どももいて本末転倒？

<勉強中心の会場>

- 黙々と自分の勉強ができている
- 支援者と子どもの間や、子ども同士で距離感がある

【責任者の意見】

- ◇他の会場の様子がわからない
- ◇他の会場に行くと、雰囲気の差に驚くことがある

【子どもの声】

- ◇学校であったことなどを話せて息抜きの場になっている
- ◇定期的にイベントが開催されたらうれしい
- ◇話せない雰囲気の会場だったら行きたくない
- ◇先生や他の利用者との距離感はもっと近い方がよい

(2)課題と提案

課題①	他の学習支援会場との連携が取れていない →子どもに合った場所に通うことができるのか 会場間で方針に差が出すぎないか
提案①	他の学習支援会場と連携を取る ↓例) 学習支援会場ごとに、会場の特徴や雰囲気に記載したパンフレットを ↓ 作成して、会場責任者に配布するなど、会場間で情報を共有する 他の会場との違いを知ることができ、よい部分を取り入れることや、課題の発見 や改善につながる ➤子どもに応じた場を提供できる ➤会場間格差を軽減できる

課題②	参加申請の手続きが複雑で、親の協力が必要不可欠 (子どもの意思だけで学習支援に参加することができない) →親が子どもの学習に関心を持っている必要がある 家族に参加したい気持ちを伝えることが難しい子どももいるのではないか
提案②	◇学校と連携して申し込めるようにする ➤学校でプリント配布や掲示をしてもらうことで、支援が必要な子どもに情報が 届きやすくなる ➤学習支援を利用したい子どもの意思をより反映しやすくする ◇利用申請期間の制限をなくし、いつでも手続きできるようにする ➤参加を希望する子どもがより参加しやすくなる

課題③	居場所づくりを重視する会場ではお菓子を提供するところもあるが、委託費には お菓子購入費は含まれず、フードバンク等への寄附は年々減少している →事業所によってはお菓子を提供できない
提案③	居場所づくりを重視する会場の委託費には、お菓子購入費を含める ➤お菓子提供を通じて、家では落ち着けない子どもたちがさらに安心できる居場 所となる

課題④	学習支援会場では、学校の教材またはプリントを用いて学習している →学校の教材だけでは、受験への学習量を確保できない 問題と解答だけのプリントでは、自宅での復習が難しい
提案④	名古屋市で参考書の古本回収をし、学習支援会場の子どもの提供する ➤受験に向けた自宅学習をスムーズにする

なごっちサミット 2023 における定性調査 報告書

1 実施概要

目 的: 子どもにとって身近な事例から子どもの権利を学び、権利が守られていないケースをもとに権利が守られるには大人・社会がどうあるべきかを子ども目線で考え、意見表明するとともに、その意見を次期子どもに関する総合計画策定の参考とするもの。

実施場所: NHK 名古屋放送センタービル 大会議室

実施日時: 令和 6 年 3 月 16 日(土) 14 時 00 分～17 時 00 分

対 象 者: 「なごっちフレンズ」または「てつなぎなごもんず」のうち、なごっちサミット2023へ申込して参加した子ども

参加者数: 24 名

2 企画概要

子どもに身近な場面で、子どもの権利が守られていない事例をもとに、子どもの気持ちや考えを共有しながら、大人・社会がどうあれば、子どもの権利が守られるまち(→子どもにやさしいまち)になるかを考える。前半は参加者全員で、後半は 3 つのグループ(小学校低学年・高学年・中学生)に分かれてグループワークを行い、最後に全体発表を行う。

3 参加者構成

区分	学年	人数
小学校	1 年	2 名
	2 年	5 名
	3 年	4 名
	4 年	3 名
	5 年	3 名
	6 年	2 名
中学校	1 年	2 名
	2 年	2 名
	3 年	1 名
合計		24 名

4 成果

(1)全体でのワーク

【事例①】

「桃太郎」の劇の配役を決める際に、先生が生徒に「きみの役はサルに決まり！ぴったり！絶対うまくできると思う」と言った。

➤気持ち

- ・嫌だ
- ・勝手に決めつけないで

➤子どもにやさしいまちなら・・・

- ・校長先生に言って、先生の教育をしてもらう
- ・他の役がいいか聞いてみる

【事例②】

兄妹と母の3人で遊びに行った帰りの電車内。母が1つ空いた座席に妹を座らせ、兄には重い荷物を持たせながら、兄に向かって「大きいんだから我慢して！」と言った。

➤気持ち

- ・押しつけられるのは嫌だ
- ・小さいからという理由ではなく、一番疲れている人が座ればいい
- ・重いのは大変だけど、家族のためにがんばろう

➤子どもにやさしいまちなら・・・

- ・大丈夫か、気にかけてもらえる
- ・電車内にいる人が譲り合って、みんなが座れるといい

(2)グループワーク

小学校低学年(1～3年生)グループ

【事例①】

近所の公園で友だちとボールをけて遊んでいたら、ダメだって言われた。ボールで遊びたいなあ。

➤気持ち

- ・なんで？
- ・外でなんだからいいでしょ。遊ぶところなんだから
- ・「ダメ」と書いてあると悲しい

➤子どもにやさしいまちなら・・・

- ・話し合って納得できるルールにしてほしい
- ・注意のしかた、言い方を変える
- ・ボールで遊べるところを作してほしい

【事例②】

スーパーの福引で3等が当たった！景品は恐竜かウサギのぬいぐるみ。私は恐竜がよかったのに、ウサギを渡された。女で恐竜好きって変なのかな。

➤気持ち

・決めつけはいや！

➤子どもにやさしいまちなら・・・

・男、女は関係ない

・決めつけない

・人の気持ちを考えてから言う

【事例③】

近所の大人たちがやっている公園の掃除。私もよく遊ぶ場所だから一緒に掃除したいのに、子どもは邪魔だって。子どもだって役に立ちたい！

➤気持ち

・こどもにもチャレンジさせて

・こどもにできることもある

・「ダメ」「やめて」「邪魔」は大人も子どももいやでしょ？

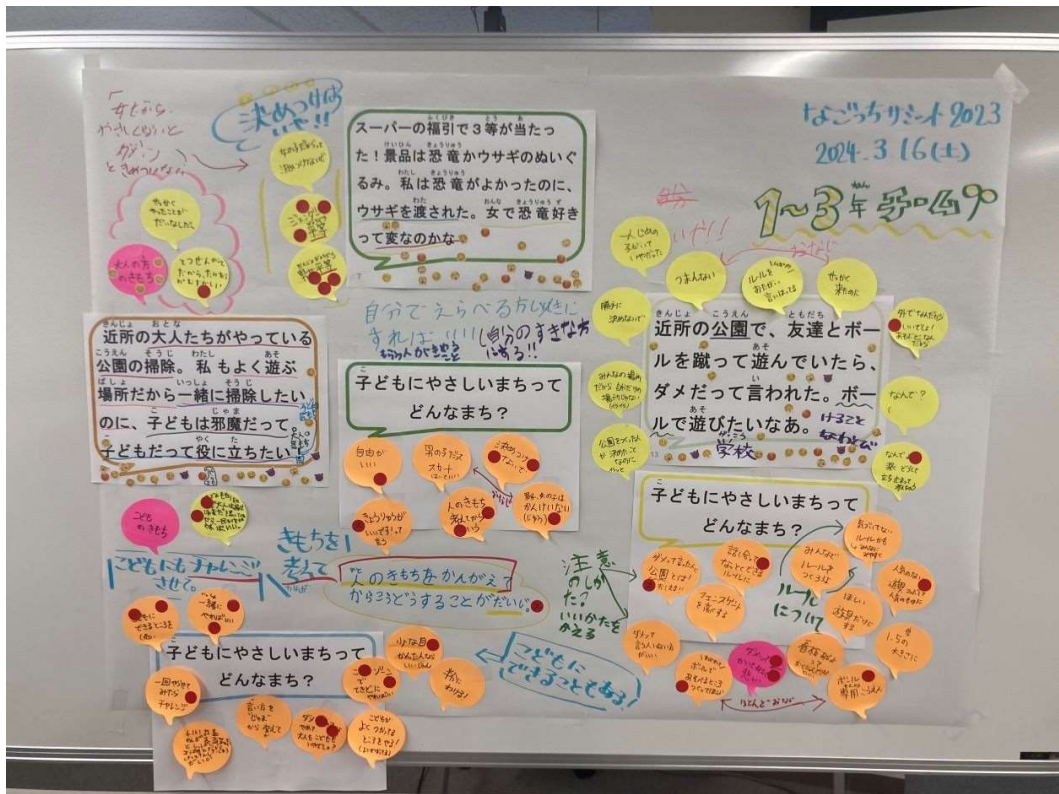
➤子どもにやさしいまちなら・・・

・一緒にやればいい

・子どもにできるところをやってもらう

・言い方を変える

【成果物】



小学校高学年(4～6年生)グループ

【事例①】

「男の子だから」って、弟の方がおやつが多いの、ずるくない？

➤気持ち

- ・ずるい！
- ・〇〇だからって決めつけてほしくない
- ・差別

➤子どもにやさしいまちなら・・・

- ・男だからじゃなくて、みんな平等にしてほしい

【事例②】

近所の大人たちがやっている公園の掃除。私もよく遊ぶ場所だから一緒に掃除したいのに、子どもは邪魔だって。子どもだって役に立ちたい！

➤気持ち

- ・子どもはきちんと仕事をやらない！と決めつけないでほしい
- ・なんで？
- ・じゃま?! ひどくない？

➤子どもにやさしいまちなら・・・

- ・地域の人全員で掃除したらいい
- ・「やりたい」と思えば参加できるようにする
- ・大人も子どもも自分の思いで参加できる

【事例③】

中学校の制服、女の子はスカートとズボンが選べるようになったみたい。本当はズボンにしたいけど、お母さんは、みんなと違うといじめられるんじゃないかって言うし、スカートにした方がいいのかな。

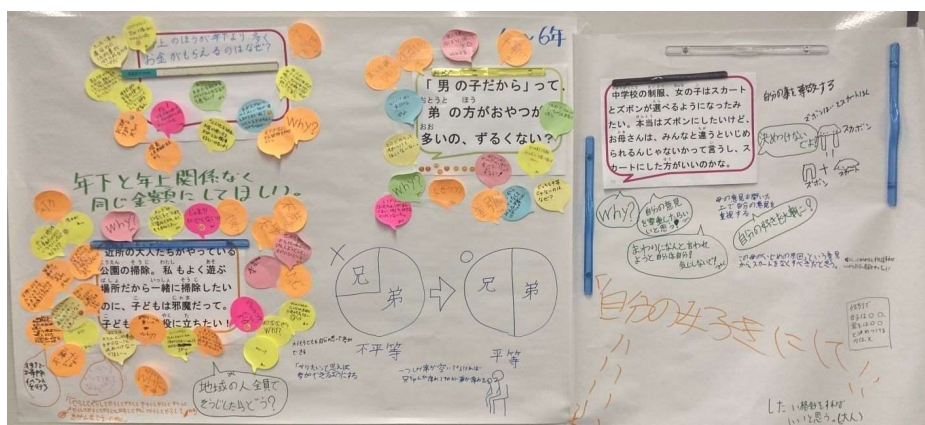
➤気持ち

- ・決めつけないでよ
- ・周りに何と言われようと自分は自分

➤子どもにやさしいまちなら・・・

- ・自分の意見を尊重したらいい
- ・自分の好きを大事に
- ・性別で女子は〇〇、男子は〇〇と決めつけるのは×

【成果物】



中学生グループ

【事例①】

中学校の制服、女の子はスカートとズボンが選べるようになったみたい。本当はズボンにしたいけど、お母さんは、みんなと違うといじめられるんじゃないかって言うし、スカートにした方がいいのかな。

➤気持ち

- ・なんでお母さんが言うの？私のことなのに
- ・お母さんの意見も一理あるけど

➤子どもにやさしいまちなら・・・

- ・お母さんは相談されたら言えばいいけど、されなかったら言わない方がいい
- ・スカート＝女、ズボン＝男という考え方のないまちだといいなと思う
- ・そもそもスカートやズボンで差別とかいじめめるまちをなくす

【事例②】

校則が厳しすぎる！！髪の毛が肩にかかる縛らなくてははいけない。スクールランチ 20 分。放課が短すぎ！7 分！先生に言っても変わらないんじゃないか？だから言わない。

➤気持ち

- ・厳しい校則がある理由を教えてください
- ・なんでここまで厳しくしないといけない？もっと自由がほしい

➤子どもにやさしいまちなら・・・

- ・生徒にも校則の変更に関わる権限がほしい
- ・私たちは生徒で未熟ではあるが、同時に 1 人の人である。先生とも同じレベルで話したい
- ・誰でも意見を出せるような環境、匿名で意見を出せるなど
- ・先生たちは校則以外でも理由とともに教える

【事例③】

毎日、塾や習いごとで忙しい。たまには家で休ませてよ。

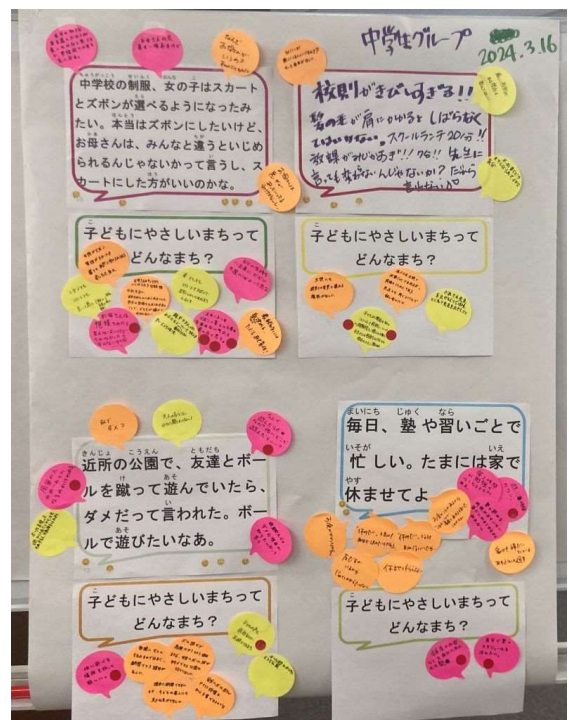
➤気持ち

- ・休ませてもらえない
- ・寝る時間が勉強でなくなる時がある
- ・お金のことがあるから、“休む”ことで親とあまり話したことがない

➤子どもにやさしいまちなら・・・

- ・自分で塾のスケジュールを決めたい

【成果物】



令和5年度

名古屋市子ども・若者・子育て家庭

意識・生活実態調査報告書（概要）

令和6年3月
名古屋市

1 調査目的

令和6年度に策定予定のなごや子どもの権利条例第20条の規定による「子どもに関する総合計画」及び子ども・子育て支援法第61条の規定による「市町村子ども・子育て支援事業計画」策定の基礎資料とするため、子ども・若者・子育て家庭の意識・生活実態・ニーズ等を調査する。

2 調査対象

名古屋市内に居住する者のうち、次の年齢に該当する者等を住民基本台帳から無作為に抽出し、調査対象とした。

① 子育て家庭

ア) 0歳～5歳の子どもの属する世帯（就学前保護者） 12,000世帯

イ) 6歳～17歳の子どもの属する世帯（就学後保護者） 12,000世帯

② 子ども 10歳～17歳の子ども 8,000人

①のイ)のうち、子どもが10歳以上の世帯について子どもも調査対象とした。

③ 若者 18歳～39歳 10,000人

3 調査方法

調査票を郵送で配布し、郵送またはオンラインによる回答を対象者が選択。

4 調査期間

令和5年7月3日から7月24日

5 回収結果

区分	調査対象数	回収数	回収率（%）
就学前保護者	12,000	3,596	30.0
就学後保護者	12,000	3,017	25.1
子ども	8,000	1,516	19.0
若者	10,000	1,951	19.5
合計	42,000	10,080	24.0

目 次

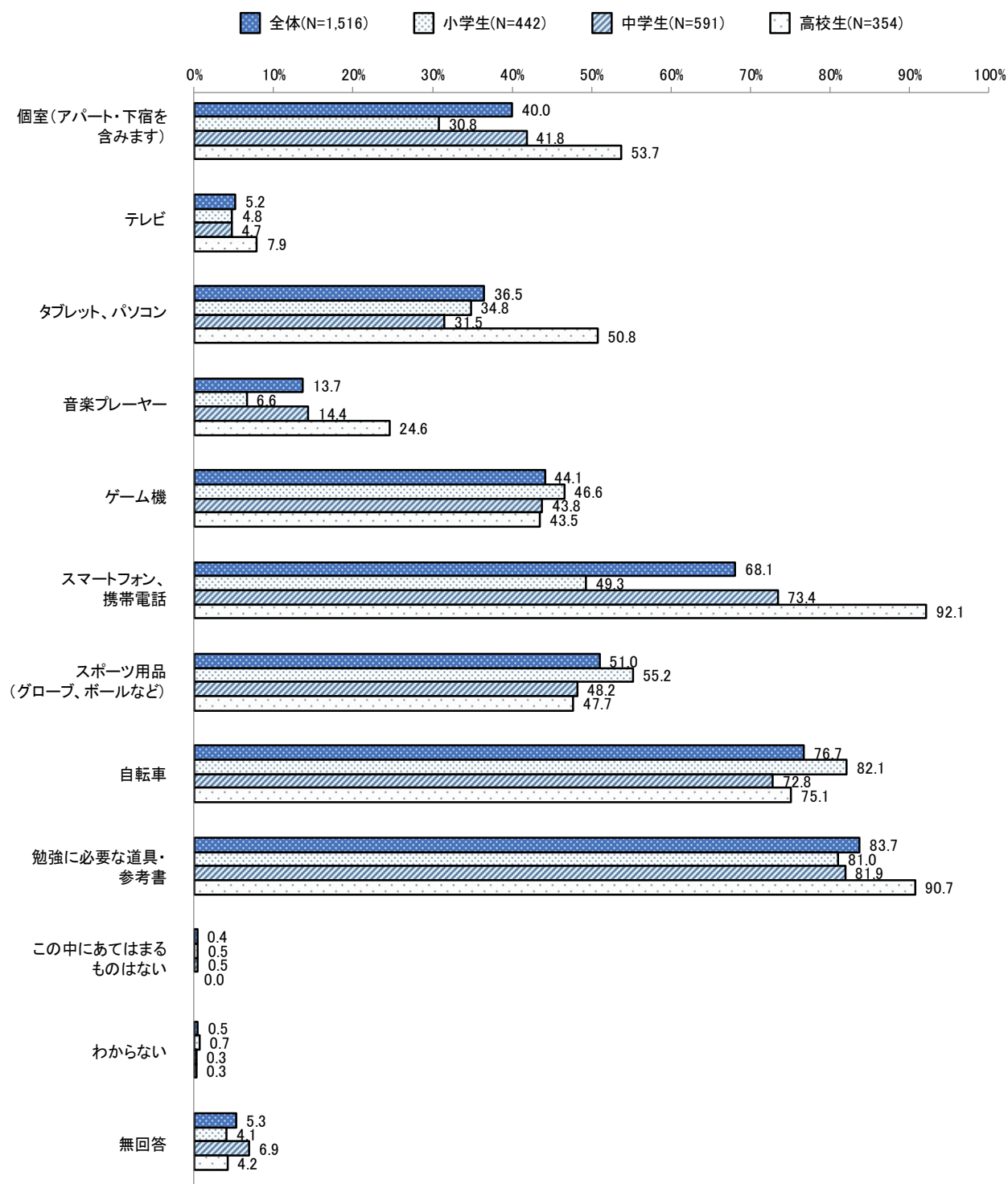
I	子ども調査	1
	自分専用の持ち物について【問 11】	1
	インターネットの使用時間について【問 12】	2
	経済的な生活レベルについて【問 14】	3
	通っている学校について【問 21】	3
	悩みの相談相手について【問 27】	4
	自分のことが好きかについて【問 32】	5
	今の生活の満足感について【問 34】	5
	40 歳になったときの状態について【問 43】	6
	なごや子どもの権利条例を知っているかについて【問 45】	7
II	若者調査	8
	あなたの経済状況について【問 2】	8
	経済的に独立するのに必要な支援について【問 4】	8
	結婚願望の有無について【問 15】	9
	結婚に対する不安について【問 16】	9
	子どもが欲しいかについて【問 18】	10
	子どもが欲しいとは思わない理由について【問 19】	11
	少子化対策として必要な支援について【問 20】	12
	5 年後の自分のイメージについて【問 48】	13
	居場所について【問 52】	13
III	子育て家庭調査	14
	地域の子育ての状況について【問 6】	14
	なごや子どもの権利条例について【就学前問 8・就学後問 9】	15
	名古屋市の子育て支援の取り組みについて【就学前問 10・就学後問 11】	
	（1）期待の有無	16
	（2）現状の満足度	18
	両親の就労状況について【就学前問 11・18、就学後問 12・19】	20
	出産にともなう母親の退職や転職について【就学前問 25・就学後問 26】	21
	育児休業の取得について【就学前問 27】	21
	家事・子育ての分担について【就学前問 32・就学後問 31】	22
	子育ての経済的負担について（世帯の暮らし向き）【就学前問 71・就学後問 32】	23
	少子化対策として特に必要だと思う支援【就学前問 83・就学後 47】	24
	お子さんの人数について【就学後問 84・就学後問 48】	26
	お子さんの人数が理想とする人数より少ない理由について【就学前問 85・就学後問 49】	27

I 子ども調査

自分専用の持ち物について 【問 11】

■あなた「専用」のものを持っていますか。(複数回答)

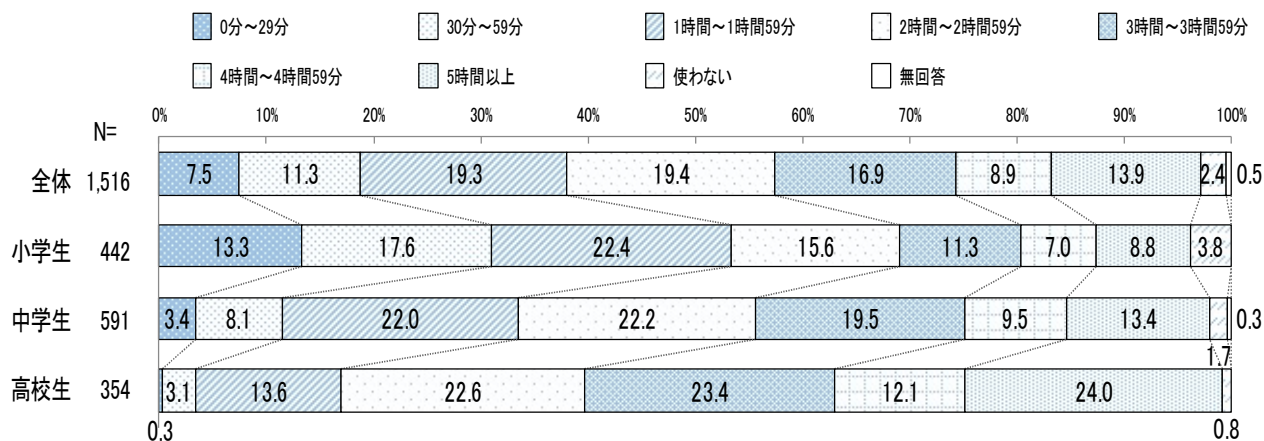
- ◇ 全体では、「勉強に必要な道具・参考書」が83.7%で最も多く、次いで「自転車」が76.7%、「スマートフォン、携帯電話」が68.1%となっている。
- ◇ 「勉強に必要な道具・参考書」は、小学生、中学生、高校生のいずれも同様に、80%以上と高い割合がみられる。
- ◇ 「勉強に必要な道具・参考書」以外で割合が高いのは、小学生の場合は「自転車」、中学生、高校生の場合は「スマートフォン、携帯電話」である。



インターネットの使用時間について 【問 12】

■学校の授業以外で、タブレット、パソコンやスマートフォン、携帯電話などでインターネットを1日どのくらい使いますか。(1つ)

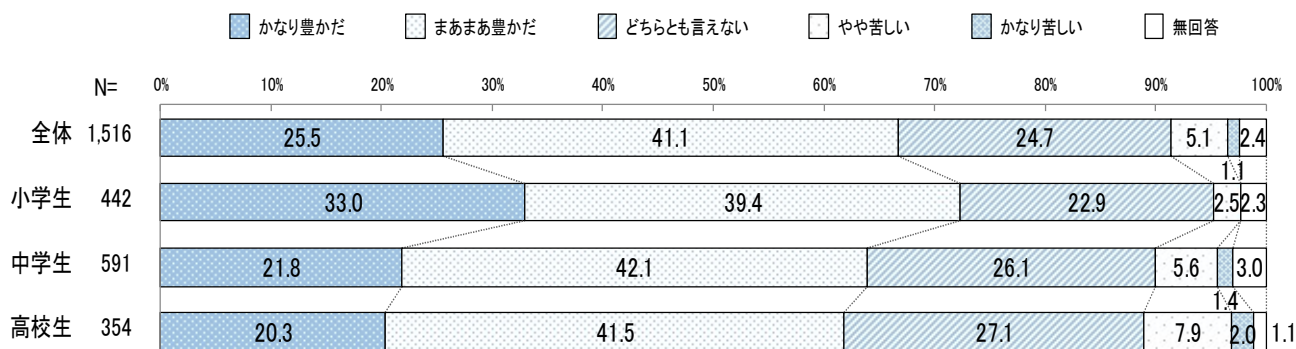
- ◇ 全体では、「2 時間～2 時間 59 分」が 19.4%で最も多く、次いで「1 時間～1 時間 59 分」が 19.3%、「3 時間～3 時間 59 分」が 16.9%となっている。
- ◇ 高校生になるにつれて、2 時間未満の割合は低くなっているが、2 時間以上の割合は高くなっている。



経済的な生活レベルについて 【問 14】

■あなたの家庭の「経済的な生活レベル」について、あなたはどのように思いますか。（1つ）

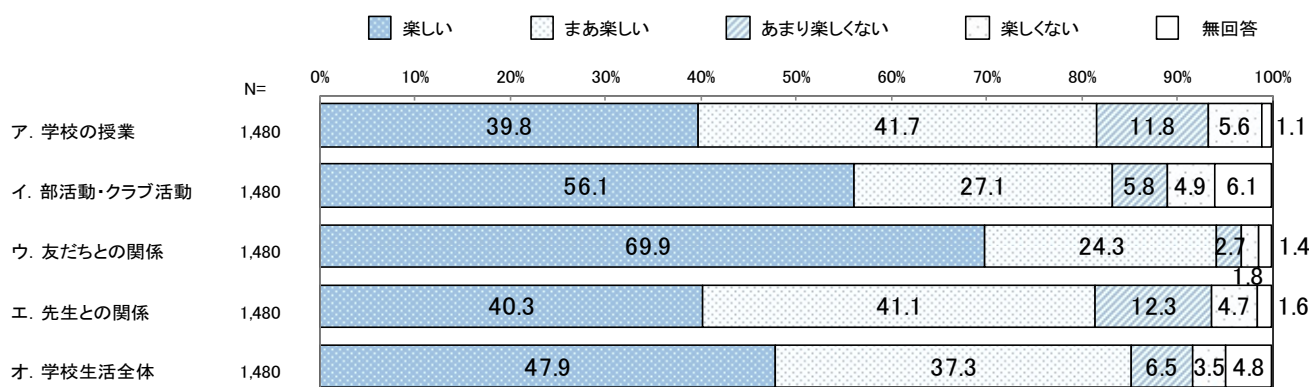
- ◇ 全体では、「まあまあ豊かだ」が 41.1%で最も多く、次いで「かなり豊かだ」が 25.5%であり、66.6%は豊かだと回答している。
- ◇ 小学生の場合、豊かだと感じている割合は 72.4%であるが、高校生になるにつれてその割合が低下し 61.8%となる。



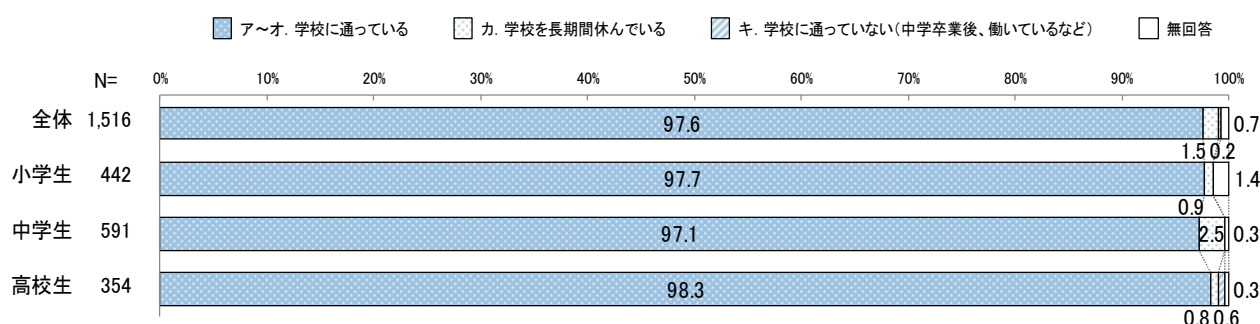
通っている学校について 【問 21】

■いま通っている学校での生活は楽しいですか。（各 1つ）

- ◇ 全体において、「楽しい」と回答している項目は、「友だちとの関係」が 69.9%と最も高く、次いで「部活動・クラブ活動」が 56.1%、「学校生活全体」が 47.9%である。
- ◇ 全体において、「楽しくない」と回答している項目は、「学校の授業」が 5.6%と最も高く、次いで「部活動・クラブ活動」が 4.9%である。
- ◇ 長期間学校を休んでいる子どもの割合は全体で 1.5%である。



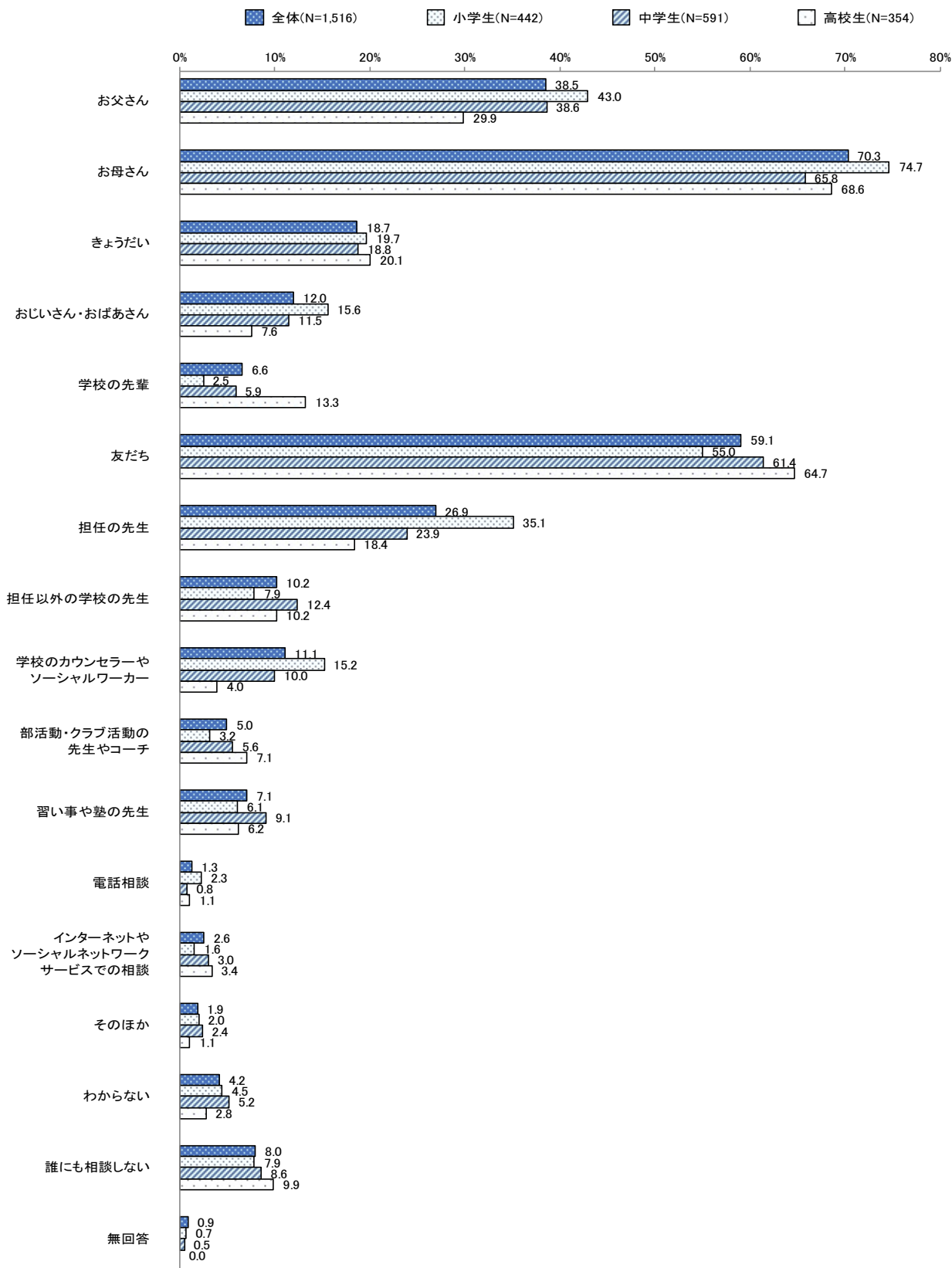
【学校に通っているか】



悩みの相談相手について 【問 27】

■ 悩みや困ったことがあるときに相談する人はだれですか。（複数回答）

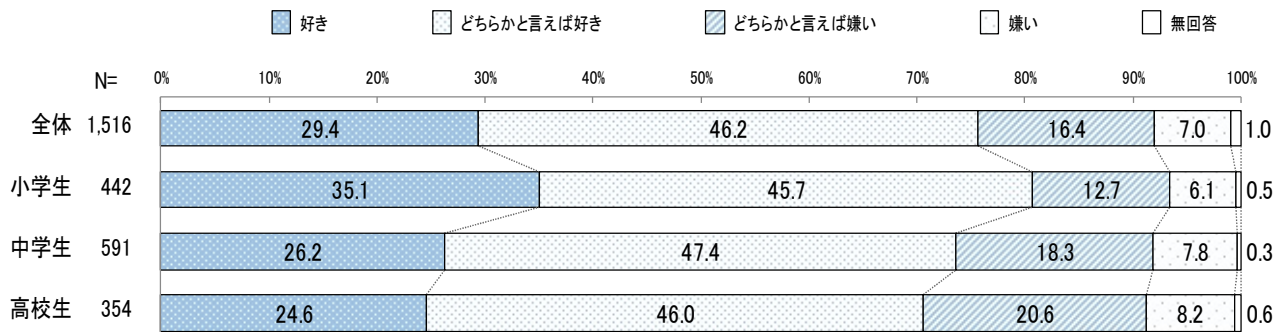
- ◇ 全体では、「お母さん」が70.3%で最も多く、次いで「友だち」が59.1%、「お父さん」が38.5%、「担任の先生」が26.9%、「きょうだい」が18.7%となっている。
- ◇ 「お父さん」「お母さん」に相談する割合は、ともに小学生が最も高い。



自分のことが好きかについて 【問 32】

■ 自分のことが好きですか。（1つ）

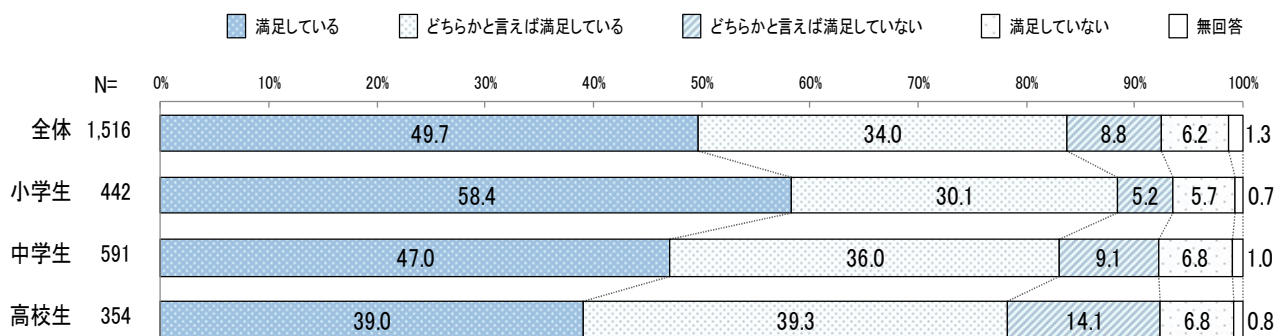
- ◇ 全体では、「どちらかといえば好き」が46.2%、「好き」が29.4%となっている。
- ◇ 高校生になるにつれて「どちらかといえば嫌い」「嫌い」の割合が高くなる。



今の生活の満足感について 【問 34】

■ 今の生活に満足していますか。（1つ）

- ◇ 全体では、「満足している」が49.7%、「どちらかといえば満足している」が34.0%である。
- ◇ 高校生になるにつれて、「満足している」の割合が低くなる。

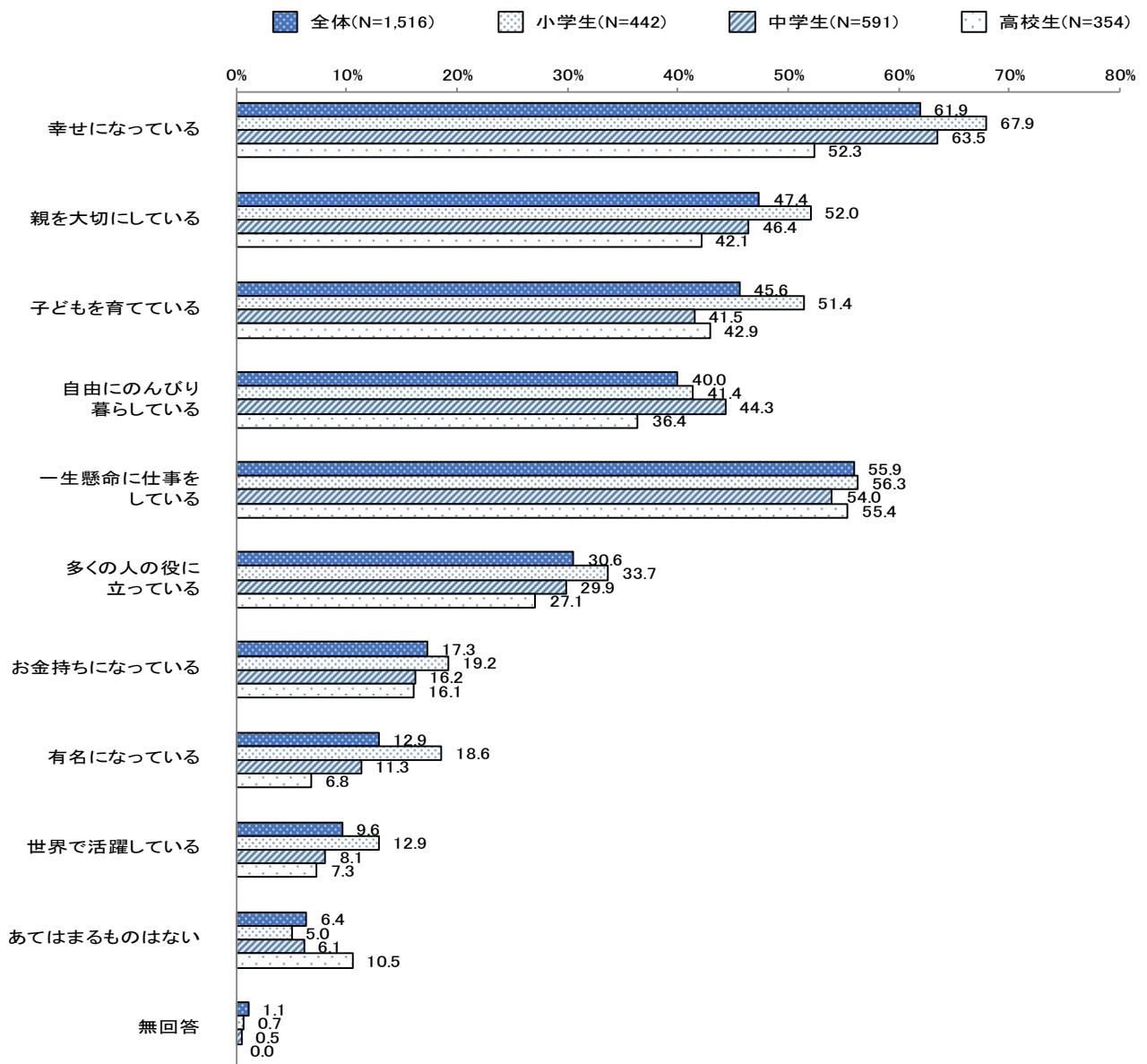


40 歳になったときの状態について 【問 43】

■あなたが40 歳くらいになったとき、次のような状態になっていると思いますか。

(複数回答)

- ◇ 全体では、「幸せになっている」が61.9%で最も多く、次いで「一生懸命に仕事をしている」が55.9%、「親を大切にしている」が47.4%、「子どもを育てている」が45.6%となっている。
- ◇ 「一生懸命に仕事をしている」の割合は、学校種別でほとんど差はなく、いずれも55%前後となっている。

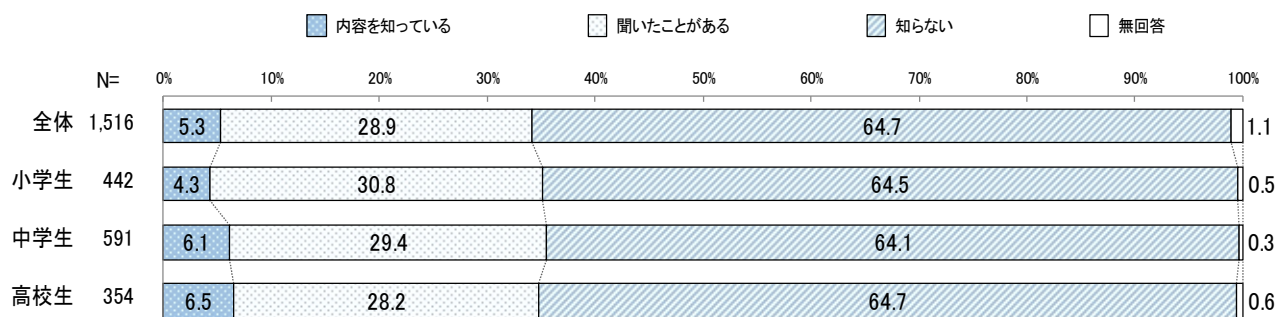


なごや子どもの権利条例を知っているかについて 【問 45】

■ なごや子どもの権利条例を知っていますか。(1つ)

◇ 「知らない」が64.7%と全体の6割以上を占める。

◇ 小学生の「内容を知っている」割合が4.3%で、高校生になるにつれて高くなる。

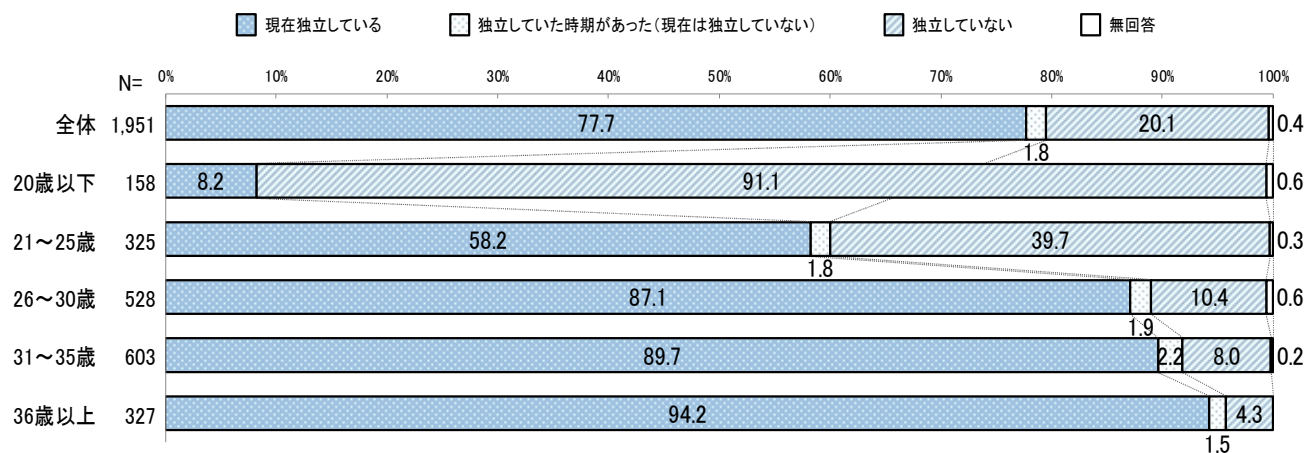


Ⅱ 若者調査

あなたの経済状況について 【問 2】

■現在、あなたは親から経済的に独立していますか。（1つ）

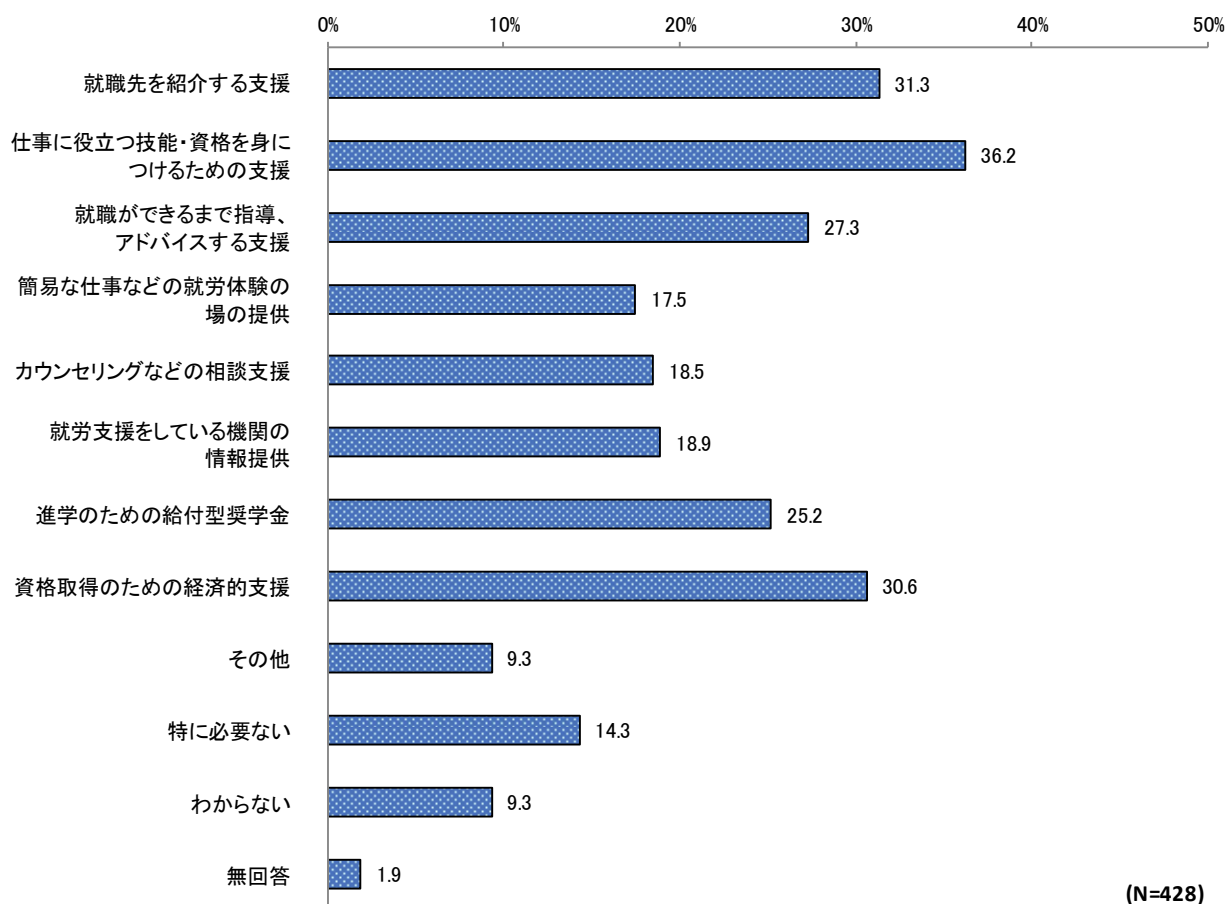
◇ 全体では、「現在独立している」が77.7%と最も多く、次いで「独立していない」が20.1%となっている。



経済的に独立するのに必要な支援について 【問 4】

■経済的に独立するために、あなたが必要だと思う支援は何ですか。（複数回答）

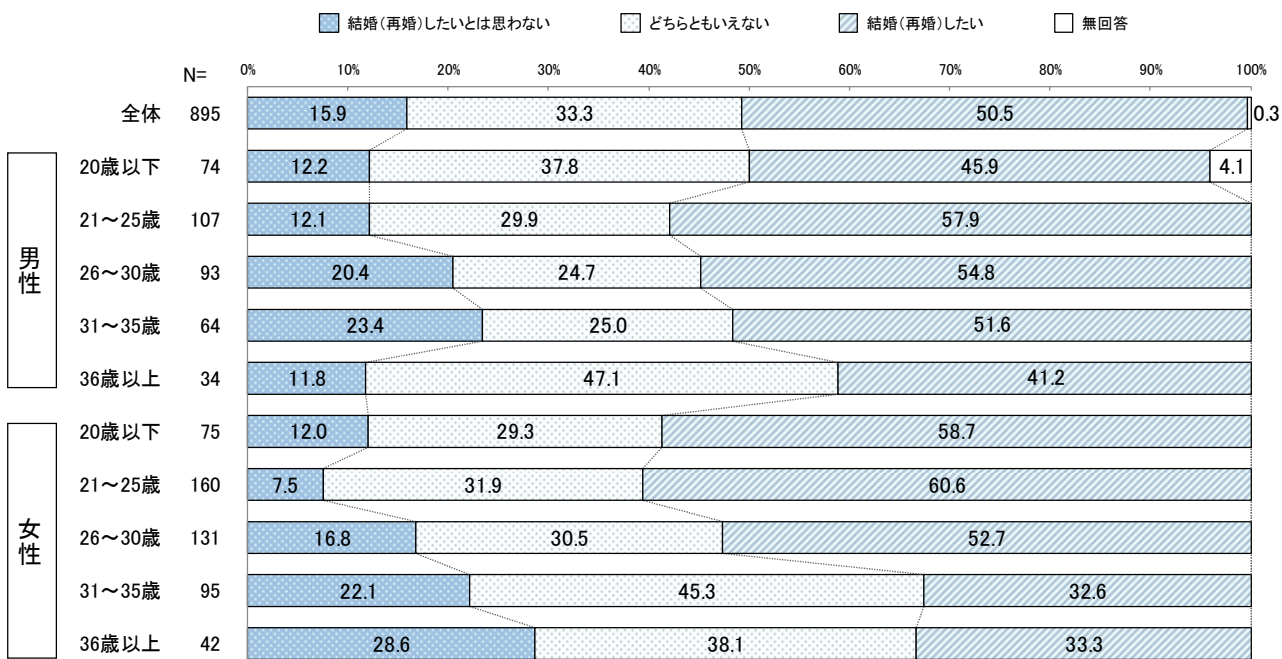
◇ 「仕事に役立つ技能・資格を身につけるための支援」が36.2%と最も多く、次いで「資格取得のための経済的支援」が30.6%となっている。



結婚願望の有無について 【問 15】

■ 将来、結婚（再婚）したいですか。（1つ）

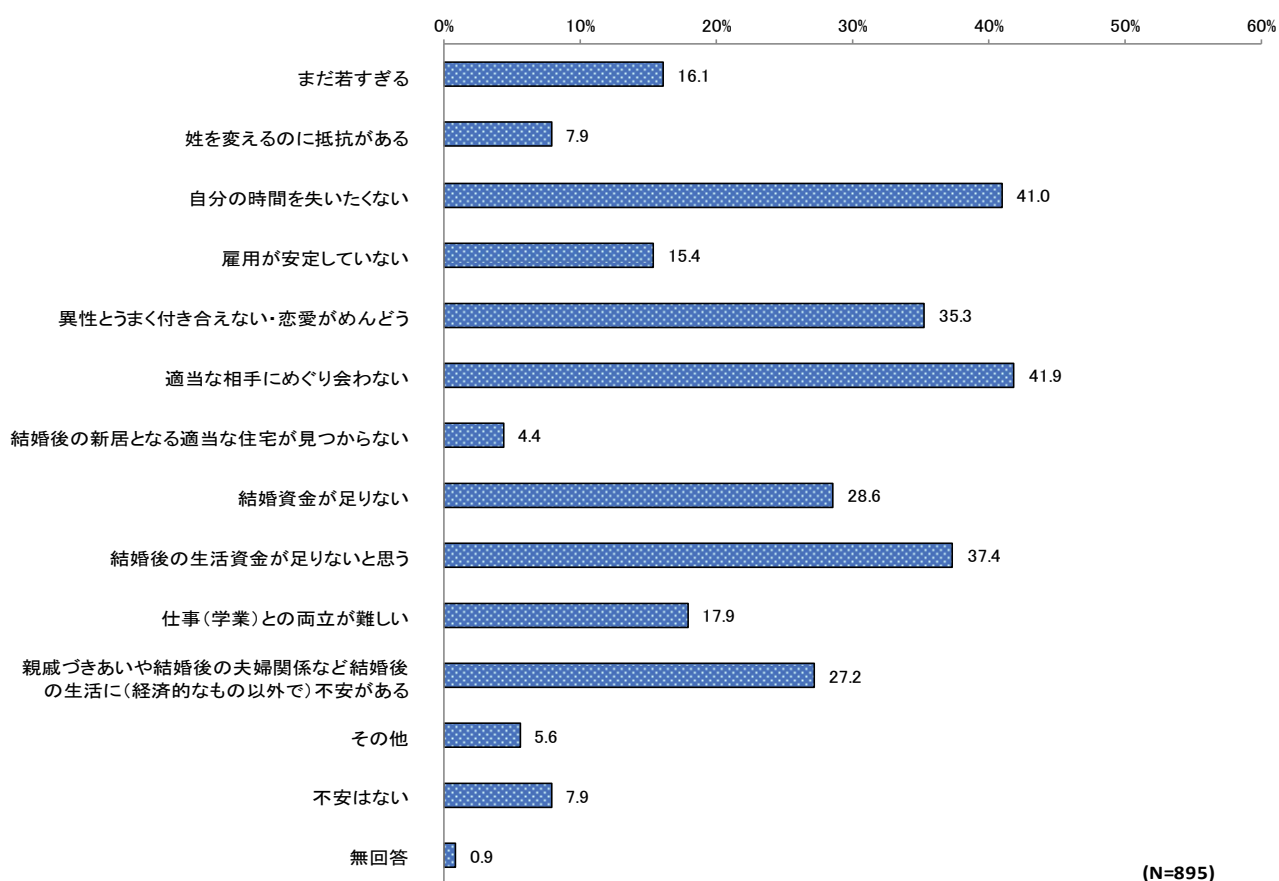
◇ 全体では、「結婚（再婚）したい」が 50.5%と最も多い。



結婚に対する不安について 【問 16】

■ 結婚について不安に感じていることはありますか。（複数回答）

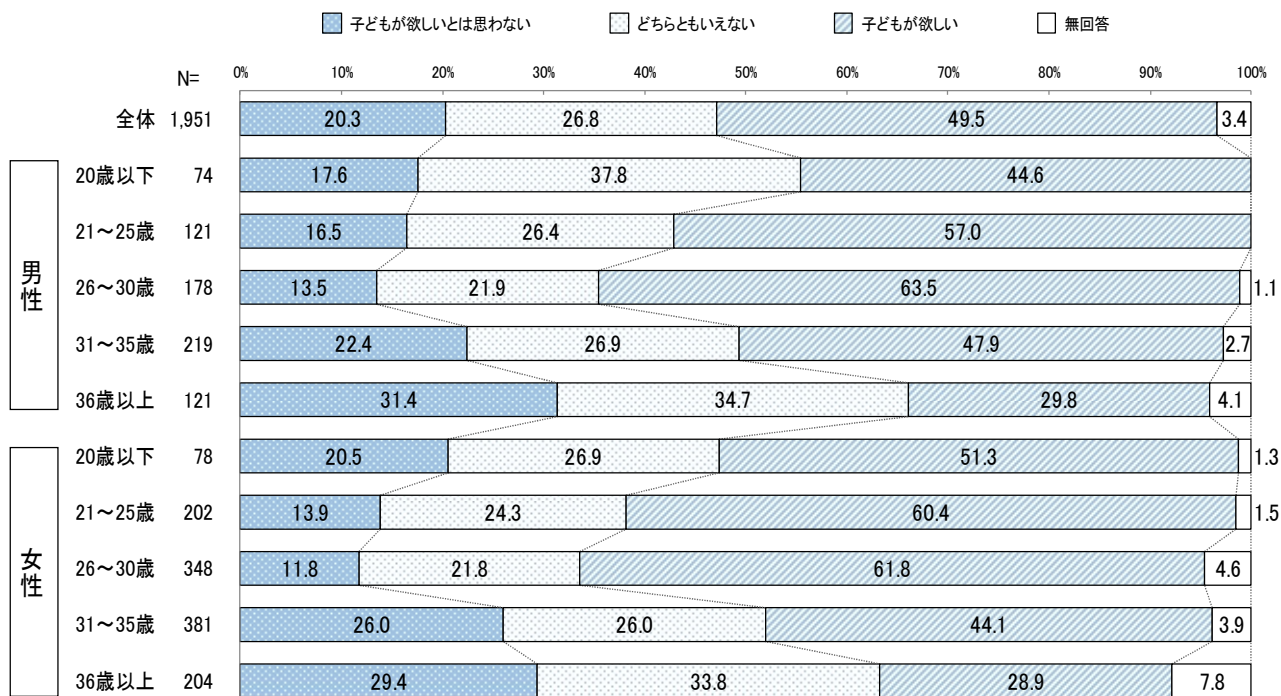
◇ 「適当な相手にめぐり会わない」が 41.9%と最も多く、次いで「自分の時間を失いたくない」が 41.0%となっている。



子どもが欲しいかについて 【問 18】

■ 将来、子どもが欲しいですか。すでにお子さんがいる方も、もっと子どもが欲しい、という方は「子どもが欲しい」を選んでください。(1つ)

◇ 全体では、「子どもが欲しい」が 49.5%と最も多い。

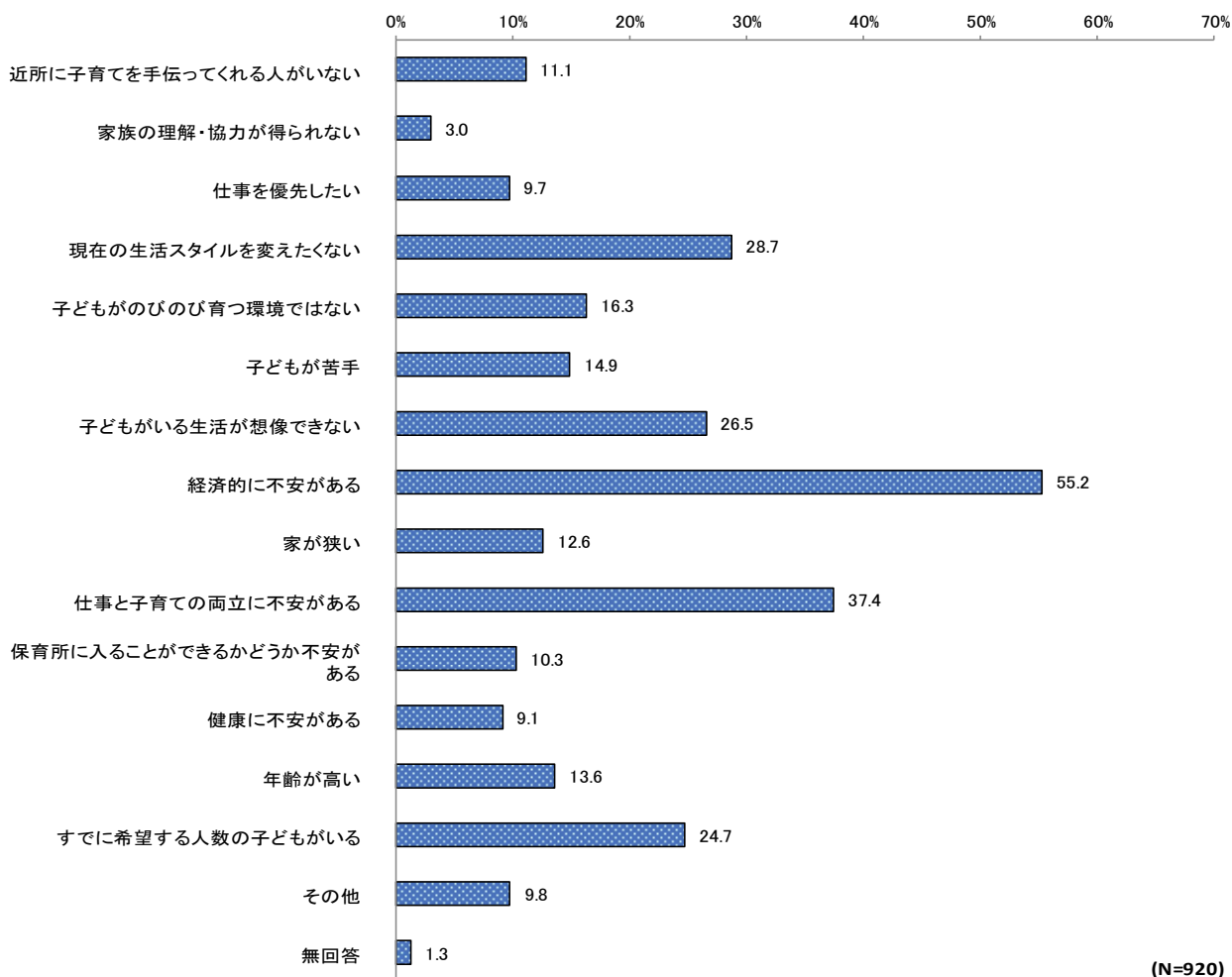


子どもが欲しいと思わない理由について 【問 19】

■子どもが欲しいとは思わない理由またはどちらともいえない理由は何ですか。

(複数回答)

◇ 「経済的に不安がある」が 55.2%と最も多く、次いで「仕事と子育ての両立に不安がある」が 37.4%となっている。

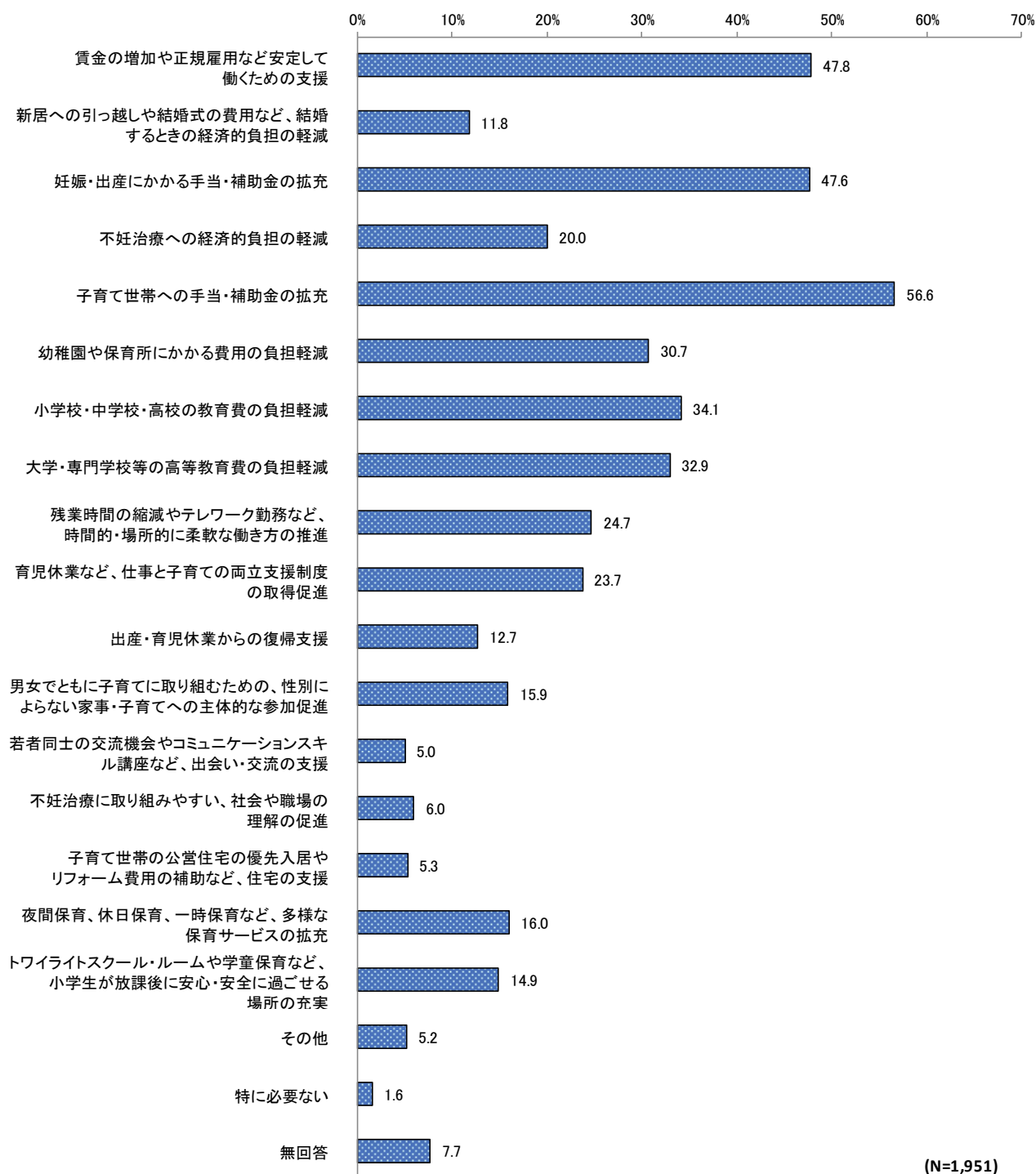


(N=920)

少子化対策として必要な支援について 【問 20】

■ 少子化対策として、あなたが特に必要だと思う支援は何ですか。（5つまで回答）

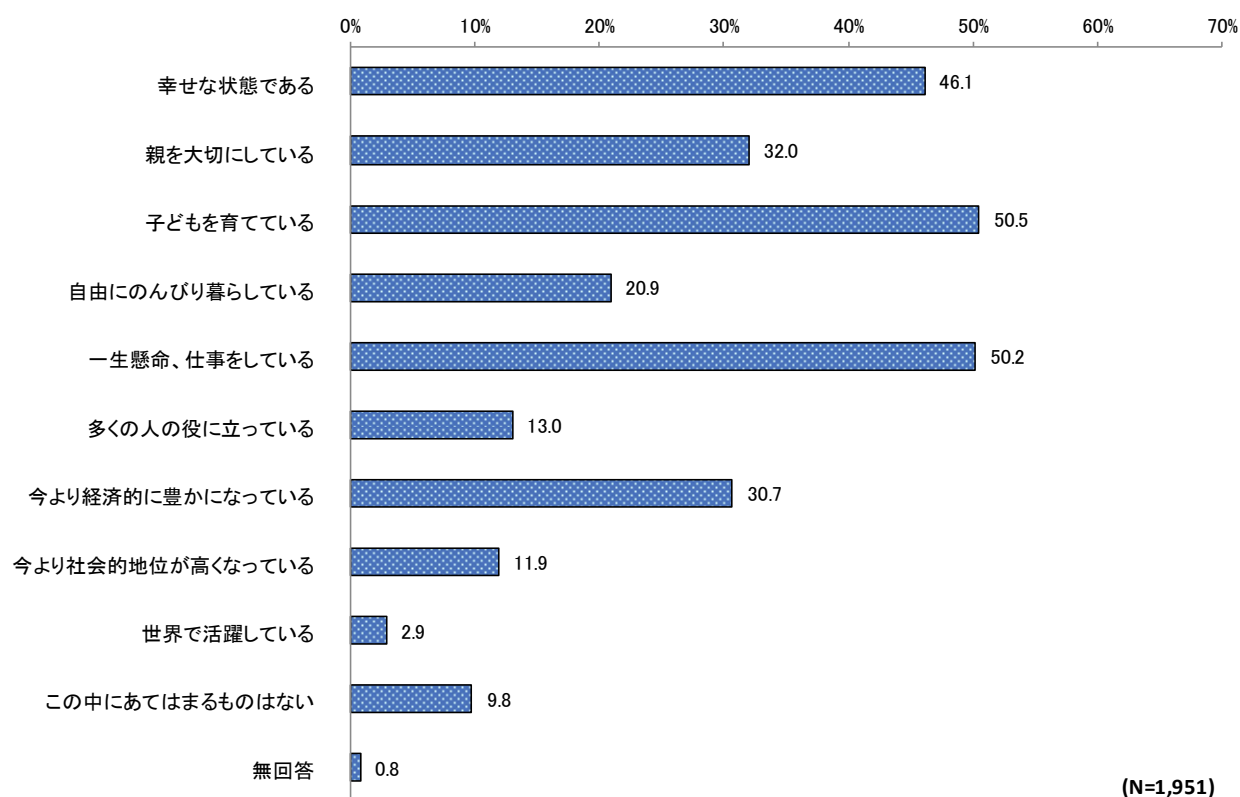
◇ 「子育て世帯への手当・補助金の拡充」が 56.6%と最も多く、次いで「賃金の増加や正規雇用など安定して働くための支援」が 47.8%となっている。



5年後の自分のイメージについて【問 48】

■ 5年後の自分をどのようにイメージしていますか。(複数回答)

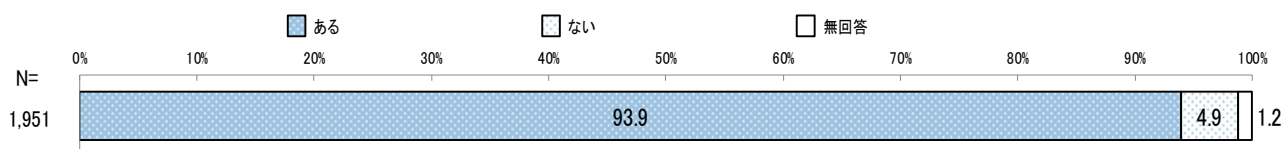
◇ 「子どもを育てている」が50.5%と最も多く、次いで「一生懸命、仕事をしている」が50.2%、「幸せな状態である」が46.1%となっている。



居場所について【問 52】

■ あなたにとって、居場所（ほっとできる場所、居心地のよい場所）はありますか。
(1つ)

◇ 全体では、「ある」が93.9%、「ない」が4.9%となっている。



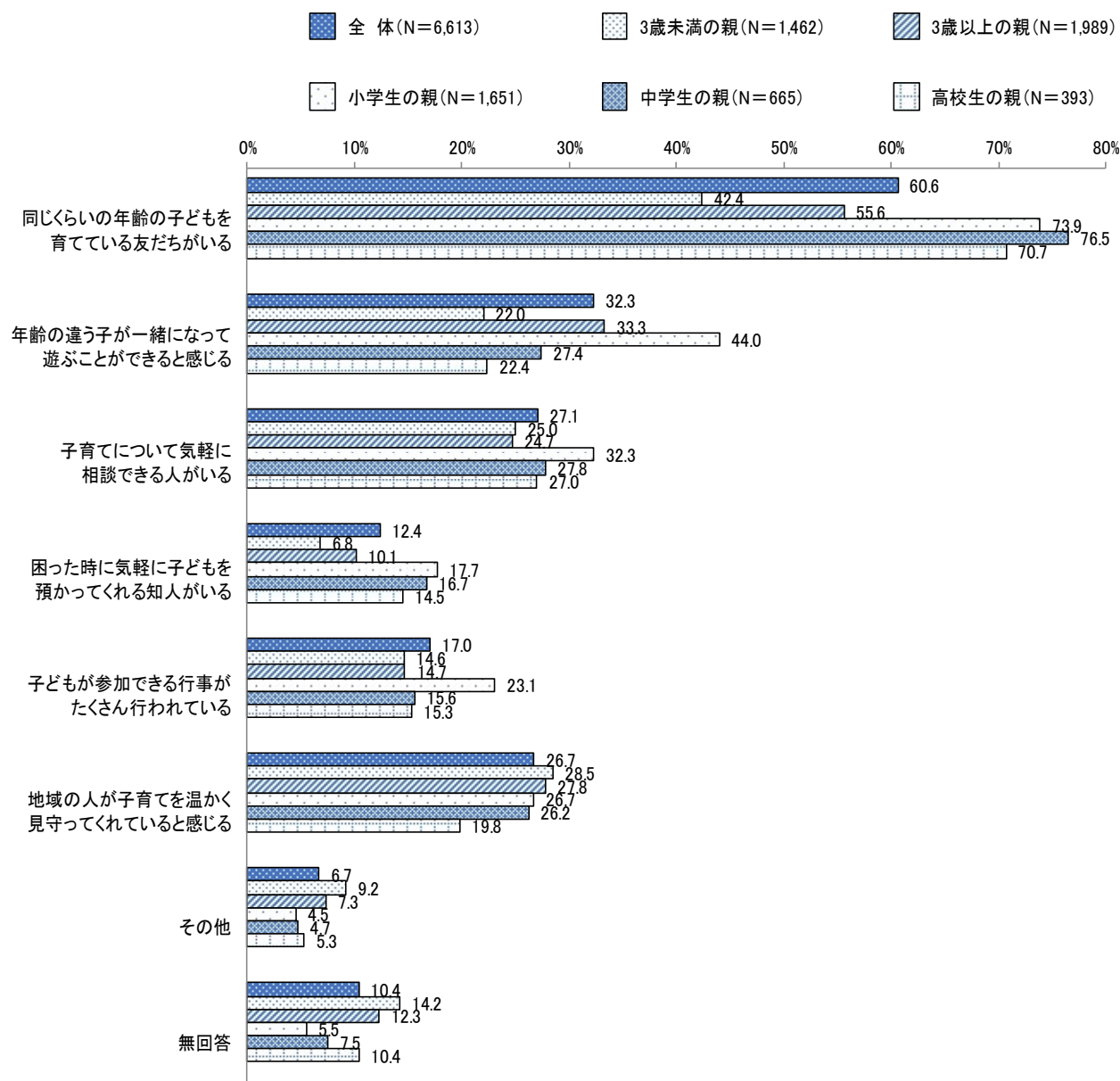
Ⅲ 子育て家庭調査

地域の子育ての状況について 【問6】

■子育てについて、あなたのお住まいの地域にあてはまるものを選んでください。

(複数回答)

- ◇ 全体では、「同じくらいの年齢の子どもを育てている友だちがいる」が60.6%と最も多く、次いで「年齢の違う子が一緒になって遊ぶことができると感じる」が32.3%、「子育てについて気軽に相談できる人がある」が27.1%となっている。
- ◇ 「同じくらいの年齢の子どもを育てている友だちがいる」では、就学後の親の割合がいずれも7割以上である。

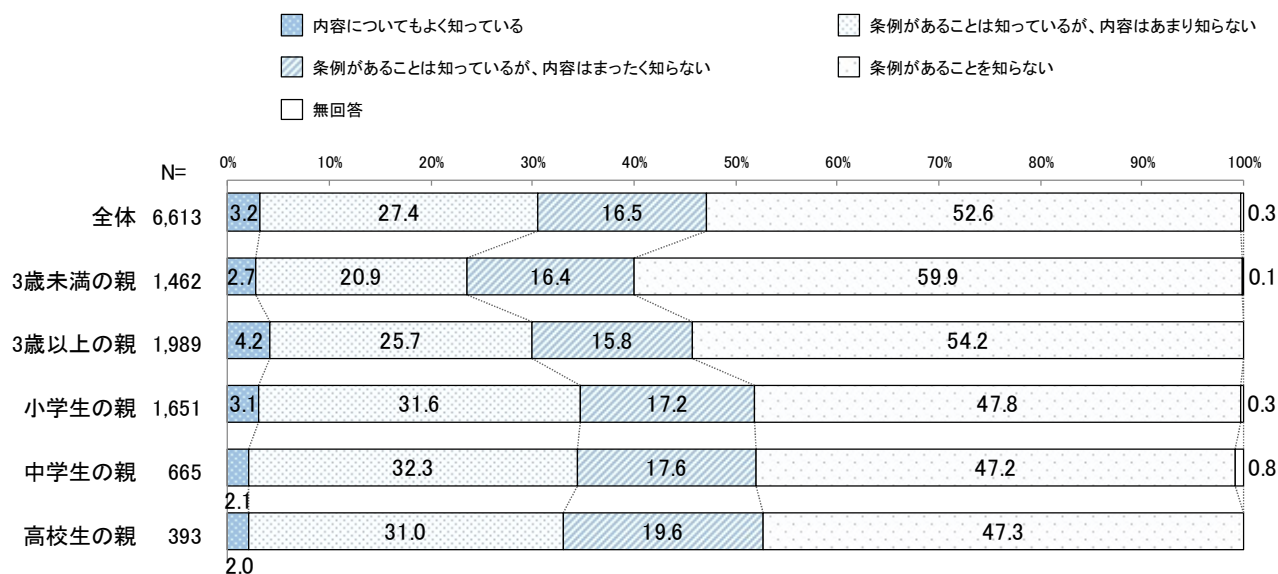


なごや子どもの権利条例について 【就学前 問8・就学後 問9】

■あなたは、「なごや子どもの権利条例」を知っていますか。（1つ）

◇ 全体では、「条例があることを知らない」が52.6%と最も多く、次いで「条例があることは知っているが、内容はあまり知らない」が27.4%、「条例があることは知っているが、内容はまったく知らない」が16.5%、「内容についてもよく知っている」が3.2%である。

◇ 子どもが就学前の親の過半数は、条例があることを認知していない。



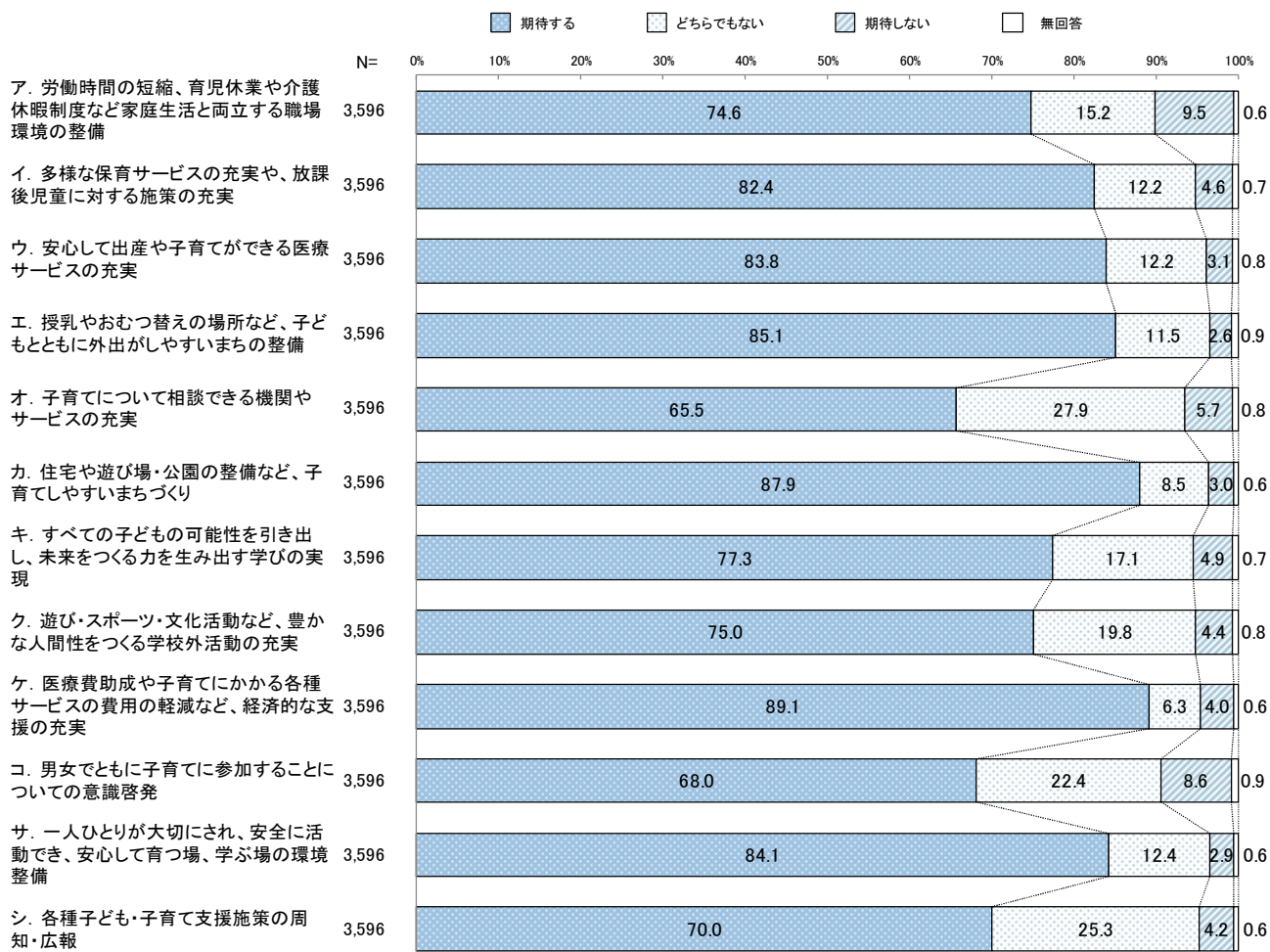
名古屋市の子育て支援の取り組みについて【就学前 問10・就学後 問11】

■名古屋市の子ども・子育て支援への取り組みについてあてはまるものを選んでください。

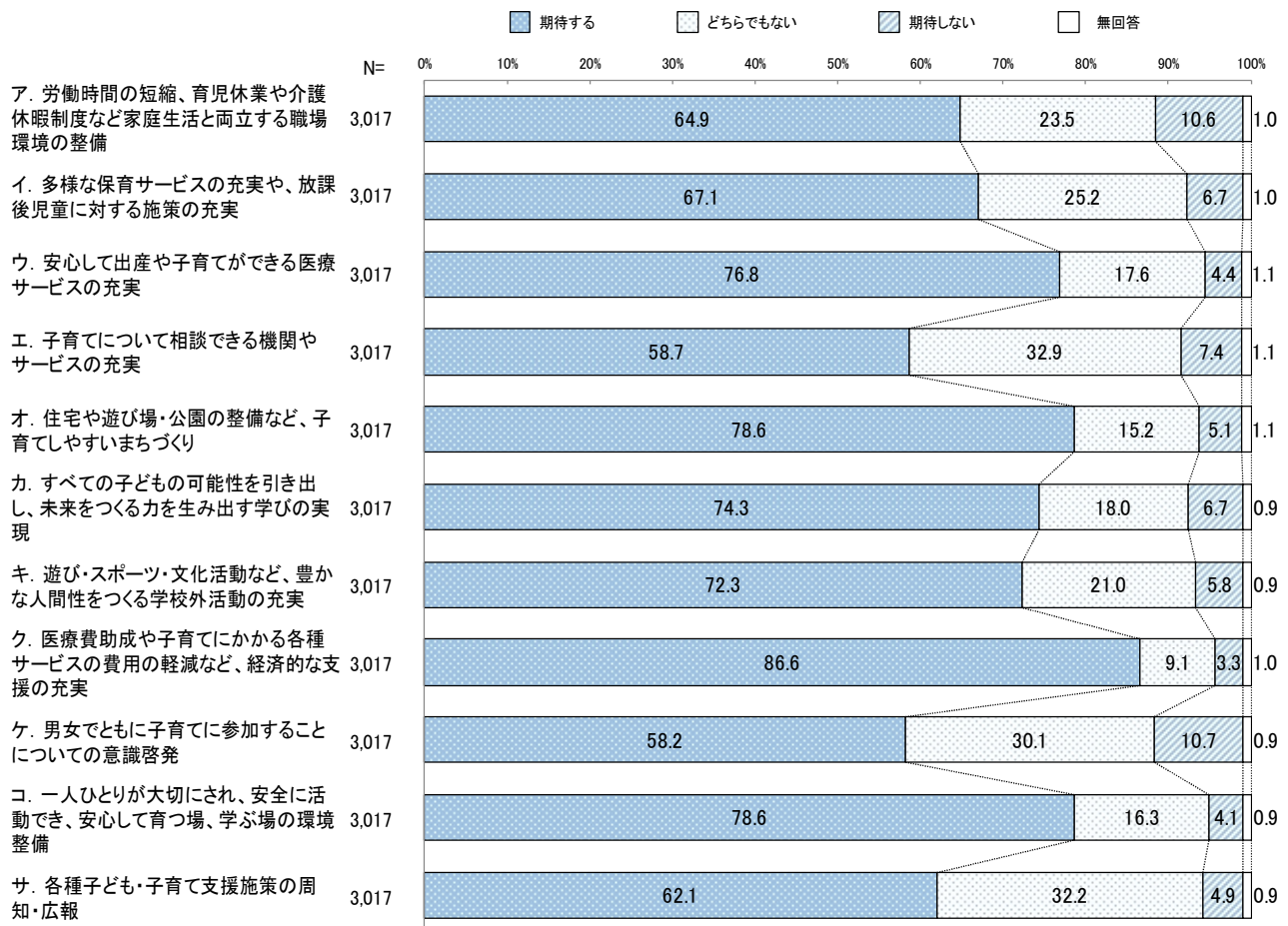
(1) 期待の有無

- ◇ 子どもが就学前・就学後の親がともに「期待する」の割合が最も高いのは、「医療費助成や子育てにかかる各種サービスの費用の軽減など、経済的な支援の充実」である。
- ◇ 子どもが就学前の親が「期待しない」の割合が最も高いのは、「労働時間の短縮、育児休業や介護休暇制度など家庭生活と両立する職場環境の整備」である。子どもが就学後の親は「男女でともに子育てに参加することについての意識啓発」である。

<就学前>



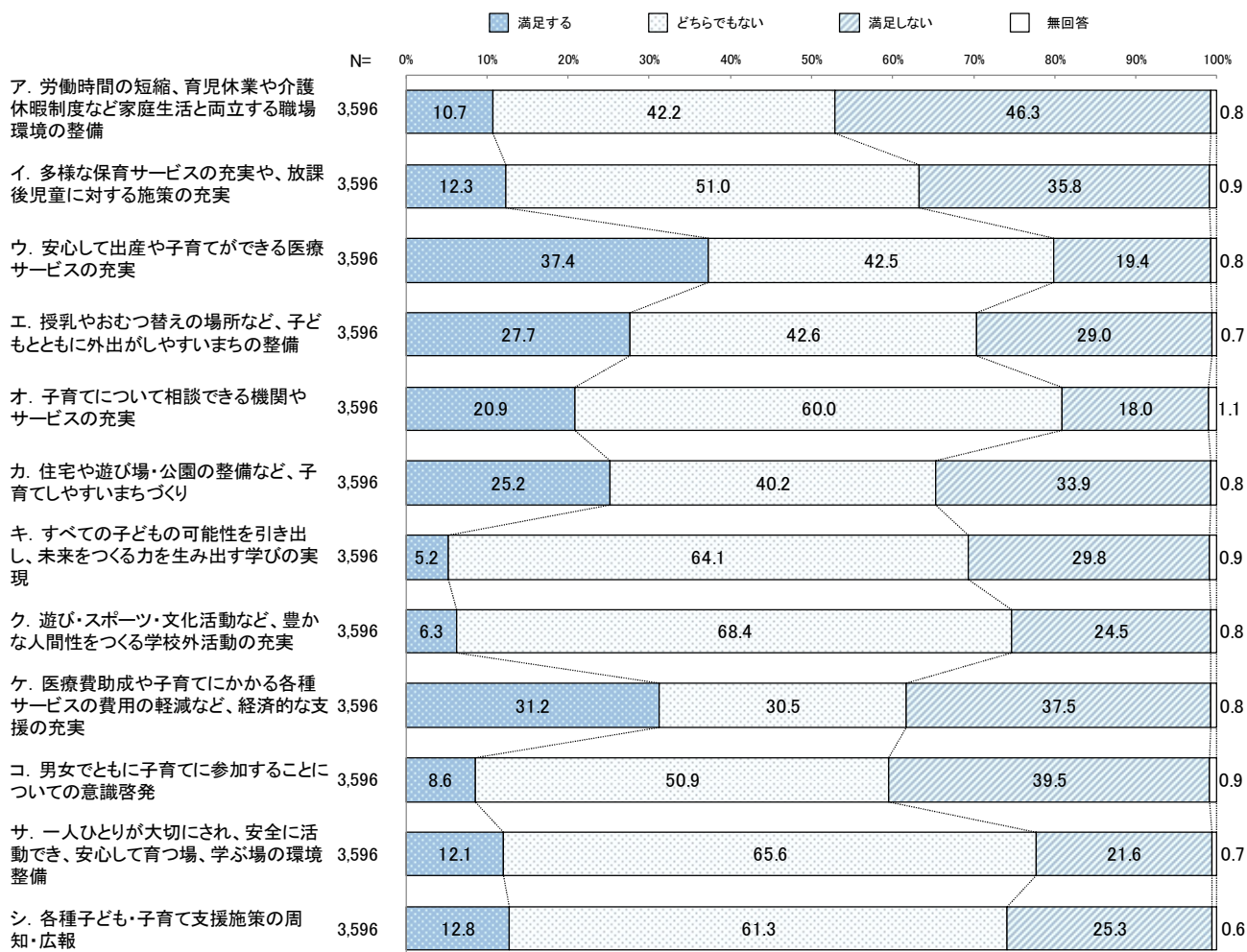
<就学後>



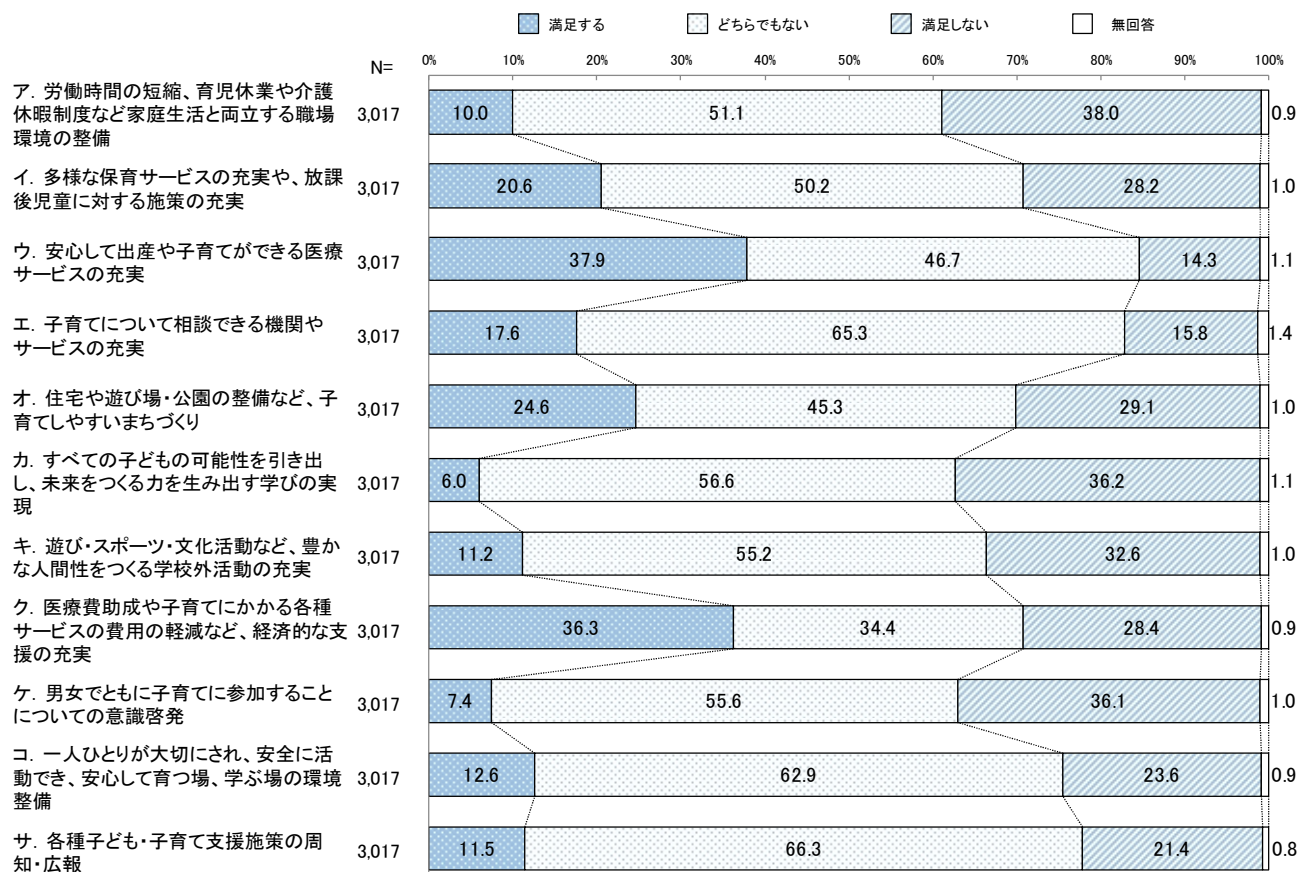
(2) 現状の満足度

- ◇ 子どもが就学前・就学後の親がともに「満足する」の割合が最も高いのは、「安心して出産や子育てができる医療サービスの充実」である。
- ◇ 子どもが就学前・就学後の親がともに「満足しない」の割合が最も高いのは、「労働時間の短縮、育児休業や介護休暇制度など家庭生活と両立する職場環境の整備」である。

<就学前>



<就学後>



両親の就労状況について 【就学前 問11・問18】 【就学後 問12・問19】

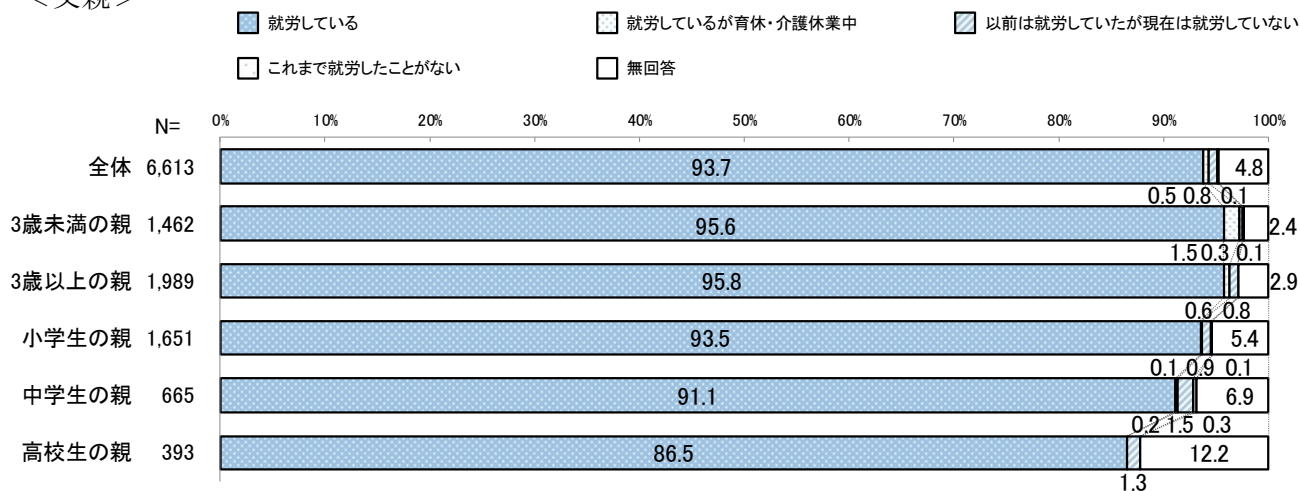
■ 父親の就労状況について、あてはまるものを選んでください。(1つ)

■ 母親の就労状況について、あてはまるものを選んでください。(1つ)

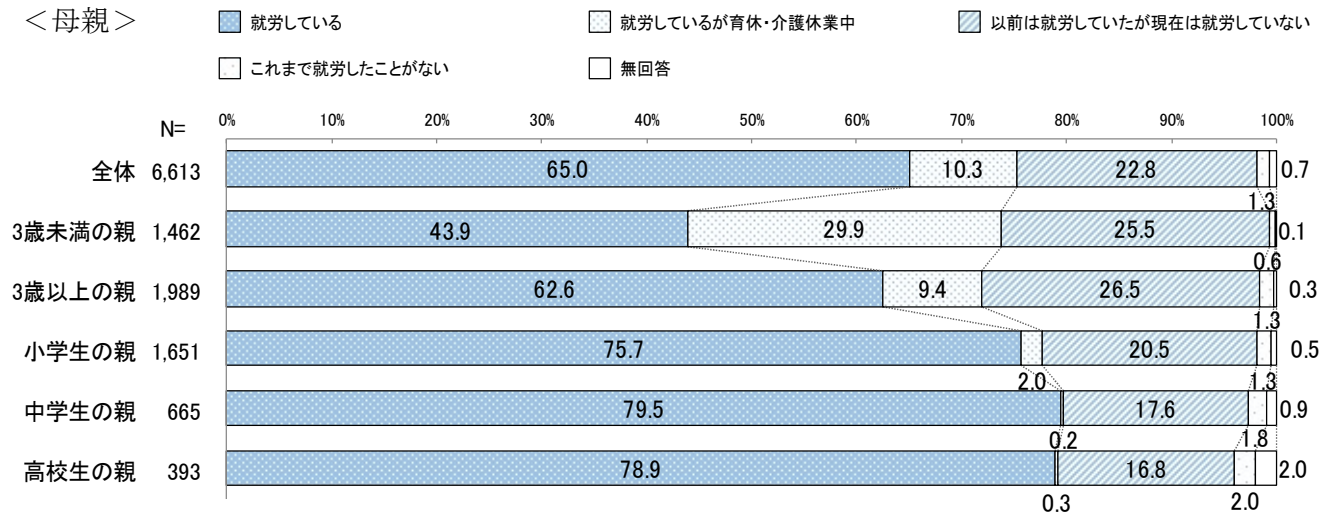
◇ 父親の就労状況では、「就労している」が93.7%である。

◇ 母親の就労状況では、「就労している」が65.0%である。

<父親>



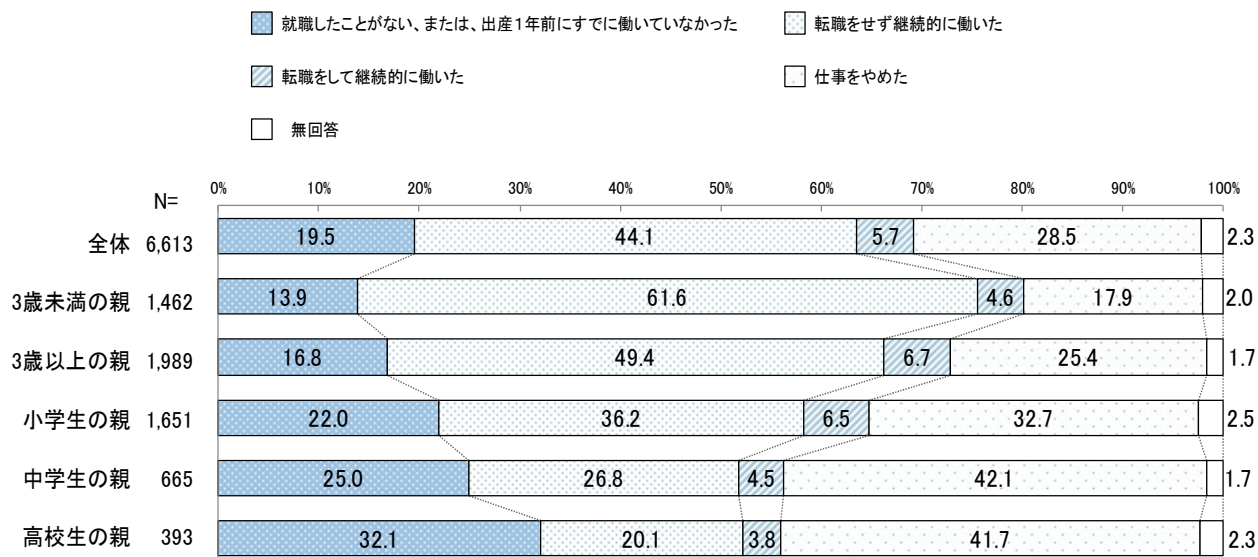
<母親>



出産にともなう母親の退職や転職について 【就学前 問25・就学後 問26】

■母親は、出産前後（それぞれ1年以内）に仕事をやめたり、転職をしましたか。（1つ）

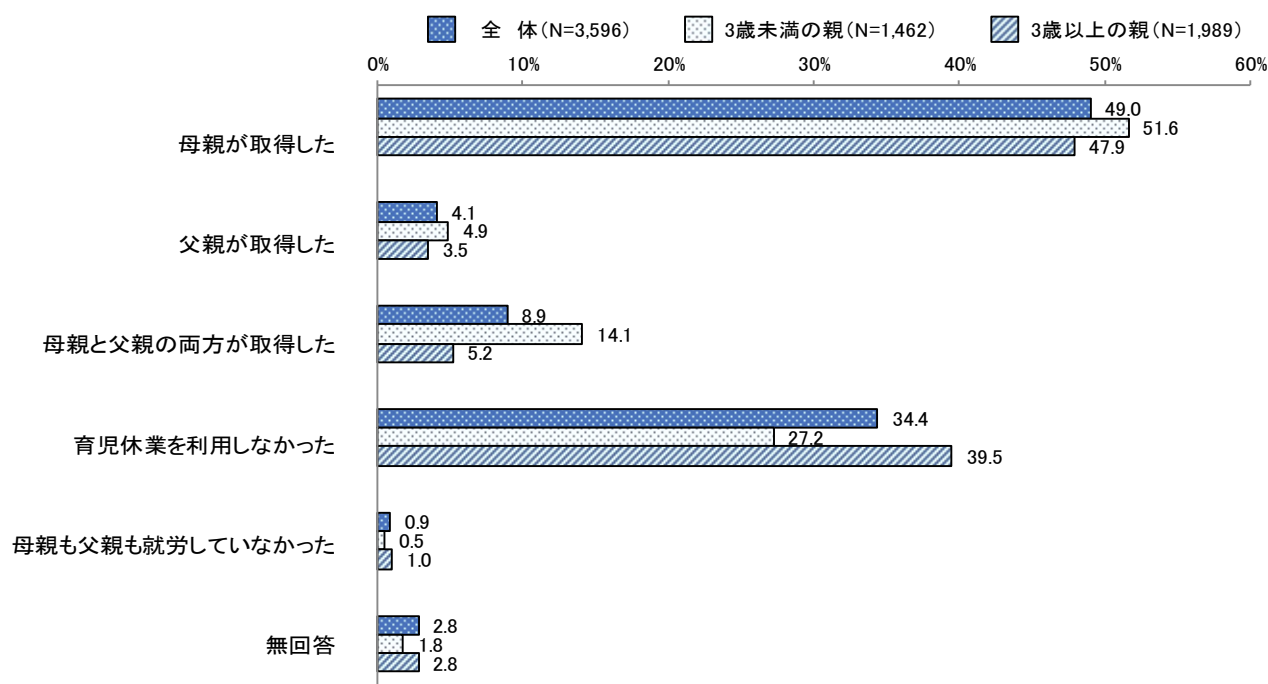
- ◇ 全体では、「転職をせず継続的に働いた」が44.1%と最も多く、次いで、「仕事をやめた」が28.5%、「就職したことがない、または、出産1年前にすでに働いていなかった」が19.5%となっている。
- ◇ 「3歳未満の親」では、「転職をせず継続的に働いた」の割合が最も高く、61.6%となっている。



育児休業の取得について 【就学前 問27】

■あて名のお子さんについて、母親または父親が育児休業を取得しましたか。（1つ）

- ◇ 全体では、「母親が取得した」が49.0%と最も高く、次いで「育児休業を利用しなかった」が34.4%、「母親と父親の両方が取得した」が8.9%となっている。
- ◇ 「育児休業を利用しなかった」割合は、「3歳以上の親」は「3歳未満の親」よりも10ポイント以上高くなった。



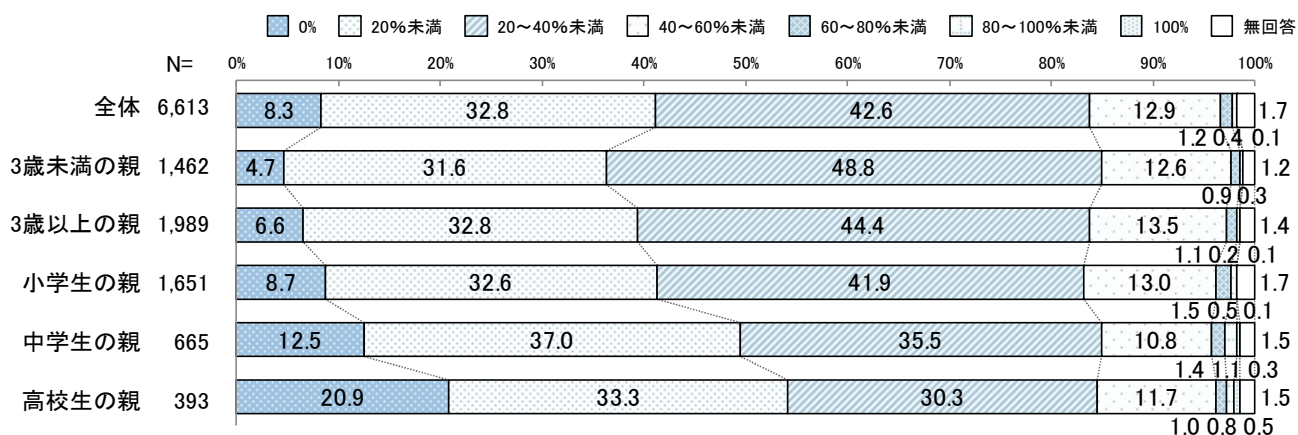
家事・子育ての分担について 【就学前 問 32・就学後 問 31】

■現在、家事・子育てをどのように分担していますか。父親と母親の分担の割合を、全体で100%になるように数字で記入してください。

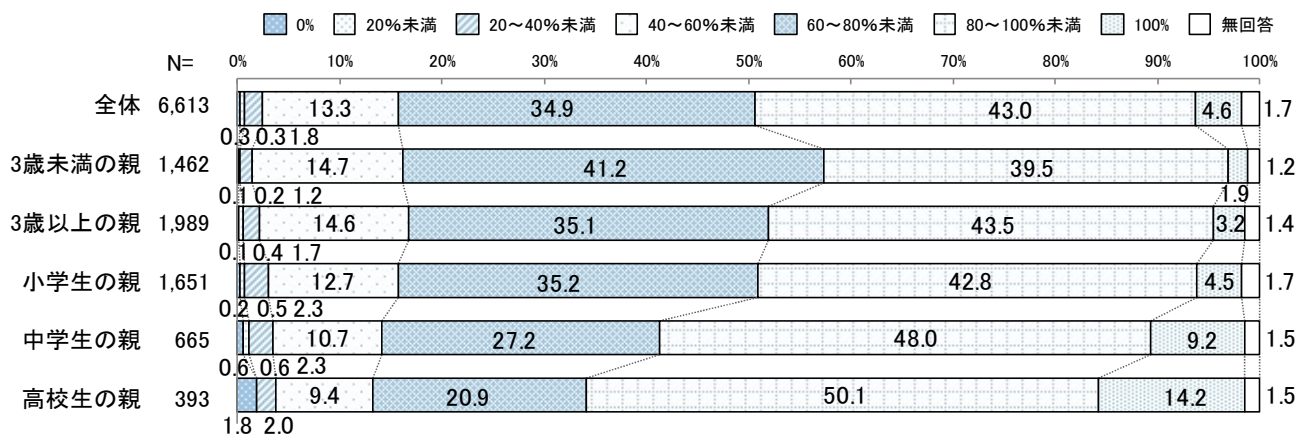
◇ 全体では、父親は「20～40%未満」が42.6%と最も多く、母親は「80～100%未満」が43.0%、祖父母等の援助は「0%」が57.2%とそれぞれ最も多い。

◇ 子どもの年代が高い親ほど、母親が80%以上と回答した割合が高くなっている。

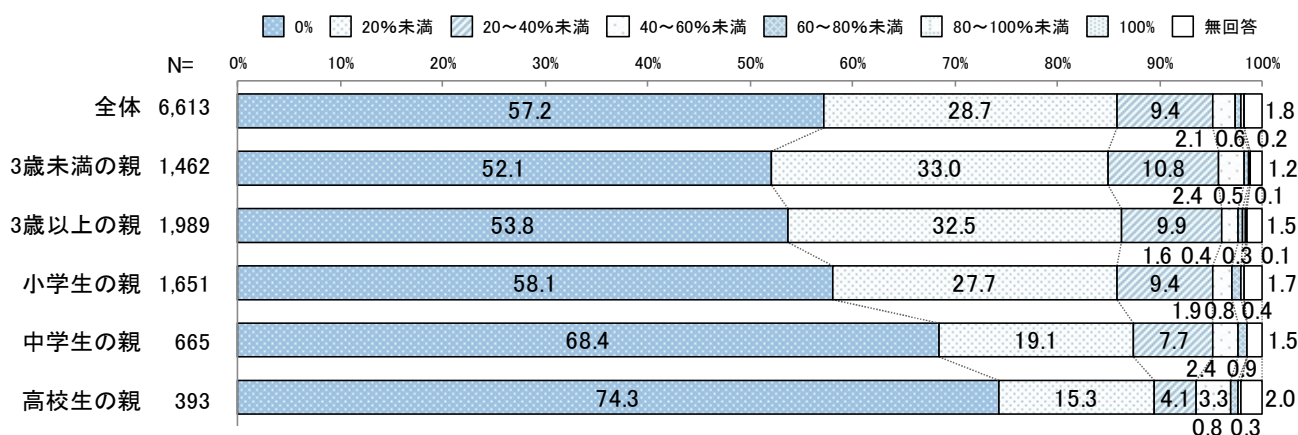
(1) 父親の割合



(2) 母親の割合



(3) 祖父母等の援助の割合

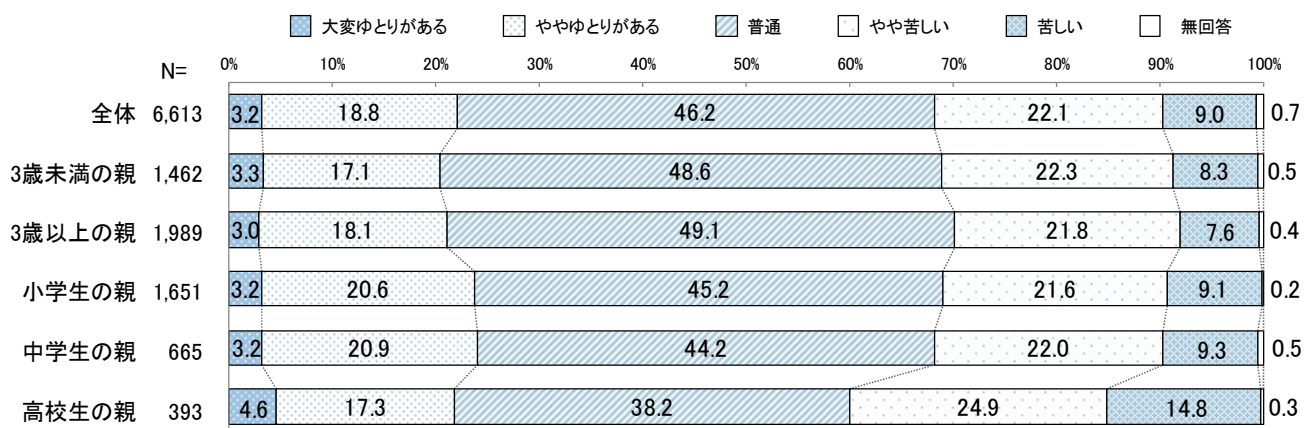


子育ての経済的負担について 【就学前 問 71・就学後 問 32】

■あなたの世帯の現在の暮らし向きについてあてはまるものを選んでください。(1つ)

◇ 全体では、「普通」が 46.2%と最も多く、次いで「やや苦しい」が 22.1%、「ややゆとりがある」が 18.8%となっている。

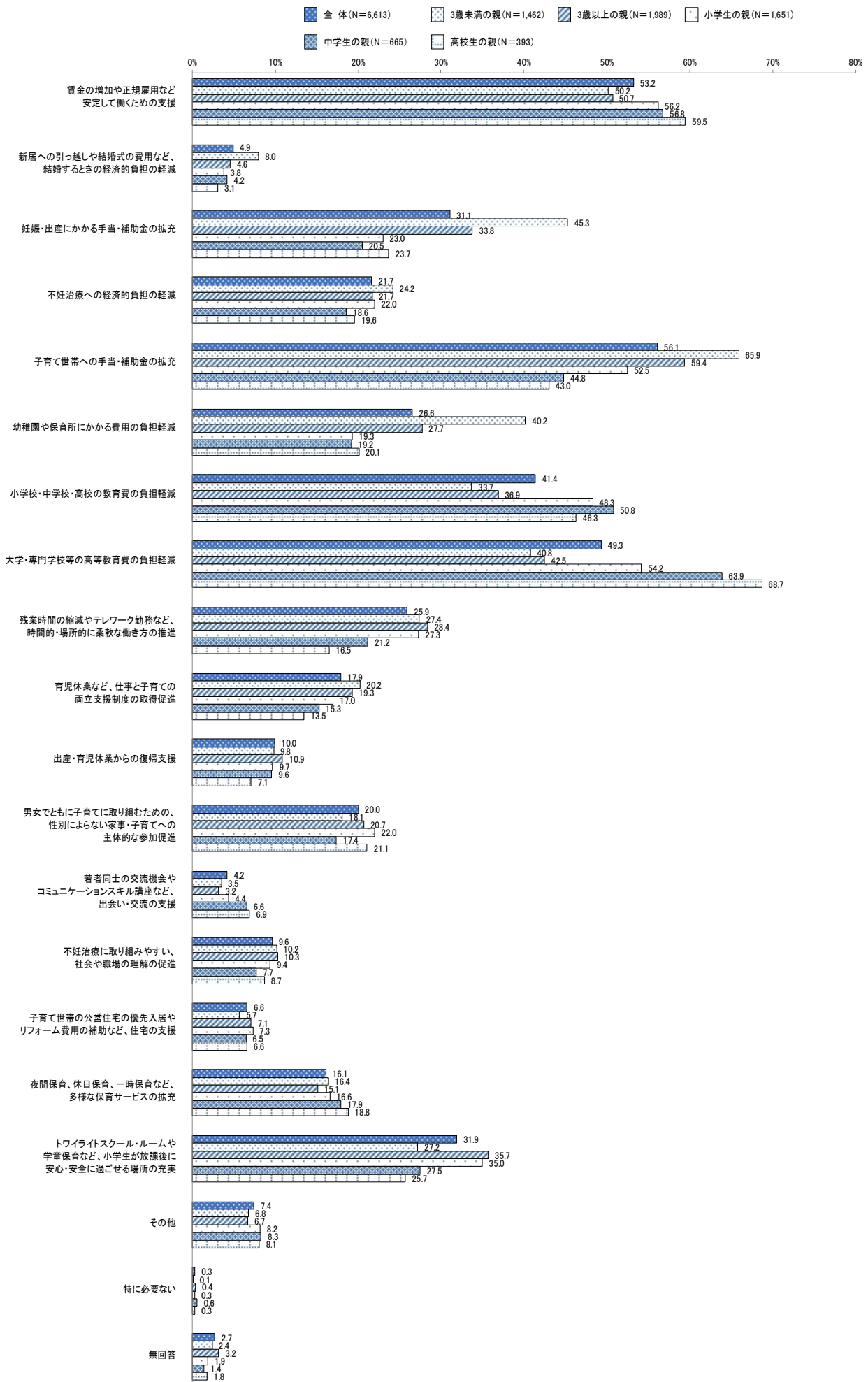
◇ 「苦しい」の割合は、「高校生の親」が 14.8%と最も高い。



少子化対策として特に必要だと思う支援【就学前 問 83・就学後 問 47】

■少子化対策として、あなたが特に必要だと思う支援は何ですか。（5つまで）

- ◇ 全体では、「子育て世帯への手当・補助金の拡充」の割合が 56.1%と最も高く、次いで「賃金の増加や正規雇用など安定して働くための支援」が 53.2%、「大学・専門学校等の高等教育費の負担軽減」が 49.3%となっている。
- ◇ 「賃金の増加や正規雇用など安定して働くための支援」を見ると、いずれの年代の子どもをもつ親も過半数を占めている。



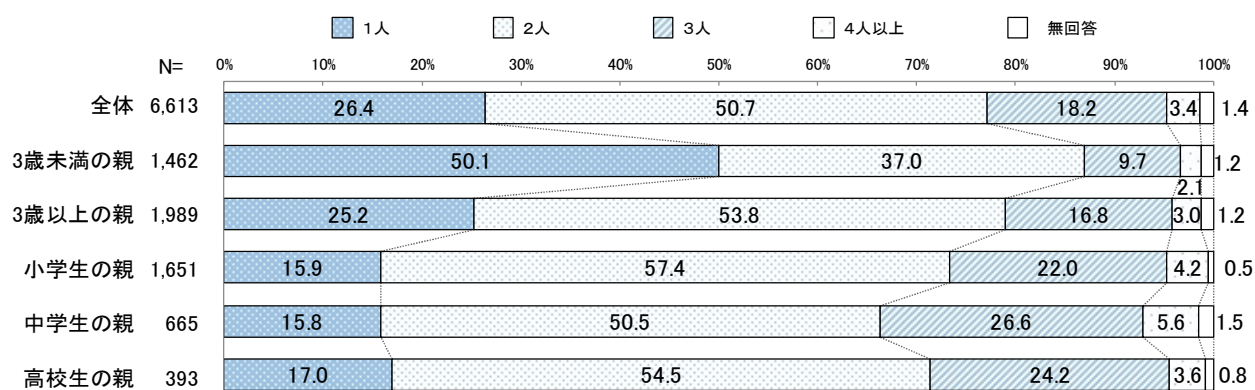
お子さんの人数について 【就学前 問 84・就学後 問 48】

■ あなたには何人のお子さんがいますか。また、理想としては、子どもは何人いるのが望ましいと考えていますか。(各1つ)

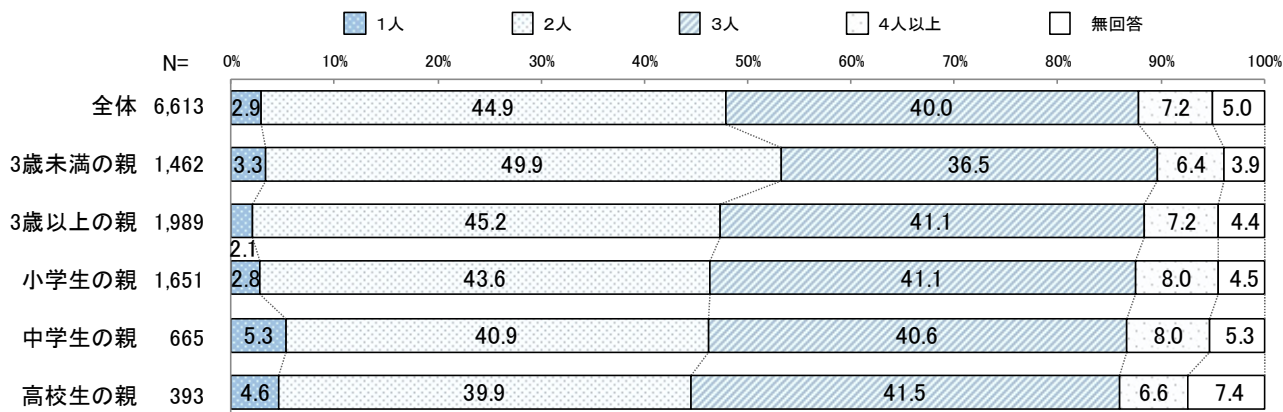
◇ 全体では、実際の子どもの人数は、「2人」が50.7%、次いで「1人」が26.4%となっており、理想とする子どもの人数は、「2人」が44.9%、次いで「3人」が40.0%となっている。

◇ いずれの年代の子どもをもつ親も、実際の子どもの人数を3人以上と回答した割合より、理想とする子どもの人数を3人以上と回答した割合の方が高い。

(1) お子さんの人数



(2) 理想とする人数



お子さんの人数が理想とする人数より少ない理由について【就学前 問 85・就学後 問 49】

■お子さんの人数が理想とする人数より少ない理由は何ですか。（3つまで）

- ◇ 全体では、「経済的に余裕がないから」が52.0%と最も多く、次いで「子育ての身体的・精神的な負担が大きいから」が35.5%、「仕事と子育ての両立が難しいから」が31.0%となっている。
- ◇ 「3歳未満の親」では、「今後、出産の予定がある（出産を希望している）」が40.1%と高くなっている。

